

計画素案の「たたき台」です。  
現在調整中のため、記載内容を追加・変更・削除  
とすることがあります。

# かながわ困難女性等支援計画（仮称） 素案 たたき台

（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

表題の「困難女性等」とは、  
・ 困難な問題を抱える女性  
・ DV被害者（セクシャリティを問わず）  
のことです

神奈川県



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

# 本計画における主な用語の説明

## ■ 「女性支援法」

本計画においては、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」のことを、「女性支援法」と記載しています。

## ■ 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

「DV」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、本計画においては、「配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力」という意味で記載しています。

## ■ 「DV防止法」

本計画においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する法律（平成13年法律第31号）」のことを、「DV防止法」と記載しています。

## ■ 「当事者」

本計画の対象者は女性支援法における「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」です。本計画においては、両者を併せて「当事者」と記載しています。

- ・「困難な問題を抱えた女性」とは、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えた女性のことを指します。
- ・「DV被害者」とは、「配偶者等」からの暴力を受けた方を指します。（セクシャルティを問いません）
  - 「配偶者等」とは婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の相手を含み、また、生活の本拠を共にしない交際相手も含めています。

### < 「DV防止法」の適用範囲 >

- ・ DV防止法上の「配偶者からの暴力」には、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き受ける暴力を含みます。
- ・ 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力にも準用され、さらに、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き受ける暴力を含みます。

本計画に記載した施策等によっては、「困難な問題を抱える女性」のみ、「DV被害者」のみなど、対象が限定される施策もありますが、総じて「当事者」と記載しています。

## ■「暴力の種類」

DV防止法における「暴力」とは、「身体に対する暴力」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します<sup>1</sup>。

暴力には以下のような種類があり、本計画においては、以下のような行為を広く暴力として扱っています。

- ・ 身体的暴力 … 殴る／蹴る／首を絞める／髪をもって引きずり回す／包丁で切りつける／階段から突き落とす／タバコの火を押し付ける／熱湯をかける など
- ・ 精神的暴力 … 暴言を吐く／脅かす／無視する／浮気・不貞を疑う／家から締め出す／大事にしているものを壊す／子どもに危害を加えると脅す など
- ・ 経済的暴力 … 生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる など
- ・ 性的暴力 … 性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない など
- ・ 社会的暴力 … 外出や親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する など
- ・ その他 … 「おまえは家事だけやればいいんだ」、「この家の主は自分だ」など特権のように振りかざす／暴力をふるう原因や責任をパートナーに転嫁する 等

<sup>1</sup> DV防止法における「暴力」のうち、保護命令が発令される要件となる「暴力」は、令和6年（2024年）4月施行のDV防止法改正により、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫に加え、「自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫」が追加されました。

また、DVの発見者による通報や、警察官による被害の防止、警察本部長等の援助に関する規定は、身体に対する暴力のみを対象として整理されています。

さらに、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」について、国は暴力を「身体的暴力」、「精神的暴力」（本計画における「経済的暴力」「社会的暴力」を含める）及び「性的暴力」の3つに分類したうえで「精神的暴力」及び「性的暴力」を指すとし、刑法上の脅迫に当たるような言動もこれに該当する（軽微なものは除く）としています。

# 目 次

第1章 計画策定の経緯	1
-------------	---

第2章 計画の基本的な考え方	4
----------------	---

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の性格	4
3 計画期間	5
4 計画に関する評価と公表	5

第3章 県の現状及び取り組むべき事項	6
--------------------	---

1 困難な問題を抱える女性の状況	6
2 困難な問題の状況	33
3 支援の状況	42
4 取り組むべき事項	64

第4章 計画の内容	68
-----------	----

1 基本目標	68
2 基本理念	68
3 対象地域	68
4 対象者の考え方	68
5 重点目標	70
6 支援の体制	71
7 施策の体系	76
8 具体的な内容	80

第5章 推進体制	103
----------	-----

1 神奈川県男女共同参画審議会	103
1 神奈川県共生推進本部	103
2 かながわ困難女性等支援調整会議（仮称）	103

参考資料	X
------	---

## 第1章 計画策定の経緯

### <女性支援の歴史>

本県における女性支援の歴史は、古くは終戦直後の昭和25年（1950年）年までさかのぼります。昭和25年（1950年）、県は当時横浜市磯子区にあった県立屏風ヶ浦病院内に婦人更生相談所を設置しました。これは売春を行っていた女性の更生相談を目的とした全国初の施設であり、その設置は、のちに現在まで続くことになる女性支援の根拠法、売春防止法が公布される6年前のことでした。

売春防止法制定以前にこうした更生施設を設けた理由は、神奈川県が占領下の横須賀基地及び厚木基地、そして海外との玄関口である港町横浜を抱え、「他の府県には見られない戦後売春婦の蝟集地（いしゅうち）」と化しているという認識があったからでした。その後、更生相談所は婦人相談所と名称を改め、相談内容も売春だけでなく家出・浮浪などが加わります。そして、昭和31年（1956年）に売春防止法が制定されると、売春からの保護更生に、転落の未然防止と女性に対する基本的人権を擁護する機関として業務を拡げていきました。こうした県の動向は、売春防止法が規定する更生施設のテストケースとして全国から注目をあびました。

こうして、「女性であること」に着目した支援は、昭和31年（1956年）に施行された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）に対する保護・更正を図るために今日まで実施されることとなります。

### <DV防止・被害者支援のあゆみ>

近年、女性を巡る大きな問題の一つが、配偶者等からの暴力による問題です。県は、平成13年（2001年）に制定されたDV防止法に基づき、平成14年（2002年）に配偶者暴力相談支援センターを設けるとともに、平成18年（2006年）には「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。その後、平成21年（2009年）に「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、DV被害者の相談や保護、自立の支援などに取り組んできました。

平成25年（2013年）には、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者についても配偶者からの暴力被害者に準じて扱う」とされ、対象者を拡大する法改正が行われました。この改正を踏まえ、平成26年（2014年）に計画名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更するとともに、これまでの被害者支援の取組みに加え、DV防止の取組みを強化する改定を行いました。

平成30年（2018年）には、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のための啓発の強化や、被害者への相談支援に対応する職員研修の充実などの取組を盛り込む等の改定を行いました。

しかしながら、DVの根絶のためには、依然として様々な課題が残されています。

### <売春防止法の限界>

要保護女子に対する保護・更生のため始まった女性支援ですが、女性が直面している問題が多様化し、また複合的な困難な問題を抱える女性の増加が指摘されてきたと同時に、女性支援事業の対象者も拡大しました。

昭和45年（1970年）に、国通知により「売春を行うおそれのある女子」以外にも拡大されたのを皮切りに、平成13年（2001年）に制定されたDV防止法におけるDV被害者、平成16年（2004年）に策定された「人身取引対策行動計画」における人身取引被害者、平成25年（2013年）に改正されたストーカー規制法におけるストーカー被害者が、女性支援の対象となりました。このように対象者を拡大する一方で、売春防止法の女性支援に関する規定が抜本的に見直されることはありませんでした。

売春防止法の施行から67年がたち、社会経済状況の急激な変化に伴う女性の就業率の上昇、働き方の多様化や、婚姻に関する意識や家族関係の変化などに伴い、女性に対する暴力、生活困窮、性加害問題等、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも多様化しています。

令和2年（2020年）から急速に感染拡大した「新型コロナウイルス感染症」も困難な問題を抱える女性に深刻な影響をもたらしました。非正規雇用者の解雇や雇止め、シングルマザーの失業率の上昇、自殺者の増加、DV相談の全国的な増加、子どものいる有配偶者の非労働力化の進行など、社会的に弱い立場にある人ほど状況が深刻化するという事態が浮き彫りとなりました。

こうした状況を受け、売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことそのものの制度的限界が指摘されるようになり、女性支援事業の根拠法である売春防止法からの脱却を目指す動きが強まりました。平成27年（2015年）には神奈川県議会が国に対して「売春防止法の抜本的な改正又は、新たな法整備に関する意見書」を提出しました。

2019（令和元）年に取りまとめられた、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」においては、「人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要である」ことや、「女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制度上も旧売春防止法ではなく、新たな枠組みを構築していく必要がある」こと、「若年女性への対応、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、時代とともに多様化した困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにすることが必要である」こと、「行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指すことが必要である」ことが指摘されました。



---

### <女性支援法の成立>

---

令和4年（2022年）5月、女性支援法が成立しました。女性支援法では、売春防止法の「性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱す売春する恐れのある女子を保護・更生させる」という目的から脱却し、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現」を目指すこととされ、日常生活又は社会生活を送る上で、様々な困難を抱える女性の福祉の増進のため、本人の意思を尊重した切れ目のない福祉的な支援を実施することとされています。

そのためには一人ひとりが抱える背景に寄り添い、当事者の目線に立った支援が必要であることから、支援者も、従来の売春防止法に基づく考え方から、一人ひとりの人権を尊重し本人のニーズに即した当事者目線に立った支援を改めて意識することが求められています。DV被害をはじめ、様々な困難を抱えた女性等を支援するため、また、支援が届きにくい人にも早期にかつ切れ目ない支援をするためには、行政、関係機関、民間団体が対等な立場で協働することが必要です。

---

### <本計画の策定>

---

このように当事者を取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、県の当事者支援に対する考え方や方向性等をわかりやすく示すとともに、施策を総合的に推進し、「困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会」の実現を目指すため、このたび、従来のDVプランの内容を含めて、「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」を策定します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

女性支援法及びDV防止法に基づき、当事者を支援するための基本計画として、より実効性のある取組みを推進するため「かながわ困難女性等支援計画(仮称)」を策定するものです。

この計画では、当事者を取り巻く現状や、県が取り組むべき事項、行政・民間団体・関係機関等の役割や連携について明示し、目指すべき社会を基本目標として掲げ、令和10年(2028年)までの5年間に県が実施する具体的な施策内容について記載するとともに、施策を重点的に推進していくこととします。

施策を推進するにあたっては、常に当事者目線に立ち、本人の意思に沿った支援をすること、様々な機関と連携、協働し、切れ目のない支援をすること、人権を尊重し、ジェンダー平等<sup>1</sup>の実現に資する支援を実施します。

今後、この計画に基づき、当事者が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指して、毎年度、計画の状況を評価しながら、県の取組みをより一層進めていきます。

### 2 計画の性格

この計画は、次の性格を持つものとします。

- (1) 女性支援法第8条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (2) DV防止法第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (3) 県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画です。
- (4) 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画である「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援を重点的に推進するための計画です。
- (5) 人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざしており、2015年に国連で採択された「SDGs<sup>2</sup>」における17ある目標である「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」と理念を共有するもので

<sup>1</sup> 「ジェンダー」／「ジェンダー平等」

ジェンダーとは、生物学的性別(セックス/sex)に対し、社会的・文化的に形成された性差に着目する表現。男性、女性という二つだけの性に人々を当てはめず、世の中には、多様な性のグラデーションがあるということについて、注意喚起を促す概念でもある

ジェンダー平等とは、男女共同参画と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴

- ・男性、女性だけでなく、性的マイノリティを含め、すべての人を対象とする
- ・機会の平等だけでなく、格差の解消もめざす

<sup>2</sup> 「SDGs」

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)で2030年までに達成すべき17のゴールを示した国際目標のこと



## 第2章 計画の基本的な考え方

す。今後、DVの防止とDV被害者を含む困難女性等への支援に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図ります。



### 3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、法改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化に伴い、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて、見直すこととします。

### 4 計画に関する評価と公表

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について神奈川県男女共同参画審議会による評価を行い、それらの結果をとりまとめ、公表します。

## 第3章 県の現状及び取り組むべき事項

### 1 困難な問題を抱える女性の状況

#### (1) 生活意識・生活状況

##### ア 経済的困窮感

現在の経済的な暮らし向きでは「やや苦しい」(36.2%)の割合が最も高く、次いで「普通」(34.6%)となっています。また、『ゆとりあり』(たいへんゆとりがある+ややゆとりがある)10.5%に対して、『苦しい』(やや苦しい+たいへん苦しい)が54.9%と過半数を占めています。

図表1-1：経済的困窮感【現在の経済的な暮らし向き】



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

『苦しい』の割合は、年齢別では30～50歳代で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯(親と同居)で6割以上と高くなっています。

世帯年収別にみると、世帯年収が低いほど『苦しい』の割合が高く、年収100万円未満、100～199万円では8割を占めています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど『苦しい』の割合が高く、4種類以上では6割を超えています。

図表1-2：【属性別】経済的困窮感【現在の経済的な暮らし向き】

		調査数 (n)	たいへんゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	たいへん苦しい	ゆとりがある (計)	苦しい (計)
全体		1050	1.0	9.5	34.6	36.2	18.7	10.5	54.9
年齢	20歳代以下	135	0.0	12.6	32.6	36.3	18.5	12.6	54.8
	30歳代	215	0.5	7.4	32.1	40.9	19.1	7.9	60.0
	40歳代	171	1.2	8.8	27.5	37.4	25.1	10.0	62.5
	50歳代	179	0.0	7.8	29.6	40.8	21.8	7.8	62.6
	60歳代	269	2.2	10.4	40.9	31.2	15.2	12.6	46.4
	70歳代以上	81	2.5	12.3	49.4	27.2	8.6	14.8	35.8
婚姻状況	既婚(事実婚含む)	512	1.4	11.3	40.4	33.4	13.5	12.7	46.9
	離別	131	0.8	3.8	35.9	35.9	23.7	4.6	59.6
	死別	40	5.0	12.5	30.0	42.5	10.0	17.5	52.5
	未婚	367	0.3	8.7	26.4	39.5	25.1	9.0	64.6
家族構成	一人暮らし	224	0.9	5.4	31.7	38.8	23.2	6.3	62.0
	夫婦のみ	266	1.5	12.0	43.6	31.2	11.7	13.5	42.9
	二世帯世帯(親と同居)	129	0.8	7.8	23.3	49.6	18.6	8.6	68.2
	二世帯世帯(子と同居)	283	1.1	9.2	33.6	36.7	19.4	10.3	56.1
	その他の世帯	148	0.7	13.5	34.5	28.4	23.0	14.2	51.4

### 第3章 県の現状及び取り組むべき事項

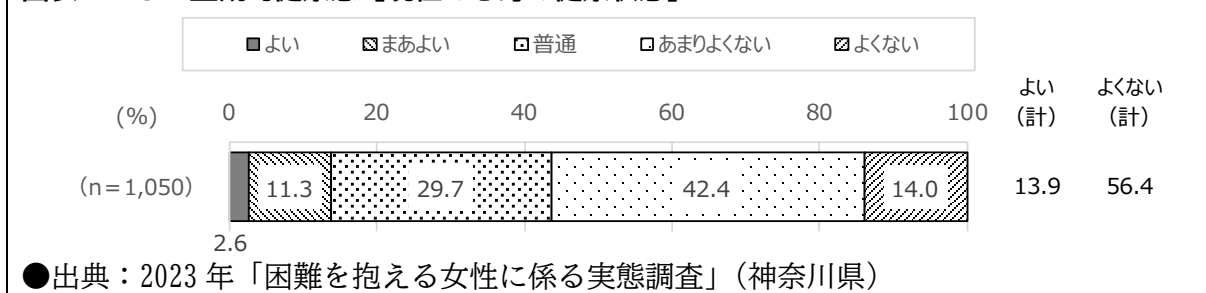
		(%)								
		調査数 (n)	たいへんゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	たいへん苦しい	ゆとりがある (計)	苦しい (計)	
職業	正規の職員・従業員	200	0.5	10.0	39.0	38.0	12.5	10.5	50.5	
	非正規の職員・従業員	335	0.0	8.4	28.1	41.2	22.4	8.4	63.6	
	会社経営者・役員	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	66.7	
	自営業主	48	0.0	14.6	29.2	37.5	18.8	14.6	56.3	
	家族従業者・内職	23	4.3	21.7	26.1	26.1	21.7	26.0	47.8	
	学生	19	0.0	26.3	52.6	5.3	15.8	26.3	21.1	
	無職・家事専業（求職中）	98	0.0	3.1	30.6	37.8	28.6	3.1	66.4	
	無職・家事専業（求職無）	311	2.9	10.3	40.8	30.5	15.4	13.2	45.9	
	その他	13	0.0	0.0	23.1	53.8	23.1	0.0	76.9	
世帯年収（全体）	100万円未満	77	5.2	3.9	13.0	39.0	39.0	9.1	78.0	
	100～199万円	95	0.0	1.1	20.0	49.5	29.5	1.1	79.0	
	200～299万円	113	0.0	1.8	31.0	38.1	29.2	1.8	67.3	
	300～399万円	128	0.0	7.8	27.3	42.2	22.7	7.8	64.9	
	400～499万円	79	1.3	7.6	36.7	41.8	12.7	8.9	54.5	
	500～699万円	143	1.4	7.7	44.8	37.1	9.1	9.1	46.2	
	700～999万円	126	0.8	16.7	45.2	28.6	8.7	17.5	37.3	
	1,000～1,499万円	52	1.9	34.6	42.3	21.2	0.0	36.5	21.2	
	1,500万円以上	18	11.1	50.0	27.8	5.6	5.6	61.1	11.2	
	わからない	219	0.0	8.7	39.7	32.9	18.7	8.7	51.6	
抱える困難数	1種類のみ	164	1.8	13.4	43.9	26.2	14.6	15.2	40.8	
	2～3種類	448	0.9	9.6	35.9	38.4	15.2	10.5	53.6	
	4種類以上	438	0.9	8.0	29.7	37.7	23.7	8.9	61.4	

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

#### イ 主観的健康観

現在の心身の健康状態では「あまりよくない」（42.4％）の割合が最も高く、次いで「普通」（29.7％）となっています。また、『よい』（よい+まあよい）13.9％に対して、『よくない』（あまりよくない+よくない）が56.4％と過半数を占めています。

図表1-3：主観的健康感【現在の心身の健康状態】



『よくない』の割合は、年齢別でも全ての年代で5割を超えていますが、40・50歳代で6割と他の年代に比べてやや高くなっています。家族構成別では二世帯世帯（親と同居）や一人暮らし、その他の世帯で6割前後と高くなっています。

世帯年収別にみると、概ね世帯年収が低いほど『よくない』の割合が高く、年収100万円未満では6割を超えています。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、抱える困難が4種類以上の層では『よくない』の割合が6割を超えています。

図表1-4：【属性別】主観的健康感〔現在の心身の健康状態〕

		調査数 (n)	よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	よい (計)	よくない (計)
全 体		1050	2.6	11.3	29.7	42.4	14.0	13.9	56.4
年 齢	20歳代以下	135	5.2	14.1	30.4	35.6	14.8	19.3	50.4
	30歳代	215	1.9	16.7	25.1	39.1	17.2	18.6	56.3
	40歳代	171	1.2	6.4	32.7	40.9	18.7	7.6	59.6
	50歳代	179	1.1	3.9	36.3	41.3	17.3	5.0	58.6
	60歳代	269	3.3	11.2	28.3	49.1	8.2	14.5	57.3
	70歳代以上	81	3.7	19.8	24.7	45.7	6.2	23.5	51.9
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	3.1	10.7	34.4	42.4	9.4	13.8	51.8
	離婚	131	0.8	14.5	28.2	40.5	16.0	15.3	56.5
	死別	40	5.0	10.0	20.0	55.0	10.0	15.0	65.0
	未婚	367	2.2	11.2	24.8	41.7	20.2	13.4	61.9
家 族 構 成	一人暮らし	224	1.3	11.2	28.6	44.2	14.7	12.5	58.9
	夫婦のみ	266	3.0	13.9	30.5	42.1	10.5	16.9	52.6
	二世帯世帯（親と同居）	129	3.1	7.8	27.1	42.6	19.4	10.9	62.0
	二世帯世帯（子と同居）	283	2.5	9.5	34.3	40.3	13.4	12.0	53.7
	その他の世帯	148	3.4	13.5	23.6	43.9	15.5	16.9	59.4
職 業	正規の職員・従業員	200	0.5	13.0	35.0	37.5	14.0	13.5	51.5
	非正規の職員・従業員	335	3.0	11.9	29.9	44.2	11.0	14.9	55.2
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	自営業主	48	4.2	10.4	35.4	39.6	10.4	14.6	50.0
	家族従業者・内職	23	4.3	17.4	30.4	26.1	21.7	21.7	47.8
	学生	19	10.5	31.6	21.1	36.8	0.0	42.1	36.8
	無職・家事専業（求職中）	98	2.0	11.2	32.7	40.8	13.3	13.2	54.1
	無職・家事専業（求職無）	311	2.6	8.4	25.1	45.7	18.3	11.0	64.0
	その他	13	7.7	0.0	15.4	61.5	15.4	7.7	76.9
世 帯 年 収 (全 体)	100万円未満	77	2.6	5.2	28.6	39.0	24.7	7.8	63.7
	100～199万円	95	2.1	11.6	28.4	37.9	20.0	13.7	57.9
	200～299万円	113	5.3	9.7	28.3	46.9	9.7	15.0	56.6
	300～399万円	128	3.1	12.5	32.0	33.6	18.8	15.6	52.4
	400～499万円	79	2.5	12.7	30.4	43.0	11.4	15.2	54.4
	500～699万円	143	3.5	8.4	32.9	46.9	8.4	11.9	55.3
	700～999万円	126	1.6	15.1	32.5	41.3	9.5	16.7	50.8
	1,000～1,499万円	52	3.8	21.2	28.8	40.4	5.8	25.0	46.2
	1,500万円以上	18	5.6	11.1	27.8	44.4	11.1	16.7	55.5
	わからない	219	0.5	10.5	26.5	46.1	16.4	11.0	62.5
抱える 困難数	1種類のみ	164	6.7	12.2	30.5	40.9	9.8	18.9	50.7
	2～3種類	448	2.2	11.2	35.3	43.1	8.3	13.4	51.4
	4種類以上	438	1.4	11.2	23.7	42.2	21.5	12.6	63.7

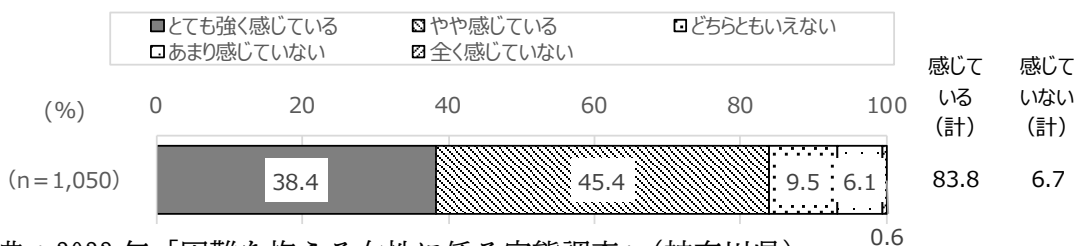
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

ウ ストレスと生きづらさ

(ア) ストレス

ストレスについては「やや感じている」（45.4％）の割合が最も高く、次いで「とても強く感じている」（38.4％）となっており、これらを合わせると『感じている』（83.8％）が8割を超えています。

図表1-5：ストレス〔現在、ストレスを感じているか〕



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

### 第3章 県の現状及び取り組むべき事項

「とても強く感じている」の割合に着目すると、年齢別では30・40歳代で5割弱と他の年代に比べて高くなっています。

家族構成別では二世帯世帯（親と同居）やその他の世帯で4割強と高い状況です。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、抱える困難の種類が多いほど「とても強く感じている」の割合が高く、抱える困難が4種類以上の層では5割弱を占めています。

図表1-6：【属性別】ストレス【現在、ストレスを感じているか】

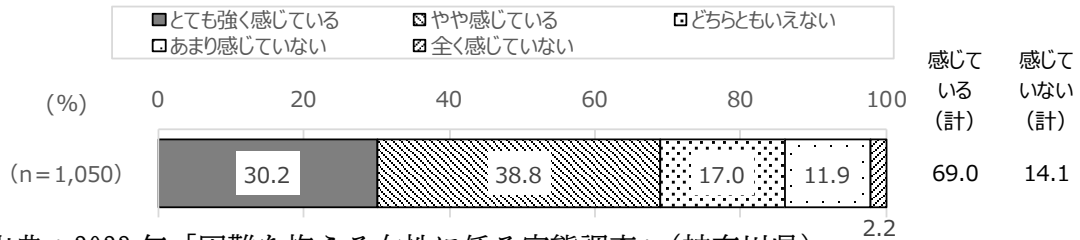
		調査数 (n)	よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	よい (計)	よくない (計)
全体		1050	2.6	11.3	29.7	42.4	14.0	13.9	56.4
年齢	20歳代以下	135	5.2	14.1	30.4	35.6	14.8	19.3	50.4
	30歳代	215	1.9	16.7	25.1	39.1	17.2	18.6	56.3
	40歳代	171	1.2	6.4	32.7	40.9	18.7	7.6	59.6
	50歳代	179	1.1	3.9	36.3	41.3	17.3	5.0	58.6
	60歳代	269	3.3	11.2	28.3	49.1	8.2	14.5	57.3
	70歳代以上	81	3.7	19.8	24.7	45.7	6.2	23.5	51.9
	婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	3.1	10.7	34.4	42.4	9.4	13.8
離別		131	0.8	14.5	28.2	40.5	16.0	15.3	56.5
死別		40	5.0	10.0	20.0	55.0	10.0	15.0	65.0
未婚		367	2.2	11.2	24.8	41.7	20.2	13.4	61.9
家族構成	一人暮らし	224	1.3	11.2	28.6	44.2	14.7	12.5	58.9
	夫婦のみ	266	3.0	13.9	30.5	42.1	10.5	16.9	52.6
	二世帯世帯（親と同居）	129	3.1	7.8	27.1	42.6	19.4	10.9	62.0
	二世帯世帯（子と同居）	283	2.5	9.5	34.3	40.3	13.4	12.0	53.7
	その他の世帯	148	3.4	13.5	23.6	43.9	15.5	16.9	59.4
職業	正規の職員・従業員	200	0.5	13.0	35.0	37.5	14.0	13.5	51.5
	非正規の職員・従業員	335	3.0	11.9	29.9	44.2	11.0	14.9	55.2
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	自営業主	48	4.2	10.4	35.4	39.6	10.4	14.6	50.0
	家族従業者・内職	23	4.3	17.4	30.4	26.1	21.7	21.7	47.8
	学生	19	10.5	31.6	21.1	36.8	0.0	42.1	36.8
	無職・家事専業（求職中）	98	2.0	11.2	32.7	40.8	13.3	13.2	54.1
	無職・家事専業（求職無）	311	2.6	8.4	25.1	45.7	18.3	11.0	64.0
	その他	13	7.7	0.0	15.4	61.5	15.4	7.7	76.9
世帯年収（全体）	100万円未満	77	2.6	5.2	28.6	39.0	24.7	7.8	63.7
	100～199万円	95	2.1	11.6	28.4	37.9	20.0	13.7	57.9
	200～299万円	113	5.3	9.7	28.3	46.9	9.7	15.0	56.6
	300～399万円	128	3.1	12.5	32.0	33.6	18.8	15.6	52.4
	400～499万円	79	2.5	12.7	30.4	43.0	11.4	15.2	54.4
	500～699万円	143	3.5	8.4	32.9	46.9	8.4	11.9	55.3
	700～999万円	126	1.6	15.1	32.5	41.3	9.5	16.7	50.8
	1,000～1,499万円	52	3.8	21.2	28.8	40.4	5.8	25.0	46.2
	1,500万円以上	18	5.6	11.1	27.8	44.4	11.1	16.7	55.5
	わからない	219	0.5	10.5	26.5	46.1	16.4	11.0	62.5
抱える困難数	1種類のみ	164	6.7	12.2	30.5	40.9	9.8	18.9	50.7
	2～3種類	448	2.2	11.2	35.3	43.1	8.3	13.4	51.4
	4種類以上	438	1.4	11.2	23.7	42.2	21.5	12.6	63.7

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(イ) 生きづらさ

生きづらさについては「やや感じている」(38.8%)の割合が最も高く、次いで「とても強く感じている」(30.2%)となっており、これらを合わせると『感じている』(69.0%)が7割を占めています。

図表1-7：生きづらさ【現在、生きづらさを感じているか】



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

「とても強く感じている」の割合に着目すると、年齢別では40歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯(親と同居)で4割程度と他に比べて高くなっている。

世帯年収別では年収100万円台以下の層で顕著に高まり、特に100万円未満では5割弱と高くなっています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど割合が顕著に高く、抱える困難が4種類以上の層では4割を超えています。

図表1-8：【属性別】生きづらさ【現在、生きづらさを感じているか】

		調査数 (n)	とても強く感じている	やや感じている	どちらともいえない	あまり感じていない	全く感じていない	感じている(計)	感じていない(計)
全体		1050	30.2	38.8	17.0	11.9	2.2	69.0	14.1
年齢	20歳代以下	135	35.6	40.7	8.9	14.1	0.7	76.3	14.8
	30歳代	215	37.7	39.1	13.5	9.3	0.5	76.8	9.8
	40歳代	171	40.9	33.9	14.6	8.2	2.3	74.8	10.5
	50歳代	179	33.0	37.4	20.7	8.4	0.6	70.4	9.0
	60歳代	269	19.3	40.5	21.6	14.5	4.1	59.8	18.6
	70歳代以上	81	8.6	42.0	21.0	22.2	6.2	50.6	28.4
婚姻状況	既婚(事実婚含む)	512	23.0	38.5	21.7	13.9	2.9	61.5	16.8
	離別	131	34.4	31.3	18.3	13.0	3.1	65.7	16.1
	死別	40	22.5	50.0	17.5	10.0	0.0	72.5	10.0
	未婚	367	39.5	40.6	9.8	9.0	1.1	80.1	10.1
家族構成	一人暮らし	224	32.1	44.2	13.4	8.0	2.2	76.3	10.2
	夫婦のみ	266	25.2	36.5	19.5	15.8	3.0	61.7	18.8
	二世帯世帯(親と同居)	129	38.0	41.9	9.3	10.9	0.0	79.9	10.9
	二世帯世帯(子と同居)	283	27.6	35.7	21.9	12.7	2.1	63.3	14.8
	その他の世帯	148	34.5	37.8	14.9	10.1	2.7	72.3	12.8
職業	正規の職員・従業員	200	36.0	35.5	15.5	12.0	1.0	71.5	13.0
	非正規の職員・従業員	335	27.5	43.0	16.7	11.3	1.5	70.5	12.8
	会社経営者・役員	3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	66.6	33.3
	自営業主	48	20.8	33.3	27.1	12.5	6.3	54.1	18.8
	家族従業者・内職	23	39.1	30.4	13.0	13.0	4.3	69.5	17.3
	学生	19	21.1	47.4	5.3	26.3	0.0	68.5	26.3
	無職・家事専業(求職中)	98	34.7	45.9	12.2	4.1	3.1	80.6	7.2
	無職・家事専業(求職無)	311	28.6	35.7	19.0	14.1	2.6	64.3	16.7
	その他	13	46.2	23.1	23.1	7.7	0.0	69.3	7.7



第3章 県の現状及び取り組むべき事項

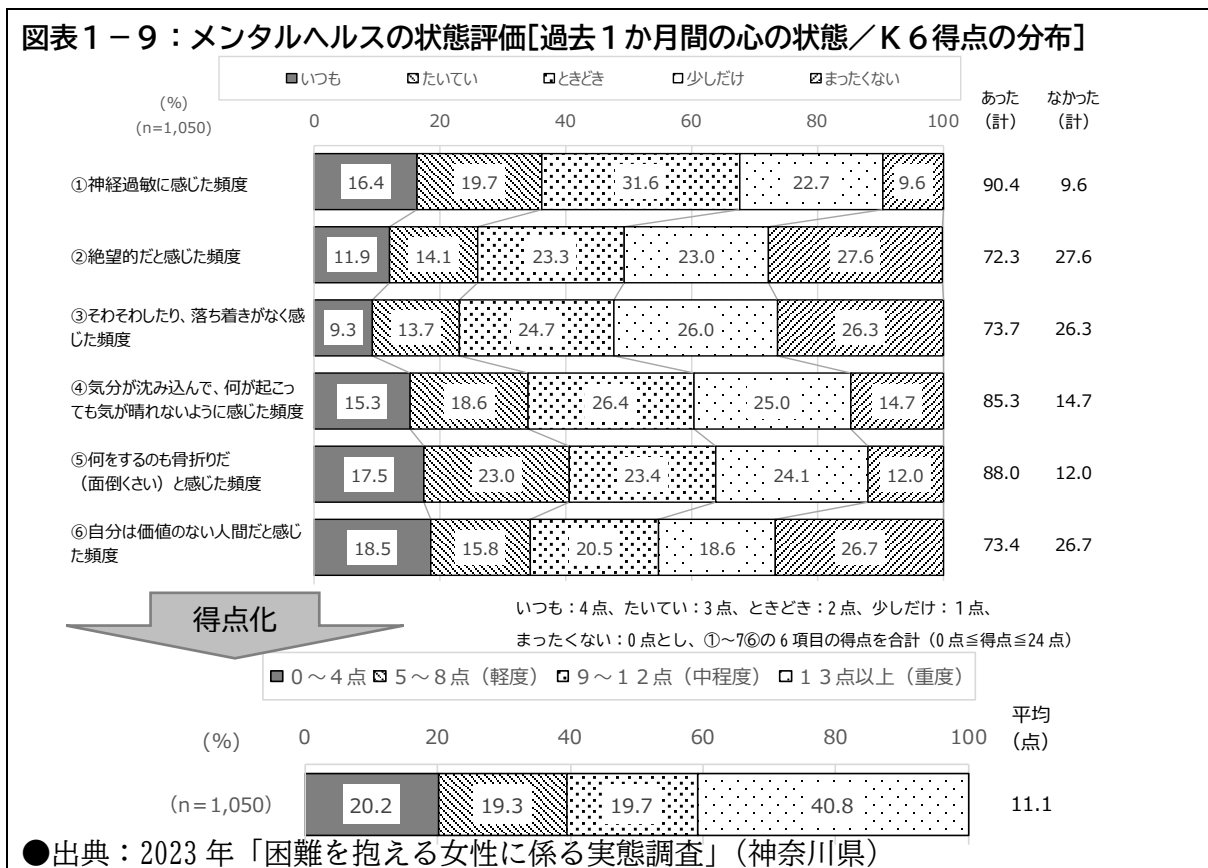
		調査数 (n)	とても強く感 じている	やや感じて いる	どちらともい えない	あまり感じて いない	全く感じて いない	感じている (計)	感じて いない (計)
								(%)	
世帯 年収 (全体)	100万円未満	77	48.1	33.8	9.1	9.1	0.0	81.9	9.1
	100～199万円	95	37.9	42.1	10.5	8.4	1.1	80.0	9.5
	200～299万円	113	28.3	40.7	17.7	10.6	2.7	69.0	13.3
	300～399万円	128	27.3	41.4	14.8	13.3	3.1	68.7	16.4
	400～499万円	79	26.6	41.8	19.0	8.9	3.8	68.4	12.7
	500～699万円	143	26.6	39.2	21.0	10.5	2.8	65.8	13.3
	700～999万円	126	26.2	37.3	17.5	15.1	4.0	63.5	19.1
	1,000～1,499万円	52	17.3	40.4	15.4	26.9	0.0	57.7	26.9
	1,500万円以上	18	16.7	33.3	38.9	11.1	0.0	50.0	11.1
わからない	219	33.3	36.1	18.3	11.0	1.4	69.4	12.4	
抱える 困難数	1種類のみ	164	15.9	36.6	26.8	15.2	5.5	52.5	20.7
	2～3種類	448	24.1	40.4	18.3	15.4	1.8	64.5	17.2
	4種類以上	438	41.8	37.9	11.9	7.1	1.4	79.7	8.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

エ メンタルヘルス

過去1か月間の心の状態に関する6つの質問の回答を下記の基準で得点化した合計値はK6(ケイ・シックス)と呼ばれ、心の状態(メンタルヘルス)を測定する尺度として使用されており、点数が高いほど心の状態が悪い(精神的な不調を感じている度合いが強い)ことを表しています。

K6得点の分布をみると「13点以上(重度)」(40.8%)の割合が最も高く、4割を占めています。



第3章 県の現状及び取り組むべき事項

「13点以上（重度）」の割合は、年齢別では年齢が若いほど高く、30歳代以下では5割を超えています。

婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯（親と同居）で5割を超えています。

世帯年収別では100万円未満で6割弱と顕著に高い傾向にあります。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、抱える困難の種類が多いほど割合が高まり、抱える困難が4種類以上の層では5割を超えています。

図表1-10：【属性別】メンタルヘルスの状態評価[得点]

		調査数 (n)	(% )				平均 (点)
			0～4点	5～8点 (軽度)	9～12 点 (中程 度)	13点以 上 (重 度)	
全体		1050	20.2	19.3	19.7	40.8	11.10
年齢	20歳代以下	135	7.4	14.1	19.3	59.3	14.38
	30歳代	215	9.3	15.8	21.4	53.5	13.35
	40歳代	171	16.4	14.0	22.2	47.4	12.09
	50歳代	179	25.7	19.0	14.5	40.8	10.45
	60歳代	269	28.3	25.3	21.2	25.3	8.71
	70歳代以上	81	39.5	29.6	17.3	13.6	6.89
婚姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	25.0	21.9	19.5	33.6	9.80
	離別	131	23.7	22.1	15.3	38.9	10.26
	死別	40	22.5	25.0	37.5	15.0	8.80
	未婚	367	12.0	14.2	19.6	54.2	13.45
家族 構 成	一人暮らし	224	13.4	23.7	19.2	43.8	11.80
	夫婦のみ	266	25.9	21.4	18.4	34.2	9.94
	二世帯世帯（親と同居）	129	16.3	9.3	18.6	55.8	13.35
	二世帯世帯（子と同居）	283	24.7	18.7	21.2	35.3	10.07
	その他の世帯	148	14.9	18.9	20.9	45.3	12.10
職 業	正規の職員・従業員	200	13.0	14.5	21.5	51.0	12.74
	非正規の職員・従業員	335	21.8	19.4	19.4	39.4	10.79
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	33.3	33.3	9.67
	自営業主	48	20.8	20.8	16.7	41.7	10.42
	家族従業者・内職	23	21.7	4.3	21.7	52.2	12.70
	学生	19	5.3	15.8	36.8	42.1	13.32
	無職・家事専業（求職中）	98	16.3	19.4	21.4	42.9	11.58
	無職・家事専業（求職無）	311	25.1	23.5	18.0	33.4	9.97
	その他	13	15.4	23.1	7.7	53.8	13.54
世 帯 年 収 （ 全 体 ）	100万円未満	77	10.4	18.2	14.3	57.1	13.55
	100～199万円	95	17.9	22.1	14.7	45.3	11.92
	200～299万円	113	22.1	23.0	15.0	39.8	10.56
	300～399万円	128	15.6	21.9	21.1	41.4	11.51
	400～499万円	79	27.8	16.5	21.5	34.2	9.78
	500～699万円	143	17.5	18.2	24.5	39.9	10.72
	700～999万円	126	27.0	15.9	27.0	30.2	10.03
	1,000～1,499万円	52	34.6	15.4	15.4	34.6	9.96
	1,500万円以上	18	27.8	27.8	16.7	27.8	8.44
わからない	219	17.4	19.2	18.7	44.7	11.74	
抱 え る 困 難 数	1種類のみ	164	29.3	22.6	21.3	26.8	8.99
	2～3種類	448	23.2	22.8	21.2	32.8	9.95
	4種類以上	438	13.7	14.6	17.6	54.1	13.06

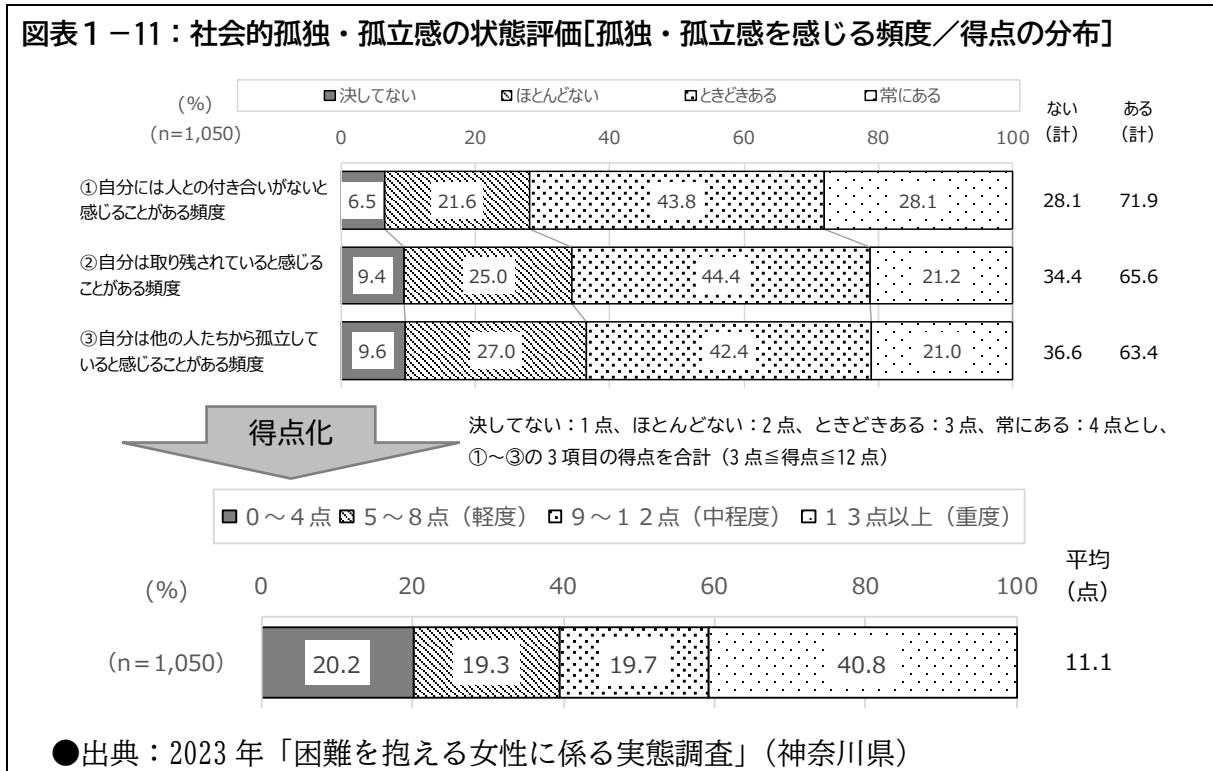
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

オ 孤独・孤立感

以下の3つの質問（UCLA 孤独感尺度）の回答を下記の基準で得点化したスコアは、点数が高いほど社会的な孤独・孤立感が強いことを表しています。

得点の分布をみると「7～9点」（47.5%）の割合が最も高く、次いで「10～12点」（30.4%）となっています。

図表1-11：社会的孤独・孤立感の状態評価[孤独・孤立感を感じる頻度／得点の分布]



最も孤独・孤立感が強い「10～12点」の割合に着目すると、年齢別では40・50歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯（親と同居）で、世帯年収別では100万円未満で4割前後と高くなっています。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、抱える困難の種類が多いほど割合が高まり、抱える困難が4種類以上の層では4割を占めています。

図表1-12：【属性別】社会的孤独・孤立感の状態評価[得点の分布]

		調査数 (n)	(% )				平均 (点)
			～3点	4～6点	7～9点	10～12点	
全体		1050	4.4	17.7	47.5	30.4	8.46
年齢	20歳代以下	135	6.7	7.4	56.3	29.6	8.59
	30歳代	215	2.3	12.6	47.9	37.2	8.94
	40歳代	171	3.5	11.1	43.9	41.5	9.08
	50歳代	179	4.5	16.2	40.2	39.1	8.78
	60歳代	269	4.1	27.9	49.8	18.2	7.80
	70歳代以上	81	8.6	32.1	48.1	11.1	7.14
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	5.1	21.3	48.0	25.6	8.16
	離別	131	4.6	24.4	42.7	28.2	8.13
	死別	40	2.5	22.5	50.0	25.0	8.23
	未婚	367	3.5	9.8	48.2	38.4	9.02
家族構成	一人暮らし	224	2.7	16.1	48.2	33.0	8.72
	夫婦のみ	266	5.3	21.4	47.0	26.3	8.11
	二世帯世帯（親と同居）	129	4.7	10.9	43.4	41.1	9.01
	二世帯世帯（子と同居）	283	5.3	19.4	48.4	26.9	8.24
	その他の世帯	148	3.4	16.2	49.3	31.1	8.64
職業	正規の職員・従業員	200	6.0	14.5	54.5	25.0	8.33
	非正規の職員・従業員	335	3.9	17.6	47.8	30.7	8.52
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	7.67
	自営業主	48	10.4	14.6	45.8	29.2	8.02
	家族従業者・内職	23	13.0	26.1	21.7	39.1	8.09
	学生	19	0.0	15.8	57.9	26.3	8.79
	無職・家事専業（求職中）	98	4.1	12.2	43.9	39.8	8.89
	無職・家事専業（求職無）	311	2.9	21.2	46.6	29.3	8.38
	その他	13	0.0	23.1	15.4	61.5	9.38
世帯年収（全体）	100万円未満	77	7.8	16.9	35.1	40.3	8.61
	100～199万円	95	3.2	15.8	44.2	36.8	8.78
	200～299万円	113	3.5	20.4	53.1	23.0	8.19
	300～399万円	128	7.8	15.6	41.4	35.2	8.48
	400～499万円	79	6.3	22.8	43.0	27.8	7.99
	500～699万円	143	2.1	19.6	49.0	29.4	8.45
	700～999万円	126	4.0	14.3	54.0	27.8	8.48
	1,000～1,499万円	52	5.8	23.1	51.9	19.2	8.02
	1,500万円以上	18	0.0	33.3	55.6	11.1	8.00
	わからない	219	3.2	15.1	49.3	32.4	8.69
抱える困難数	1種類のみ	164	6.7	23.8	50.6	18.9	7.82
	2～3種類	448	2.9	21.2	50.0	25.9	8.32
	4種類以上	438	5.0	11.9	43.8	39.3	8.84

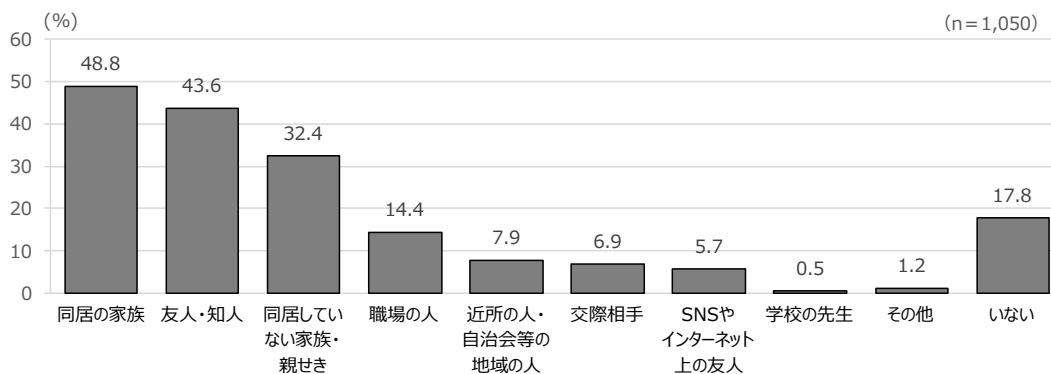
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(2) 人間関係の状況

ア 親しく話ができる人

日頃、親しく話ができる人では、「同居の家族」(48.8%)の割合が最も高く、次いで「友人・知人」(43.6%)、「同居していない家族・親せき」(32.4%)となっています。また、「いない」(17.8%)も2割弱を占めています。

図表1-13：親しく話ができる人（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

年齢別にみると「交際相手」の割合は、年齢が若いほど高く、20歳代以下で2割を超えています。一方、「近所の人、自治会等の地域の人」の割合は、年齢が高いほど高く、70歳代以上で4割弱と突出しています。「友人・知人」の割合は20歳代以下と70歳代以上で5割を超えています。

また、「いない」の割合は、年齢別では30～50歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯（親と同居）で2割を超えています。

図表1-14：【属性別】親しく話ができる人（複数回答）

		調査数 (n)	同居の家族	友人・知人	同居していない家族・親せき	職場の人	近所の人・自治会等の地域の人	交際相手	SNSやインターネット上の友人	学校の先生	その他	いない
全体		1050	48.8	43.6	32.4	14.4	7.9	6.9	5.7	0.5	1.2	17.8
年齢	20歳代以下	135	43.7	53.3	19.3	14.1	1.5	23.7	8.9	3.0	2.2	13.3
	30歳代	215	45.6	38.1	26.5	14.9	2.8	8.4	7.4	0.0	1.9	23.3
	40歳代	171	52.6	31.0	29.8	16.4	2.9	5.3	6.4	0.0	1.2	23.4
	50歳代	179	48.6	37.4	30.2	16.2	7.8	4.5	6.7	0.6	1.1	21.2
	60歳代	269	51.7	49.8	40.5	13.4	9.3	1.5	1.9	0.0	0.7	12.6
	70歳代以上	81	48.1	61.7	53.1	8.6	38.3	1.2	4.9	0.0	0.0	8.6
婚姻状況	既婚(事実婚含む)	512	62.7	41.6	39.8	10.9	10.2	1.0	4.9	0.2	0.6	13.3
	離別	131	35.1	51.9	35.1	21.4	9.9	13.0	3.1	0.0	0.8	13.7
	死別	40	30.0	55.0	50.0	10.0	17.5	0.0	5.0	0.0	0.0	10.0
家族構成	未婚	367	36.2	42.2	19.1	17.2	3.0	13.6	7.9	1.1	2.5	26.4
	一人暮らし	224	0.0	47.3	37.5	16.5	6.3	10.3	7.6	0.0	0.4	27.7
	夫婦のみ	266	62.4	44.0	42.9	8.3	9.8	5.3	4.1	0.0	0.8	12.8
	二世帯世帯(親と同居)	129	58.1	38.8	15.5	17.1	4.7	11.6	4.7	2.3	4.7	23.3
	二世帯世帯(子と同居)	283	64.7	41.3	35.3	13.8	10.2	1.1	5.3	0.4	0.0	13.4
その他の世帯	148	59.5	45.9	14.9	20.9	5.4	11.5	7.4	0.7	2.7	15.5	
職業	正規の職員・従業員	200	39.0	41.5	25.0	24.5	2.0	13.5	10.0	0.5	1.5	20.5
	非正規の職員・従業員	335	45.7	43.6	31.3	26.6	5.4	8.7	4.8	0.0	0.3	17.9
	会社経営者・役員	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	自営業主	48	35.4	50.0	35.4	14.6	14.6	6.3	10.4	0.0	2.1	18.8
	家族従業者・内職	23	65.2	17.4	39.1	0.0	8.7	4.3	8.7	0.0	0.0	4.3
	学生	19	57.9	78.9	10.5	10.5	5.3	15.8	10.5	15.8	0.0	5.3
	無職・家事専業(求職中)	98	48.0	38.8	38.8	1.0	4.1	3.1	3.1	1.0	3.1	23.5
	無職・家事専業(求職無)	311	59.8	44.7	36.7	0.3	15.1	1.6	3.9	0.0	1.3	15.4
	その他	13	30.8	53.8	38.5	15.4	0.0	7.7	0.0	0.0	7.7	23.1

### 第3章 県の現状及び取り組むべき事項

		調査数 (n)											割合 (%)										
		調査数 (n)	同居の家族	友人・知人	同居していない家族・親せき	職場の人	近所の人・自治会等の地域の人	交際相手	SNSやインターネット上の友人	学校の先生	その他	いない											
世帯年収 (全体)	100万円未満	77	19.5	28.6	23.4	5.2	6.5	7.8	7.8	0.0	1.3	33.8											
	100～199万円	95	26.3	46.3	33.7	17.9	11.6	10.5	3.2	0.0	1.1	20.0											
	200～299万円	113	38.1	46.9	31.0	16.8	9.7	9.7	4.4	0.0	1.8	16.8											
	300～399万円	128	46.1	46.9	37.5	14.8	7.8	8.6	7.8	0.0	0.8	13.3											
	400～499万円	79	50.6	44.3	35.4	21.5	15.2	5.1	8.9	1.3	0.0	12.7											
	500～699万円	143	61.5	40.6	37.1	16.1	7.0	6.3	9.1	0.0	0.7	14.0											
	700～999万円	126	66.7	47.6	31.0	13.5	7.9	3.2	2.4	0.8	0.0	11.9											
	1,000～1,499万円	52	59.6	50.0	42.3	9.6	7.7	3.8	3.8	1.9	1.9	13.5											
	1,500万円以上	18	61.1	38.9	22.2	33.3	5.6	11.1	0.0	0.0	5.6	11.1											
	わからない	219	53.0	42.5	27.9	11.0	4.1	5.9	5.0	0.9	2.3	23.7											
抱える困難数	1種類のみ	164	56.1	46.3	38.4	13.4	7.3	6.1	4.3	0.0	0.0	14.6											
	2～3種類	448	53.1	42.9	35.9	13.6	8.9	6.7	3.6	0.7	0.4	16.3											
	4種類以上	438	41.6	43.4	26.5	15.5	7.1	7.3	8.4	0.5	2.5	20.5											

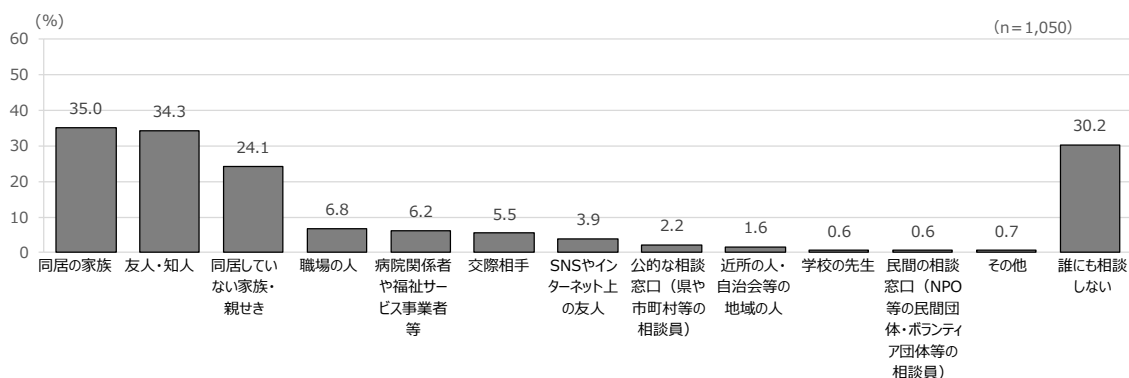
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

#### イ 不安・悩みの相談相手

不安・悩みの相談相手では、「同居の家族」(35.0%)と「友人・知人」(34.3%)の割合がそれぞれ3割強と高く、次いで「同居していない家族・親せき」(24.1%)となっている。また、「誰にも相談しない」(30.2%)も3割を占めています。

年齢別では40・50歳代で、婚姻状況別では死別や未婚で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯(親と同居)で3割を超えています。

図表1-15：不安・悩みの相談相手(複数回答)



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)



第3章 県の現状及び取り組むべき事項

図表1-16：【属性別】不安・悩みの相談相手（複数回答）

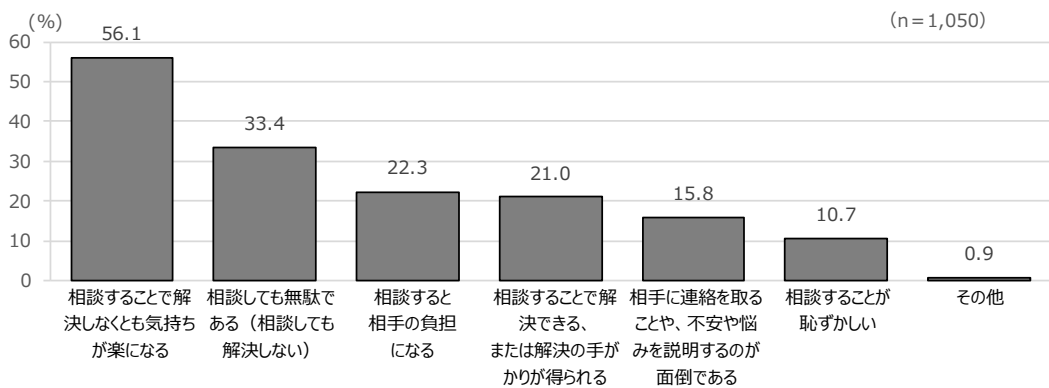
	調査数 (n)	同居の家 族	友人・知人	同居してい ない家族・ 親せき	職場の人	病院関係 者や福祉 サービス事 業者等	交際相手	SNSやイン ターネット上 の友人	公的な相 談窓口 (県や市 町村等の 相談員)	近所の人・ 自治会等 の地域の人	学校の先 生	民間の相 談窓口 (NPO等 の民間団 体・ボラン ティア団体 等の相談 員)	その他	誰にも相談 しない	
全体	1050	35.0	34.3	24.1	6.8	6.2	5.5	3.9	2.2	1.6	0.6	0.6	0.7	30.2	
年齢	20歳代以下	135	31.1	43.7	16.3	8.9	3.7	17.0	5.2	1.5	0.0	3.0	1.5	0.0	25.2
	30歳代	215	34.9	32.6	23.7	8.8	7.0	8.4	5.6	1.4	1.9	0.0	0.5	2.3	28.8
	40歳代	171	36.3	24.6	17.5	7.0	6.4	2.9	4.7	1.8	0.0	0.0	0.0	0.6	37.4
	50歳代	179	30.7	30.2	22.3	10.6	8.4	3.9	3.4	1.7	0.0	1.1	0.0	0.0	35.2
	60歳代	269	37.2	36.4	29.7	2.6	5.2	1.5	2.2	1.9	2.6	0.0	0.7	0.4	29.4
	70歳代以上	81	42.0	45.7	37.0	2.5	6.2	1.2	2.5	8.6	7.4	0.0	1.2	0.0	18.5
	婚姻 状況	既婚（事実婚含む）	512	49.6	33.8	30.7	6.3	6.4	1.0	4.3	2.3	2.0	0.0	0.4	0.6
離別		131	22.1	45.0	24.4	6.9	7.6	8.4	3.1	3.8	3.1	0.8	0.0	0.8	29.8
死別		40	17.5	27.5	30.0	2.5	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
未婚		367	21.3	31.9	14.2	7.9	6.0	11.4	3.8	1.6	0.8	1.4	1.1	0.8	40.1
家族 構成	一人暮らし	224	0.0	32.1	23.7	6.3	4.5	8.0	4.0	1.3	1.8	0.0	0.0	0.9	45.1
	夫婦のみ	266	53.4	32.0	32.7	5.3	6.4	4.1	2.6	1.5	1.5	0.0	0.4	0.4	21.1
	二世帯世帯（親と同居）	129	34.9	31.8	11.6	8.5	11.6	9.3	3.9	1.6	0.8	1.6	1.6	1.6	33.3
	二世帯世帯（子と同居）	283	45.6	36.4	29.0	6.0	4.9	1.1	4.9	3.2	1.8	0.4	0.4	0.4	24.7
	その他の世帯	148	35.1	39.9	10.8	10.1	6.1	9.5	4.1	3.4	2.0	2.0	1.4	0.7	31.8
	正規の職員・従業員	200	26.0	36.0	20.0	15.0	3.5	11.5	6.5	1.5	0.5	1.0	0.0	1.0	32.0
職業	非正規の職員・従業員	335	33.4	37.0	22.4	10.1	5.4	6.6	4.5	1.8	0.9	0.0	0.6	0.9	30.4
	会社経営者・役員	3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	自営業主	48	29.2	31.3	25.0	6.3	4.2	4.2	2.1	2.1	2.1	0.0	0.0	2.1	29.2
	家族従業員・内職	23	47.8	21.7	21.7	0.0	0.0	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.7
	学生	19	47.4	57.9	10.5	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	15.8	0.0	0.0	26.3
	無職・家事専業（求職中）	98	31.6	32.7	32.7	2.0	6.1	2.0	1.0	2.0	1.0	0.0	2.0	0.0	30.6
	無職・家事専業（求職無）	311	43.1	31.2	26.4	0.0	10.3	1.9	3.2	3.2	3.5	0.0	0.6	0.3	29.9
	その他	13	23.1	23.1	38.5	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	30.8
	100万円未満	77	13.0	18.2	19.5	5.2	6.5	7.8	3.9	3.9	5.2	0.0	1.3	0.0	42.9
	100～199万円	95	18.9	38.9	23.2	7.4	11.6	6.3	2.1	1.1	1.1	0.0	0.0	2.1	30.5
200～299万円	113	23.9	33.6	22.1	7.1	5.3	6.2	3.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	38.1	
300～399万円	128	30.5	34.4	28.9	7.0	6.3	7.8	3.1	4.7	3.1	0.0	0.8	1.6	31.3	
400～499万円	79	39.2	29.1	25.3	10.1	2.5	3.8	7.6	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	24.1	
500～699万円	143	47.6	31.5	24.5	7.0	5.6	5.6	7.7	1.4	0.7	0.0	0.7	0.7	23.8	
700～999万円	126	50.8	40.5	29.4	8.7	6.3	3.2	0.8	1.6	1.6	0.8	0.0	0.0	23.0	
1,000～1,499万円	52	46.2	50.0	32.7	7.7	5.8	3.8	3.8	0.0	0.0	1.9	3.8	1.9	19.2	
1,500万円以上	18	33.3	55.6	11.1	11.1	5.6	5.6	0.0	5.6	5.6	5.6	0.0	0.0	33.3	
わからない	219	37.0	32.9	19.6	3.7	5.9	5.0	3.7	1.8	1.4	1.4	0.5	0.5	33.8	

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

ウ 相談することについての考え

不安や悩みを誰かに相談することについて、どのように思うか尋ねたところ、「相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる」（56.1%）の割合が5割を超えて最も高く、次いで「相談しても無駄である（相談しても解決しない）」（33.4%）となっています。

図表1-17：相談することについての考え（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

第3章 県の現状及び取り組むべき事項

年齢別にみると、全ての年代で「相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる」の割合が最も高いが、特に60歳代以上で高く、6割を超えている。「相手に連絡を取ることや、不安や悩みを説明するのが面倒である」や「相談することが恥ずかしい」の割合は50歳代以上に比べて40歳代以下で高くなっている。また、「相談すると相手の負担になる」の割合は20歳代で3割強と他の年代に比べて顕著に高くなっています。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、抱える困難の種類が多いほど「相談しても無駄である（相談しても解決しない）」や「相談すると相手の負担になる」、「相手に連絡を取ることや、不安や悩みを説明するのが面倒である」、「相談することが恥ずかしい」といった相談することに対するネガティブな考えの割合が高くなっています。

図表1-18：【属性別】相談することについての考え（複数回答）

		調査数 (n)	相談すること で解決し なくとも気持 ちが楽にな る	相談しても 無駄である (相談して も解決しな い)	相談すると 相手の負 担になる	相談するこ とで解決で きる、または 解決の手が かりが得られ る	相手に連 絡を取ること や、不安や 悩みを説明 するのが面 倒である	相談するこ とが恥ずか しい	その他
全 体		1050	56.1	33.4	22.3	21.0	15.8	10.7	0.9
年 齢	20歳代以下	135	56.3	34.1	32.6	20.0	18.5	15.6	0.7
	30歳代	215	50.2	37.7	22.8	20.5	22.8	15.8	0.9
	40歳代	171	43.9	38.0	27.5	21.6	17.5	15.8	1.2
	50歳代	179	52.5	36.9	25.7	19.0	11.7	5.6	0.6
	60歳代	269	65.1	29.4	14.5	22.3	11.5	5.9	0.7
	70歳代以上	81	75.3	17.3	11.1	23.5	12.3	4.9	1.2
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	61.9	28.9	21.9	22.1	16.2	10.5	0.6
	離別	131	59.5	32.1	14.5	22.9	11.5	6.1	0.8
	死別	40	52.5	35.0	17.5	22.5	17.5	7.5	2.5
	未婚	367	47.1	40.1	26.2	18.8	16.6	12.8	1.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	50.9	40.2	22.8	17.0	15.2	10.3	1.3
	夫婦のみ	266	64.7	28.9	24.4	22.6	15.0	9.4	1.1
	二世帯世帯（親と同居）	129	41.1	34.9	21.7	24.8	16.3	10.9	1.6
	二世帯世帯（子と同居）	283	57.2	29.7	20.1	23.0	16.3	11.3	0.4
	その他の世帯	148	59.5	37.2	22.3	17.6	16.9	12.2	0.0
職 業	正規の職員・従業員	200	51.0	35.0	26.5	23.5	17.5	17.5	0.5
	非正規の職員・従業員	335	59.1	33.7	21.5	18.8	13.7	10.7	0.6
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	自営業主	48	64.6	27.1	14.6	27.1	8.3	8.3	0.0
	家族従業者・内職	23	52.2	21.7	30.4	17.4	26.1	8.7	4.3
	学生	19	63.2	42.1	21.1	21.1	26.3	5.3	0.0
	無職・家事専業（求職中）	98	52.0	32.7	25.5	20.4	17.3	11.2	1.0
	無職・家事専業（求職無）	311	55.9	33.8	20.3	22.2	16.4	7.1	0.6
その他	13	61.5	38.5	23.1	7.7	7.7	0.0	15.4	
世 帯 年 収 (全 体)	100万円未満	77	35.1	44.2	16.9	14.3	15.6	7.8	0.0
	100～199万円	95	49.5	35.8	26.3	24.2	14.7	7.4	3.2
	200～299万円	113	59.3	31.9	16.8	20.4	12.4	8.0	0.0
	300～399万円	128	53.9	31.3	21.1	22.7	11.7	7.8	1.6
	400～499万円	79	65.8	30.4	22.8	22.8	12.7	13.9	0.0
	500～699万円	143	67.8	28.0	21.0	23.8	17.5	14.0	0.0
	700～999万円	126	55.6	34.1	27.0	23.0	22.2	17.5	0.8
	1,000～1,499万円	52	57.7	40.4	30.8	21.2	21.2	17.3	0.0
	1,500万円以上	18	72.2	33.3	16.7	27.8	5.6	0.0	0.0
	わからない	219	53.4	33.3	22.4	17.4	16.4	8.2	1.4
抱える 困難数	1種類のみ	164	61.0	23.2	12.8	22.6	10.4	7.3	0.0
	2～3種類	448	56.9	32.4	22.1	21.9	13.4	10.5	0.4
	4種類以上	438	53.4	38.4	26.0	19.6	20.3	12.1	1.6

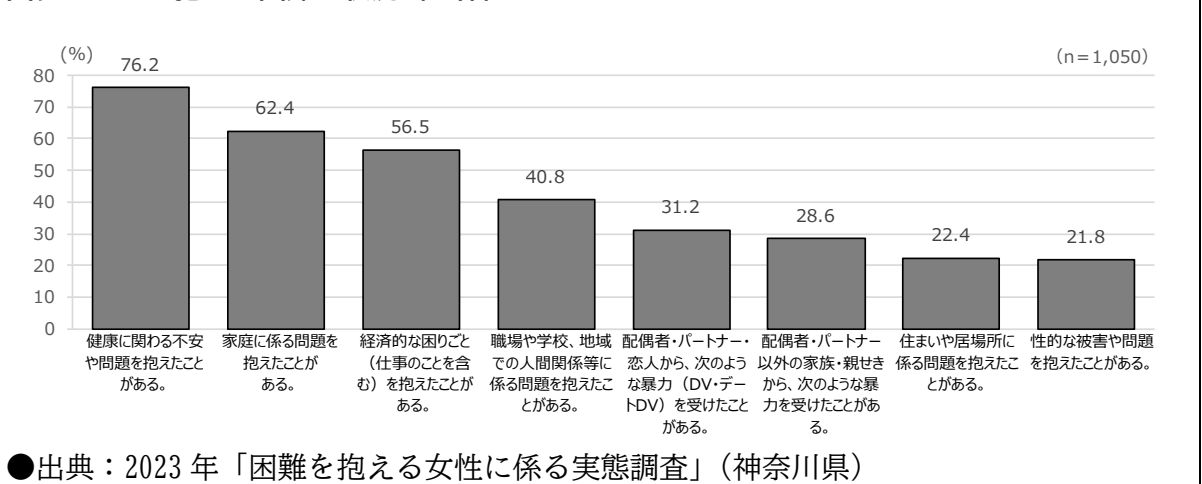
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(3) 抱える困難の状況

ア 抱える困難の状況

「健康に関わる不安や問題」(76.2%)の割合が7割を超えて最も高く、次いで「家庭に係る問題」(62.4%)、「経済的な困りごと」(56.5%)となっています。

図表1-19：抱える困難の状況（全体）



年齢別にみると、「性的な被害や問題」や「職場や学校、地域での人間関係等に係る問題」、「住まいや居場所に係る問題」の割合は年齢が若いほど割合が高くなっています。「経済的な困りごと（仕事のことを含む）」の割合は30歳代・50歳代で、「家庭に係る問題」の割合は30歳代・60歳代で他の年代に比べて高くなっています。なお、「健康に関わる不安や問題」は全ての年代で7割を超えて最も高いですが、なかでも60歳代以上では8割超と高くなっています。

婚姻状況別にみると、「配偶者・パートナー・恋人からの暴力」の割合は離別者で高く、5割を超えています。

図表1-20：【属性別】抱える困難の状況（年齢、婚姻状況別）

		調査数 (n)	健康に関わる不安や問題を抱えたことがある	家庭に係る問題を抱えたことがある	経済的な困りごと（仕事のことを含む）を抱えたことがある	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある	配偶者・パートナー・恋人から、次のような暴力（DV・デートDV）を受けたことがある	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、次のような暴力を受けたことがある	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある	性的な被害や問題を抱えたことがある
全体		1050	76.2	62.4	56.5	40.8	31.2	28.6	22.4	21.8
年齢	20歳代以下	135	71.1	54.1	54.1	50.4	30.4	31.1	30.4	29.6
	30歳代	215	75.8	67.0	63.3	50.2	28.8	28.8	29.8	28.4
	40歳代	171	71.9	59.1	58.5	43.3	30.4	31.6	25.7	21.1
	50歳代	179	74.9	60.9	66.5	34.6	28.5	30.7	22.9	21.8
	60歳代	269	80.7	66.9	47.2	35.3	34.2	25.7	12.6	16.7
	70歳代以上	81	82.7	59.3	46.9	25.9	37.0	22.2	13.6	9.9
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	72.5	67.6	51.8	36.1	35.5	25.8	16.0	19.5
	離別	131	81.7	70.2	67.2	40.5	54.2	28.2	27.5	24.4
	死別	40	80.0	52.5	65.0	40.0	27.5	37.5	20.0	20.0
	未婚	367	79.0	53.4	58.3	47.4	17.4	31.6	29.7	24.3

### 第3章 県の現状及び取り組むべき事項

		(%)								
		調査数 (n)	健康に関わ る不安や問 題を抱えた ことがある	家庭に係る 問題を抱え たことがある	経済的な 困りごと (仕事のこ とを含む) を抱えたこ とがある	職場や学 校、地域で の人間関 係等に係る 問題を抱え たことがある	配偶者・ パートナー 恋人から、 次のような 暴力 (DV・デー トDV) を 受けたこと がある	配偶者・ パートナー 以外の家 族・親せき から、次の ような暴力 を受けたこ とがある	住まいや居 場所に係る 問題を抱え たことがある	性的な被 害や問題を 抱えたこと がある
全体		1050	76.2	62.4	56.5	40.8	31.2	28.6	22.4	21.8
家族 構成	一人暮らし	224	78.6	54.5	61.6	46.9	25.4	30.8	29.5	23.7
	夫婦のみ	266	74.8	66.2	51.5	41.7	28.2	26.3	16.9	20.7
	二世帯世帯(親と同居)	129	83.7	57.4	56.6	42.6	16.3	31.8	25.6	16.3
	二世帯世帯(子と同居)	283	71.4	67.8	57.2	33.6	45.6	26.5	18.4	20.5
	その他の世帯	148	77.7	61.5	56.1	41.9	31.1	30.4	26.4	28.4
職業	正規の職員・従業員	200	68.5	60.0	49.0	46.0	31.0	28.0	31.5	26.0
	非正規の職員・従業員	335	73.4	60.0	64.5	41.5	32.2	26.0	20.9	21.2
	会社経営者・役員	3	100.0	33.3	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	33.3
	自営業主	48	75.0	66.7	68.8	33.3	31.3	31.3	22.9	37.5
	家族従業者・内職	23	65.2	65.2	52.2	47.8	39.1	56.5	26.1	30.4
	学生	19	73.7	63.2	21.1	52.6	36.8	31.6	26.3	15.8
	無職・家事専業(求職中)	98	81.6	60.2	76.5	45.9	26.5	34.7	19.4	16.3
	無職・家事専業(求職無)	311	83.0	65.9	46.6	34.1	29.6	26.4	17.0	17.7
	その他	13	84.6	76.9	61.5	53.8	53.8	38.5	46.2	46.2
世帯 年収 (全体)	100万円未満	77	84.4	57.1	67.5	35.1	26.0	32.5	35.1	20.8
	100～199万円	95	81.1	58.9	67.4	47.4	35.8	32.6	30.5	26.3
	200～299万円	113	77.0	61.1	63.7	47.8	27.4	25.7	24.8	18.6
	300～399万円	128	82.0	63.3	72.7	43.0	37.5	28.1	24.2	26.6
	400～499万円	79	75.9	69.6	62.0	32.9	38.0	27.8	25.3	26.6
	500～699万円	143	71.3	59.4	55.9	39.2	30.1	26.6	13.3	19.6
	700～999万円	126	68.3	66.7	47.6	42.9	27.0	32.5	17.5	19.0
	1,000～1,499万円	52	75.0	67.3	28.8	30.8	38.5	32.7	28.8	23.1
	1,500万円以上	18	72.2	50.0	22.2	33.3	22.2	11.1	11.1	16.7
わからない	219	75.8	62.6	47.5	40.6	29.2	26.9	19.2	20.5	

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

#### イ 抱える困難の数

女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものになっていると言われていいます。抱える困難の数(種類)をみると、「2～3種類」(42.7%)と「4種類以上」(41.7%)がそれぞれ4割強を占めており、8割以上の方が複合的な困難を抱えています。

図表1-21：抱える困難の数



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

「4種類以上」の割合に着目すると、年齢別では30歳代以下で5割弱と高く、婚姻状況別では離別・死別している方が5割以上と高くなっています。

図表1-22：【属性別】抱える困難の数

		調査数 (n)	(% )			平均 (困難数)
			1種類のみ	2～3種類	4種類以上	
全体		1050	15.6	42.7	41.7	3.40
年齢	20歳代以下	135	16.3	37.0	46.7	3.51
	30歳代	215	14.9	35.3	49.8	3.72
	40歳代	171	12.9	49.1	38.0	3.42
	50歳代	179	12.3	47.5	40.2	3.41
	60歳代	269	19.0	41.3	39.8	3.19
	70歳代以上	81	18.5	51.9	29.6	2.98
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	16.4	46.5	37.1	3.25
	離別	131	12.2	32.8	55.0	3.94
	死別	40	20.0	30.0	50.0	3.43
	未婚	367	15.3	42.2	42.5	3.41
家族構成	一人暮らし	224	16.5	38.4	45.1	3.51
	夫婦のみ	266	16.9	45.1	38.0	3.26
	二世帯世帯（親と同居）	129	15.5	47.3	37.2	3.30
	二世帯世帯（子と同居）	283	13.4	45.6	41.0	3.41
	その他の世帯	148	16.2	35.1	48.6	3.53
職業	正規の職員・従業員	200	19.5	39.0	41.5	3.40
	非正規の職員・従業員	335	13.1	44.2	42.7	3.40
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	66.7	5.00
	自営業主	48	12.5	41.7	45.8	3.67
	家族従業者・内職	23	13.0	39.1	47.8	3.83
	学生	19	15.8	52.6	31.6	3.21
	無職・家事専業（求職中）	98	13.3	38.8	48.0	3.61
	無職・家事専業（求職無）	311	17.7	45.0	37.3	3.20
	その他	13	0.0	38.5	61.5	4.62
世帯年収（全体）	100万円未満	77	18.2	37.7	44.2	3.58
	100～199万円	95	16.8	32.6	50.5	3.80
	200～299万円	113	11.5	47.8	40.7	3.46
	300～399万円	128	13.3	34.4	52.3	3.77
	400～499万円	79	10.1	46.8	43.0	3.58
	500～699万円	143	14.0	50.3	35.7	3.15
	700～999万円	126	19.0	44.4	36.5	3.21
	1,000～1,499万円	52	13.5	50.0	36.5	3.25
	1,500万円以上	18	44.4	33.3	22.2	2.39
	わからない	219	16.9	42.5	40.6	3.22

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

### 第3章 県の現状及び取り組むべき事項

抱える困難の数ごとに困難の内容をみると、抱える困難が1種類の場合は「健康に関わる不安や問題」(56.1%)の割合が最も高く、その他はいずれも1割台未満となっています。

抱える困難が2～3種類の場合は「健康に関わる問題」(67.4%)、「家庭に係る問題」(56.0%)、「経済的な困りごと(仕事のことを含む)」(50.2%)がそれぞれ5割以上と高くなっています。

抱える困難が4種類以上になると、上記の2～3種類の場合と同様の3項目がそれぞれ8～9割で上位にあがっているほか、その他の項目もそれぞれ4～7割弱となっています。

図表1-23：抱える困難の数別 抱える困難の状況（複数回答）

		(%)								
		健康に関わる不安や問題を抱えたことがある	家庭に係る問題を抱えたことがある	経済的な困りごと(仕事のことを含む)を抱えたことがある	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある	配偶者・パートナー・恋人から、次のような暴力(DV・デートDV)を受けたことがある	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、次のような暴力を受けたことがある	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある	性的な被害や問題を抱えたことがある	
全体	調査数(n)	1050	76.2	62.4	56.5	40.8	31.2	28.6	22.4	21.8
抱える困難数	1種類のみ	164	56.1	12.8	13.4	7.3	4.9	1.8	3.0	0.6
	2～3種類	448	67.4	56.0	50.2	28.1	17.9	14.5	7.4	9.4
	4種類以上	438	92.7	87.4	79.0	66.2	54.8	53.0	45.0	42.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)



(4) 困難への対応状況

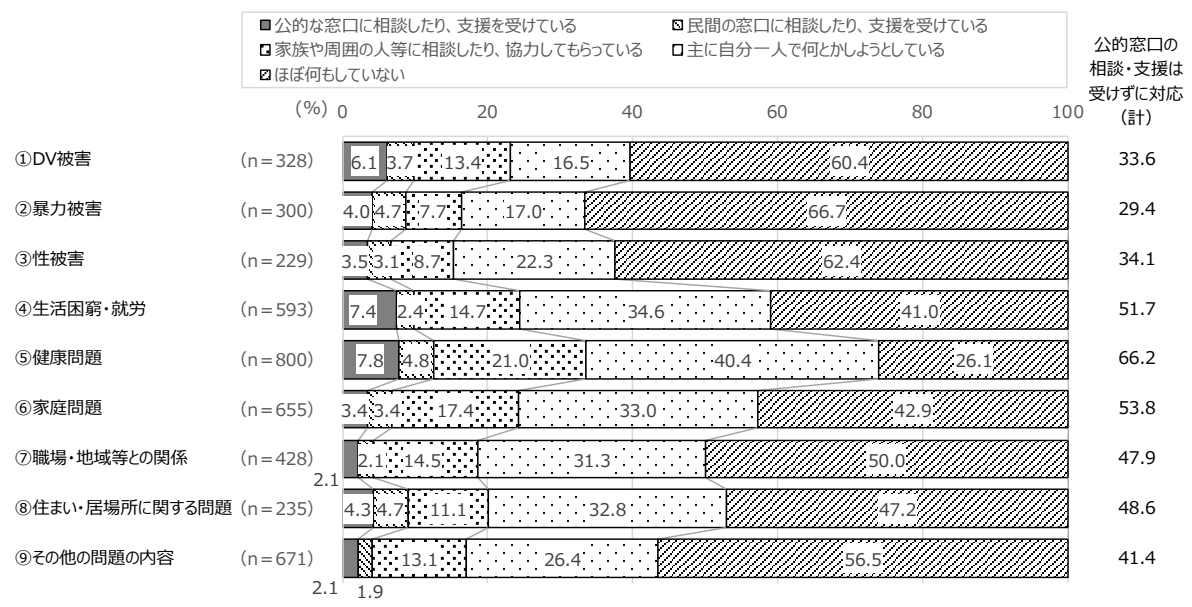
ア 困難への対応状況

自分が困難な状況に陥った際、どのように対応したか調査したところ、⑤健康問題以外は「ほぼ何もしていない」の割合が最も高く、それぞれ4～6割強を占めています。

「公的窓口相談したり、支援を受けている」の割合は、④生活困窮・就労問題と⑤健康問題の該当者の7%台をはじめ、いずれも1割未満となっています。「民間の窓口相談したり、支援を受けている」の割合はいずれも5%未満でした。

また、公的窓口の相談・支援は受けずに対応している人の割合は、⑤健康問題該当者(66.2%)で最も高く、次いで⑥家庭問題該当者(53.7%)、④生活困窮・就労問題該当者(51.7%)となっています。

図表1-24：困難への対応状況



※現在は問題が解決している場合は解決前の状況について回答。複数の対応方法に該当する場合は最も頻度の高い対応方法を1つだけ選択。

※公的窓口の相談・支援は受けずに対応(計)：「民間の窓口相談したり、支援を受けている」「家族や周囲の人等に相談したり、協力してもらっている」「主に自分一人で何とかしようとしている」の合計値。

※上記の図表中の①～⑨の表記は、下表の内容を省略したもの(以降、同様)。

《①～⑨ 凡例》

表記	内容
① DV被害	配偶者・パートナー・恋人から、次のような暴力(DV・デートDV)を受けたことがある
② 暴力被害	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、次のような暴力を受けたことがある
③ 性被害	性的な被害や問題を抱えたことがある
④ 生活困窮・就労	経済的な困りごと(仕事のことを含む)を抱えたことがある
⑤ 健康問題	健康に関わる不安や問題を抱えたことがある
⑥ 家庭問題	家庭に係る問題を抱えたことがある
⑦ 職場・地域等との関係	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある
⑧ 住まい・居場所に関する問題	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある
⑨ その他の問題の内容	上記以外

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

第3章 県の現状及び取り組むべき事項

公的窓口の相談・支援は受けずに対応している人の割合を、年齢別にみると、①DV被害や②暴力被害、③性被害、④生活困窮・就労、⑦職場・地域関係、⑧住まい・居場所問題では、30歳代以下で他の年代に比べて割合が高くなっています。

図表1-25：【属性別】困難への対応状況《公的窓口の相談・支援は受けずに対応（計）の割合》

		① DV被害		② 暴力被害		③ 性被害		④ 生活困窮・就労		⑤ 健康問題	
		調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)
全体		328	33.6	300	29.4	229	34.1	593	51.7	800	66.2
年齢	20歳代以下	41	46.3	42	35.7	40	52.5	73	56.1	96	62.5
	30歳代	62	46.8	62	35.4	61	45.9	136	58.0	163	60.7
	40歳代	52	34.5	54	29.7	36	27.8	100	51.0	123	57.7
	50歳代	51	27.5	55	23.7	39	28.1	119	42.0	134	62.7
	60歳代	92	25.0	69	24.6	45	15.5	127	52.8	217	74.1
	70歳代以上	30	23.3	18	27.8	8	12.5	38	47.4	67	80.6
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	182	31.3	132	31.8	100	27.0	265	49.0	371	67.7
	離別	71	32.4	37	29.7	32	34.4	88	55.7	107	64.5
	死別	11	45.5	15	13.3	8	12.5	26	53.8	32	68.8
	未婚	64	39.1	116	28.4	89	43.8	214	52.7	290	64.6
家族構成	一人暮らし	57	28.1	69	20.2	53	32.1	138	55.8	176	65.4
	夫婦のみ	75	29.3	70	30.0	55	29.1	137	43.0	199	70.9
	二世帯世帯（親と同居）	21	52.3	41	36.6	21	71.4	73	46.5	108	63.9
	二世帯世帯（子と同居）	129	34.9	75	36.0	58	31.0	162	60.6	202	65.4
	その他の世帯	46	34.7	45	24.5	42	28.6	83	45.8	115	62.6

		⑥ 家庭問題		⑦ 職場・地域等との関係		⑧ 住まい・居場所に関する問題		⑨ その他の問題の内容	
		調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)
全体		655	53.8	428	47.9	235	48.6	671	41.4
年齢	20歳代以下	73	49.3	68	61.7	41	51.2	79	34.1
	30歳代	144	56.3	108	55.5	64	56.2	117	44.4
	40歳代	101	47.6	74	32.5	44	38.7	112	33.9
	50歳代	109	50.5	62	43.5	41	41.4	117	38.5
	60歳代	180	57.2	95	46.3	34	52.9	181	46.5
	70歳代以上	48	60.5	21	38.1	11	45.5	65	49.2
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	346	57.5	185	46.5	82	55.0	345	38.0
	離別	92	57.6	53	50.9	36	50.1	95	51.6
	死別	21	61.9	16	18.8	8	37.5	27	55.5
	未婚	196	44.4	174	51.1	109	44.0	204	40.6
家族構成	一人暮らし	122	45.9	105	43.8	66	45.4	139	46.7
	夫婦のみ	176	59.7	111	52.2	45	48.9	169	43.8
	二世帯世帯（親と同居）	74	44.7	55	52.7	33	39.4	74	43.3
	二世帯世帯（子と同居）	192	59.4	95	43.2	52	59.6	192	36.4
	その他の世帯	91	48.4	62	50.0	39	46.2	97	38.1

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

イ 公的な窓口の相談・支援を受けていない理由

公的な窓口の相談・支援を受けていない理由を尋ねたところ、困難事項該当者ごとの理由として最も割合が高いものは、①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力問題）、②暴力被害（その他の家族等からの暴力問題）、⑧住まい・居場所問題の該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」、③性被害や⑨その他の問題の該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」と「公的な窓口で解決できるとは思わないから」、④生活困窮・就労問題該当者では「必要だが我慢できる程度だから」、⑤健康問題該当者では「必要ではないから」、⑥家庭問題該当者では「公的な窓口で解決できるとは思わないから」、⑦職場・家庭・地域等での人間関係問題該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」と「必要ではないから」となっています。

また、「支援を受けるための手続きが面倒だから」や「恥ずかしいと思うから」の割合は、①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力）や③性被害の該当者で他に比べて高くなっています。

「支援を受けるための手続きが面倒だから」や「恥ずかしいと思うから」の割合は、①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力）や③性被害の該当者で他に比べて高くなっています。

図表1-26：公的な窓口の相談・支援を受けていない理由（複数回答）

	調査数 (n)	どこに相談 したらよいか わからないから	支援を受け るための手 続きが面倒だ から	必要ではな いから	必要だが、 我慢できる 程度だから	上手く伝え ることができ ないから	恥ずかしい と思うから	以前相談し たが、その 際に嫌な思 いをしたから	以前相談し たが、断ら れたから (支援対 象外の場合 を含む)	公的な窓 口で解決で きると思わ ないから	その他
①DV被害	110	25.5	14.5	20.9	20.9	9.1	10.0	7.3	9.1	22.7	6.4
②暴力被害	88	29.5	10.2	14.8	15.9	10.2	5.7	5.7	5.7	22.7	6.8
③性被害	78	21.8	14.1	14.1	17.9	3.8	11.5	9.0	3.8	21.8	11.5
④生活困窮・就労	306	23.9	9.5	17.3	26.1	5.2	7.8	3.6	4.9	18.6	2.3
⑤健康問題	529	18.1	7.6	26.5	23.8	7.2	1.9	2.5	1.9	22.7	3.6
⑥家庭問題	352	23.3	8.2	21.0	20.2	6.5	5.1	2.8	2.6	24.1	3.1
⑦職場・地域等との関係	205	22.0	10.2	22.0	19.0	8.3	4.9	2.9	0.5	21.0	2.4
⑧住まい・居場所に関する問題	114	31.6	8.8	16.7	19.3	8.8	2.6	6.1	2.6	17.5	1.8
⑨その他の問題の内容	278	24.1	5.0	23.7	18.7	4.7	4.0	2.5	1.8	24.1	2.2

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

ウ 相談・支援窓口に望む形態

公的な窓口の相談・支援を受けていない人に、どのような窓口なら相談しようと思うか尋ねたところ、全ての困難事項該当者に共通して「個人情報を出さなくてよい窓口」の割合が最も高く、③性被害該当者（52.6%）をはじめ、それぞれ3～5割前後となっています。このほか、「周りに知られないで相談できる窓口」や「継続して相談を続けられる窓口」の割合が、全項目を通じて2～3割台と高くなっています。

また、「24時間相談できる窓口」の割合は①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力問題）、②暴力被害（その他の家族等からの暴力問題）、③性被害の該当者で、「自分の希望をよく聞いてくれる窓口」の割合は④生活困窮・就労問題の該当者で、「法律や心理学などの専門家に相談できる窓口」の割合は①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力問題）の該当者で他に比べて高くなっています。

図表1-27：相談・支援窓口に望む形態（複数回答）

	調査数 (n)	24時間相談できる 窓口	個人情報を出さなくて よい窓口	周りに知られないで相談 できる 窓口	継続して相談を続けら れる窓口	同じ悩みをもつ人どおし が話したり、相談できる 場所	何か理由がなくても気 軽に立ち寄れることがで きる場所	自分の希望をよく聞 いてくれる 窓口	同年代の 人が話を聞 いてくれる 窓口	法律や心 理学などの 専門家に 相談できる 窓口	自分の困 りに気づ いて声をか けてくれる人	その他
①DV被害	110	26.4	38.2	32.7	30.9	14.5	20.0	19.1	4.5	26.4	19.1	1.8
②暴力被害	88	28.4	37.5	31.8	30.7	12.5	13.6	21.6	3.4	18.2	17.0	4.5
③性被害	78	26.9	52.6	34.6	29.5	6.4	11.5	16.7	2.6	21.8	14.1	3.8
④生活困窮・就労	306	19.6	36.6	31.0	26.8	11.4	18.3	23.9	5.6	19.6	15.4	2.3
⑤健康問題	529	18.7	28.0	21.0	26.8	15.5	24.0	18.1	6.2	13.0	17.6	4.9
⑥家庭問題	352	19.9	39.8	29.3	26.7	14.8	18.8	17.3	6.0	21.0	13.9	2.6
⑦職場・地域等との関係	205	20.5	36.1	28.3	22.9	16.6	20.5	16.6	8.3	15.6	17.1	1.5
⑧住まい・居場所に関する問題	114	22.8	35.1	22.8	23.7	11.4	15.8	19.3	3.5	18.4	17.5	2.6
⑨その他の問題の内容	278	18.0	33.8	23.4	21.9	13.7	18.7	15.8	6.1	20.1	16.2	2.5

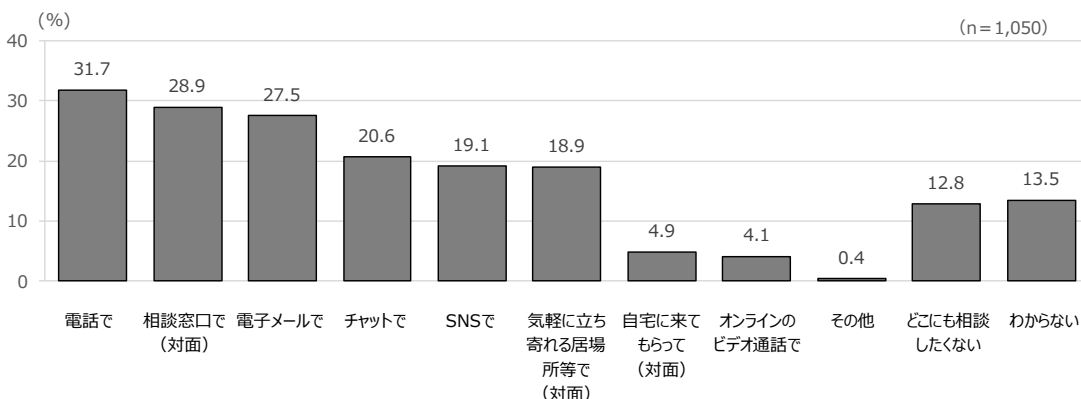
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(6) 相談・支援について

ア 希望する相談方法

今後、相談窓口（民間含む）に相談するとしたらどのような形で相談したいか、希望する相談方法を尋ねたところ、「電話で」（31.7%）の割合が最も高く、次いで「相談窓口で（対面）」（28.9%）、「電子メールで」（27.5%）となっています。

図表1-28：希望する相談方法（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

年齢別にみると、「SNSで」や「チャットで」の割合は年齢が若いほど高く、30歳代で3割強、20歳代以下で4割前後と高くなっています。「電子メールで」の割合は30・40歳代で3割強と高い傾向にあります。一方、「電話で」や「相談窓口で（対面）」の割合は年齢が高いほど高く、70歳代以上で4割を超えています。また、「気軽に立ち寄れる居場所等で（対面）」の割合は40歳代以下に比べて50歳代以上で高く、2割を超えています。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、4種類以上の多数の困難を抱える層では3種類以下の層に比べて全般的に割合が高くなっており、特に「気軽に立ち寄れる居場所等で（対面）」の割合が2割強と高くなっています。

図表1-29：【属性別】希望する相談方法（複数回答）

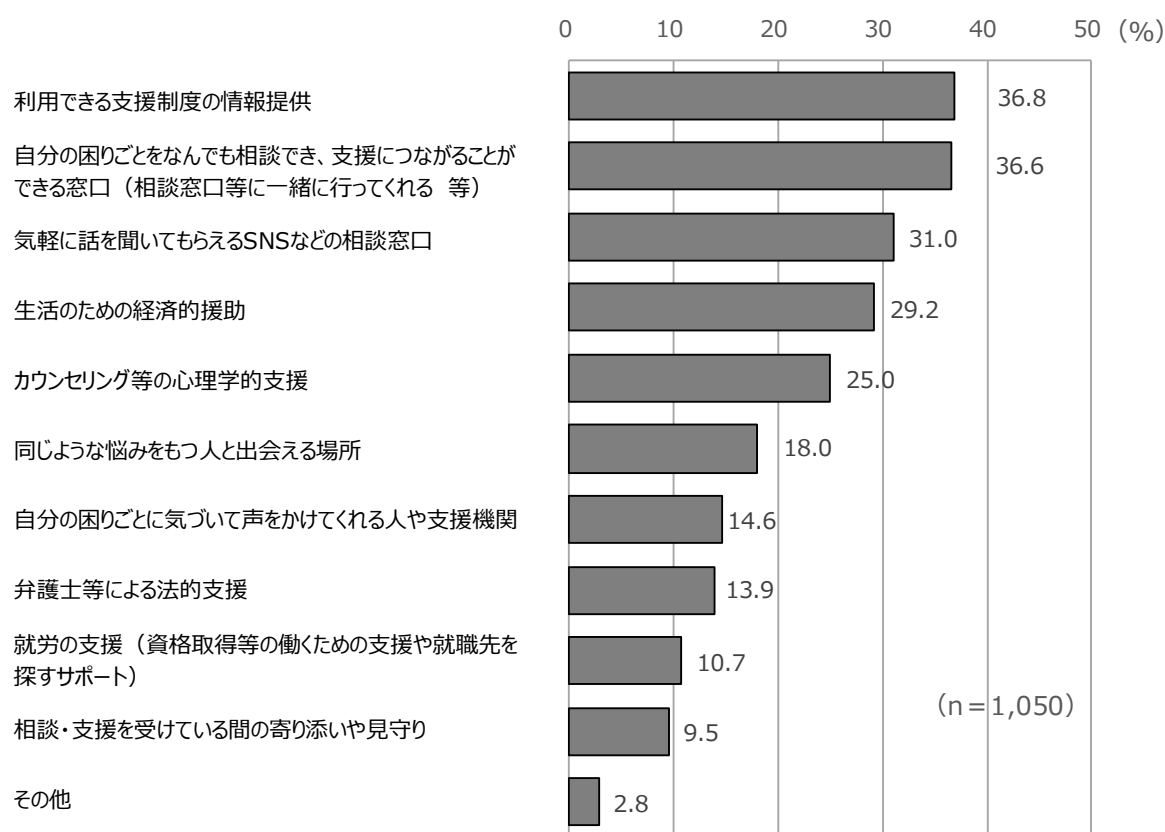
	調査数 (n)	電話で	電子メールで	SNSで	オンラインのビデオ通話で	チャットで	相談窓口で (対面)	自宅に来てもらって (対面)	気軽に立ち寄れる居場所等で (対面)	その他	どこにも相談したくない	わからない	
全体	1050	31.7	27.5	19.1	4.1	20.6	28.9	4.9	18.9	0.4	12.8	13.5	
年齢	20歳代以下	135	25.2	23.7	38.5	5.9	42.2	17.0	5.2	12.6	0.7	18.5	5.2
	30歳代	215	25.1	33.0	30.7	4.7	34.4	24.7	10.2	17.2	0.0	11.6	10.7
	40歳代	171	26.9	33.9	25.1	4.1	19.3	22.8	1.8	12.9	0.0	12.9	17.5
	50歳代	179	34.6	25.7	12.3	4.5	14.5	26.3	3.4	23.5	0.0	15.1	15.6
	60歳代	269	36.4	24.2	5.9	3.0	8.2	38.7	3.3	21.9	1.1	11.2	16.7
70歳代以上	81	48.1	21.0	2.5	2.5	4.9	45.7	4.9	25.9	0.0	6.2	11.1	
婚姻状況	既婚 (事実婚含む)	512	34.2	24.8	18.9	5.1	18.4	29.7	5.7	19.5	0.4	12.1	13.7
	離別	131	37.4	26.0	9.9	3.1	12.2	36.6	6.1	17.6	0.8	8.4	13.7
	死別	40	47.5	30.0	0.0	0.0	7.5	42.5	2.5	27.5	0.0	10.0	15.0
家族構成	未婚	367	24.5	31.6	24.8	3.5	28.1	23.4	3.5	17.4	0.3	15.5	13.1
	一人暮らし	224	31.7	29.9	15.2	3.1	22.8	31.3	4.0	17.9	0.4	10.7	13.8
	夫婦のみ	266	32.7	28.9	20.7	4.9	23.7	32.0	4.9	21.8	0.8	10.5	12.4
	二世帯世帯 (親と同居)	129	20.9	28.7	26.4	1.6	21.7	21.7	2.3	20.9	0.8	14.7	20.2
	三世帯世帯 (子と同居)	283	36.7	23.7	18.0	3.9	13.8	28.3	7.4	19.1	0.0	13.1	13.1
その他の世帯	148	29.7	27.7	18.2	6.8	23.6	27.0	3.4	12.8	0.0	17.6	10.1	
抱える困難数	1種類のみ	164	29.3	22.6	17.1	1.8	20.7	25.6	3.7	13.4	0.0	15.2	18.3
	2～3種類	448	29.0	25.7	16.3	3.8	16.5	26.3	3.1	14.5	0.0	16.5	14.3
	4種類以上	438	35.4	31.3	22.8	5.3	24.7	32.6	7.1	25.3	0.9	8.0	11.0

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

イ 困難を解決するために必要な環境・支援

回答者自身が抱える困難を解決するためにどのような環境や支援があるとよいと思うか尋ねたところ、「利用できる支援制度の情報提供」(36.8%)と「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」(36.6%)の割合がそれぞれ4割弱と高く、次いで「気軽に話を聞いてもらえる SNS などの相談窓口」(31.0%)、「生活のための経済的援助」(29.2%)、「カウンセリング等の心理学的支援」(25.0%)となっています。

図表1-30：困難を解決するために必要な環境・支援（複数回答3つまで）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

年齢別にみると、「気軽に話を聞いてもらえる SNS などの相談窓口」や「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」の割合は年齢が若いほど高く、20歳代以下で他に比べて顕著に高くなっています。一方、「利用できる支援制度の情報提供」や「弁護士等による法的支援」の割合は年齢が高いほど高くなっています。また、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」や「相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り」は70歳代で他に比べて顕著に高くなっています。

世帯年収別にみると、「生活のための経済的援助」の割合は世帯年収が低いほど概ね高く、100～200万円台の層で4割を超えています。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、「生活のための経済的援助」や「就労の支援」、「弁護士等による法的支援」の割合は、抱える困難の種類が多いほど高くなっています。



第3章 県の現状及び取り組むべき事項

図表1-31：【属性別】困難を解決するために必要な環境・支援（複数回答3つまで）

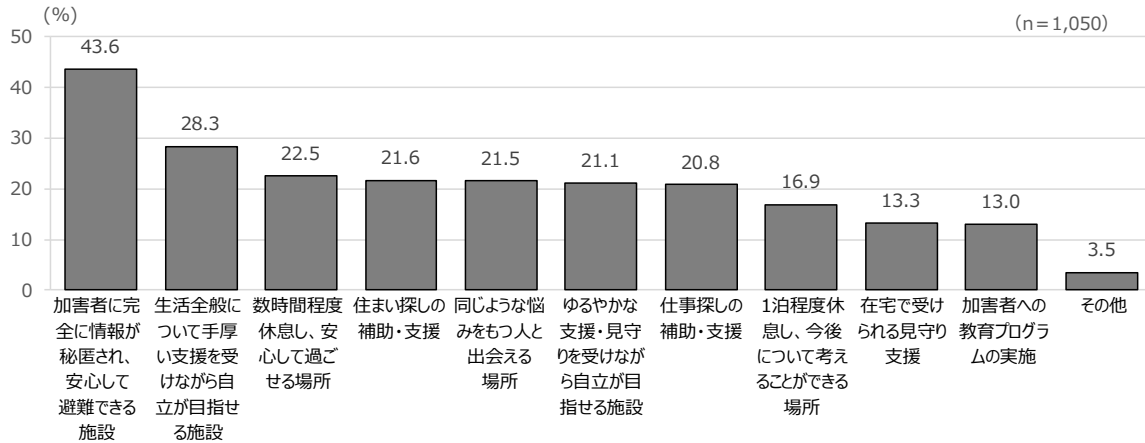
		(%)										
	調査数 (n)	気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口	自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながる窓 口（相談窓口等と一緒に 行ってくれる等）	利用できる支援制度の 情報提供	同じような悩みをもつ 人と出会う場所	相談・支援を受けている 間の寄り添いや見守り	自分の困りごと に気づいて声をか けてくれる人や支援 機関	生活のための経済的 援助	就労の支援（資格 取得等の働くための 支援や就職先を探す サポート）	カウンセリ ング等の心理 学的支援	弁護士等 による法的 支援	その他
全体	1050	31.0	36.6	36.8	18.0	9.5	14.6	29.2	10.7	25.0	13.9	2.8
年齢	20歳代以下	135	45.2	32.6	22.2	22.2	8.9	26.7	34.1	12.6	25.9	3.7
	30歳代	215	38.1	35.8	33.5	18.1	12.1	17.2	33.5	12.1	26.0	10.7
	40歳代	171	33.9	32.7	33.9	13.5	7.6	11.7	31.6	13.5	28.1	15.2
	50歳代	179	25.1	39.1	39.7	15.6	6.1	12.3	33.0	12.3	25.1	12.3
	60歳代	269	23.4	35.3	43.5	19.0	7.8	10.4	23.4	7.4	24.9	19.0
	70歳代以上	81	21.0	51.9	46.9	22.2	21.0	12.3	16.0	4.9	14.8	23.5
	婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	33.4	36.5	35.0	18.8	9.8	12.7	21.9	6.3	29.3
離別		131	22.1	43.5	45.8	16.0	12.2	13.0	34.4	13.0	19.1	15.3
死別		40	17.5	45.0	35.0	20.0	5.0	5.0	40.0	10.0	17.5	22.5
未婚		367	32.4	33.2	36.2	17.4	8.7	18.8	36.5	16.1	22.1	9.3
家族構成	一人暮らし	224	25.0	38.8	37.1	14.7	9.8	14.3	36.2	10.7	23.2	17.0
	夫婦のみ	266	34.6	39.5	36.5	19.5	8.6	14.3	22.2	6.0	28.2	17.7
	二世帯世帯（親と同居）	129	28.7	31.0	38.0	21.7	10.9	14.7	30.2	21.7	22.5	5.4
	二世帯世帯（子と同居）	283	31.4	36.0	38.2	18.7	9.9	12.0	26.5	7.8	24.7	14.5
	その他の世帯	148	35.1	33.8	33.1	15.5	8.8	20.3	35.8	14.9	25.0	8.8
世帯年収（全体）	100万円未満	77	22.1	24.7	35.1	19.5	9.1	10.4	35.1	6.5	18.2	14.3
	100～199万円	95	20.0	48.4	47.4	9.5	7.4	14.7	42.1	12.6	22.1	10.5
	200～299万円	113	29.2	38.9	34.5	20.4	4.4	13.3	44.2	15.0	23.0	15.0
	300～399万円	128	28.9	34.4	41.4	20.3	9.4	18.0	30.5	13.3	21.1	13.3
	400～499万円	79	35.4	34.2	49.4	20.3	6.3	11.4	30.4	12.7	16.5	13.9
	500～699万円	143	31.5	32.9	31.5	18.9	11.9	19.6	24.5	11.2	28.0	12.6
	700～999万円	126	34.9	41.3	38.1	13.5	16.7	13.5	21.4	5.6	32.5	17.5
	1,000～1,499万円	52	38.5	40.4	19.2	19.2	9.6	3.8	19.2	1.9	42.3	19.2
	1,500万円以上	18	38.9	38.9	22.2	16.7	5.6	22.2	0.0	5.6	16.7	11.1
	わからない	219	34.7	35.2	34.7	19.6	9.1	15.1	25.1	11.9	25.6	12.8
抱える困難数	1種類のみ	164	31.7	36.6	36.0	20.1	11.0	7.9	20.1	5.5	28.7	6.1
	2～3種類	448	29.7	34.6	35.7	17.2	8.5	15.4	27.0	9.6	22.3	15.4
	4種類以上	438	32.2	38.6	38.1	18.0	10.0	16.2	34.9	13.7	26.5	15.3

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

ウ DV等の解決のために必要な環境・支援

DVや虐待等の困りごとを解決するためにどのような環境や支援があるとよいと思うか尋ねたところ、「加害者に完全に情報が秘匿され、安心して避難できる施設」(43.6%)の割合が4割を超えて最も高く、次いで「生活全般について手厚い支援を受けながら自立が目指せる施設」(28.3%)、「数時間程度休息し、安心して過ごせる場所」(22.5%)となっています。

図表1-32：DV等の解決のために必要な環境・支援（複数回答3つまで）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

年齢別にみると、「数時間程度休息し、安心して過ごせる場所」の割合は20歳代以下で3割強と高くなっています。また、「1泊程度休息し、今後について考えることができる場所」の割合は30歳代以下で2割を超えています。

図表1-33：【属性別】DV等の解決のために必要な環境・支援（複数回答3つまで）

属性	調査数 (n)	数時間程度休息し、安心して過ごせる場所 (%)	同じような悩みをもつ人と出会える場所 (%)	1泊程度休息し、今後について考えることができる場所 (%)	加害者に完全に情報が秘匿され、安心して避難できる施設 (%)	生活全般について手厚い支援を受けながら自立が目指せる施設 (%)	ゆるやかな支援・見守りを受けながら自立が目指せる施設 (%)	在宅で受けられる見守り支援 (%)	住まい探しの補助・支援 (%)	仕事探しの補助・支援 (%)	加害者への教育プログラムの実施 (%)	その他 (%)	
全体	1050	22.5	21.5	16.9	43.6	28.3	21.1	13.3	21.6	20.8	13.0	3.5	
年齢	20歳代以下	135	31.1	21.5	21.5	49.6	28.1	23.0	12.6	22.2	15.6	11.1	2.2
	30歳代	215	27.0	16.7	23.3	46.5	32.1	21.9	9.3	21.9	25.1	15.3	1.9
	40歳代	171	24.0	25.7	12.3	42.7	28.7	21.1	13.5	23.4	23.4	9.9	2.3
	50歳代	179	20.1	16.8	14.0	38.0	25.7	20.7	14.5	26.3	21.2	12.3	6.1
	60歳代	269	14.5	24.9	13.8	40.5	26.4	19.3	15.6	19.3	21.2	13.4	4.5
	70歳代以上	81	24.7	24.7	18.5	50.6	29.6	23.5	14.8	13.6	9.9	17.3	3.7
	既婚（事実婚含む）	512	23.2	22.9	17.0	40.6	26.8	19.5	13.5	19.3	20.3	13.3	3.7
離婚	131	14.5	22.9	13.7	44.3	32.8	22.9	14.5	27.5	23.7	16.8	0.8	
死別	40	15.0	20.0	12.5	47.5	20.0	25.0	20.0	20.0	15.0	10.0	7.5	
未婚	367	25.1	19.3	18.3	47.1	29.7	22.3	11.4	22.9	21.0	11.7	3.8	
家族構成	一人暮らし	224	16.1	17.9	14.3	47.3	35.3	25.0	14.3	22.8	19.6	15.2	4.5
	夫婦のみ	266	20.7	22.9	17.3	45.1	29.3	19.2	12.8	21.4	19.9	12.8	3.4
	二世帯世帯（親と同居）	129	28.7	26.4	18.6	44.2	24.0	21.7	9.3	19.4	18.6	12.4	3.1
	二世帯世帯（子と同居）	283	24.4	23.7	16.3	38.9	24.4	20.5	14.8	19.1	20.5	12.7	3.2
	その他の世帯	148	26.4	16.2	19.6	43.9	27.0	19.6	13.5	27.0	26.4	11.5	3.4
世帯年収（全体）	100万円未満	77	18.2	24.7	9.1	33.8	26.0	19.5	13.0	19.5	22.1	11.7	3.9
	100～199万円	95	15.8	17.9	18.9	42.1	31.6	24.2	13.7	31.6	24.2	11.6	4.2
	200～299万円	113	18.6	16.8	18.6	39.8	31.0	26.5	12.4	23.9	23.9	8.0	3.5
	300～399万円	128	27.3	25.0	20.3	42.2	29.7	24.2	14.1	23.4	18.0	14.1	1.6
	400～499万円	79	19.0	19.0	15.2	45.6	24.1	20.3	13.9	24.1	20.3	13.9	5.1
	500～699万円	143	24.5	23.1	18.2	51.0	28.0	23.8	13.3	19.6	14.0	12.6	3.5
	700～999万円	126	22.2	23.8	19.0	46.0	31.0	26.2	14.3	13.5	18.3	18.3	0.0
	1,000～1,499万円	52	26.9	17.3	19.2	40.4	28.8	5.8	19.2	21.2	28.8	9.6	3.8
	1,500万円以上	18	27.8	22.2	0.0	38.9	22.2	11.1	11.1	11.1	22.2	5.6	16.7
	わからない	219	24.7	21.9	15.1	44.7	26.0	16.0	11.4	21.9	22.8	14.6	4.6
抱える困難数	1種類のみ	164	25.0	25.6	11.6	42.1	26.8	18.9	14.0	14.0	18.3	12.2	3.7
	2～3種類	448	21.4	22.1	12.7	43.8	26.6	21.0	13.6	20.1	21.0	12.3	4.7
	4種類以上	438	22.6	19.4	23.1	44.1	30.6	22.1	12.8	26.0	21.5	14.2	2.3

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

工 抱える困難や支援に対する要望等（当事者の生の声）

悩み・困りごとの内容では「配偶者・パートナー以外の家族に関する問題」（28件）や「心身不調や健康に関する悩み」（26件）、「生活困窮や収入に関する悩み」（21件）などが多く寄せられています。

希望する支援等に関する意見では、「親身に寄り添ってくれる相談窓口」（35件）や「気軽に何でも相談できる窓口」（34件）、「適切な相談につないでほしい」（30件）などの相談窓口に関する要望が多く寄せられています。

図表1-34：抱える困難や希望する支援に対する要望等（自由記述）

悩みや困りごとについて	分類	件数	備考
	配偶者・パートナー以外の家族に関する問題	28	モロハラや暴力等のDV、家族不仲、過干渉、家族の病気・障害、その他問題行動、相続争い 等
心身不調や健康に関する悩み	26		
生活困窮や収入に関する悩み	21		
介護・看護や子育ての悩み	15		
配偶者・パートナーに関する問題	11	モロハラや暴力、不仲・離婚問題、問題行動（浪費、働かない等） など	
仕事に関する悩み	10		
孤独・孤立	9		
職場や地域での人間関係等の悩み	7	パワハラ、不仲、地域トラブル等	
その他の悩み・困りごと	17	性被害、住まい・居場所、将来への不安 など	

希望する支援等について	分類	件数	備考
	親身に寄り添ってくれる相談窓口がほしい	35	いつでも親身に寄り添って対応してくれる人や相談窓口がほしい、話を否定せずに聞いてほしい
気軽に何でも相談できる相談窓口がほしい	34		
適切な相談につないでほしい	30	自分にあった相談先がわからない、必要な支援につないでくれる窓口がほしい	
相談しても解決できないと思っている	28	相談では解決できないと思っている、相談を諦めている、支援はもらえない（自分で頑張る） など	
相談窓口での情報保護を徹底してほしい	21	個人情報保護、守秘義務の徹底、匿名で利用できる相談窓口	
居場所の提供や住まいの確保を支援してほしい	20	一時的な宿泊ができる居場所や避難場所の提供、住まい確保の支援	
息抜きや悩みを話せる場所がほしい	19	息抜きやストレス解消ができる場所、自然に悩みを話せる場所、同じ悩みを抱える人と話せる場所	
経済的援助がほしい	19		
とにかく話を聞いてほしい	16	つらさを理解してほしい、話を聞いてもらうだけでよい	
就労支援をしてほしい	16	職業紹介、職業訓練、就労継続支援 など	
いつでもすぐに利用できる相談窓口がほしい	14	24時間対応の相談窓口、電話やLINE、チャットによる相談	
相談・支援の利便性や質の向上に取り組んでほしい	14	相談員の資質向上、対面やオンライン等による多様な相談手法・機会の充実、支援の利用条件の緩和 など	
無料で利用できる相談窓口や支援がほしい	13		
DV対策を充実してほしい	13	DVに関する相談・支援、DV加害者への教育、DVに関する広報啓発 など	
相談・支援内容をしっかり周知してほしい	11	相談窓口や支援内容等の広報・周知、必要な人に情報が届く仕組みづくり	
保健・医療・福祉に係る相談・支援がほしい	10	がんや障害等に関する相談・支援、家事をはじめとした日常生活の支援 など	
専門家による相談・支援を受けたい	9	法律相談、福祉・医療の専門相談 など	
相談することをためらっている	9	相談するには勇気がある、恥ずかしい、敷居が高い など	
必要な支援がわからない	8		
自立生活のための総合的な支援をしてほしい	7	住まい確保から就労支援まで、自立生活のための総合的な支援	
問題解決まで継続して支援してほしい	5		
その他相談・支援への要望等	12		
その他の意見・要望	29		

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）



## 2 困難な問題の状況

### (1) DV

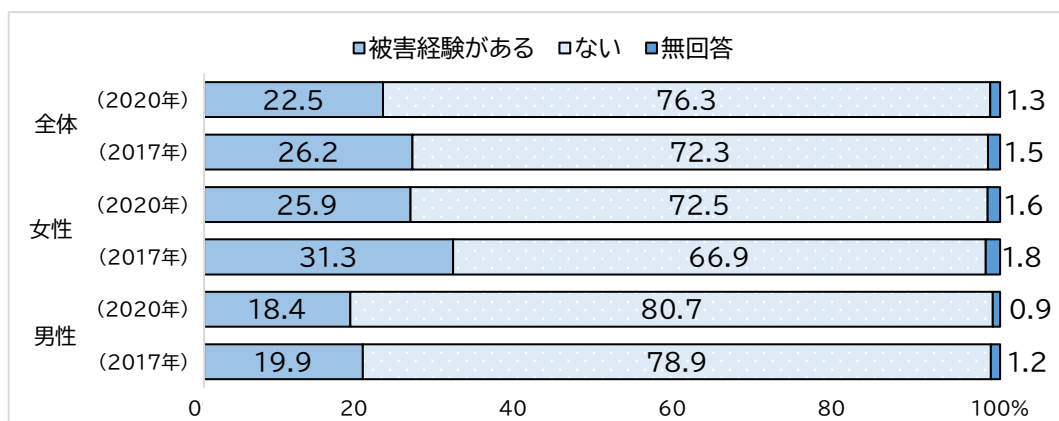
暴力は重大な人権侵害であり、誰に対しても決して許されるものではありません。しかし、DVは、家庭内など、外部からはその発見が困難な場において行われることから、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。その一方で、社会全体の問題とは扱われにくく、当事者の人権が十分に保護されてきたとはいえない状況です。

当事者は、多くの場合女性です。これは、性別によって固定的に役割を分けて考える固定的な性別役割分担意識<sup>1</sup>が根強いことにより、経済的・社会的な自立が困難な状況に置かれた女性が、暴力を我慢せざるを得ない場合が多いことも、理由の一つとして考えられます。DVは、性別にかかわらず、すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会を実現するうえで、克服すべき大きな課題です。

#### ア DVに対する意識の状況

2020年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（以下「国の調査」という。）によると、女性の約4人に1人（25.9%）、男性の約5人に1人（18.4%）が「DV被害の経験がある」と回答していますが、2017年の同調査と比較するとその割合は減少しています。

図表2-1：配偶者からの被害経験の有無（全国）



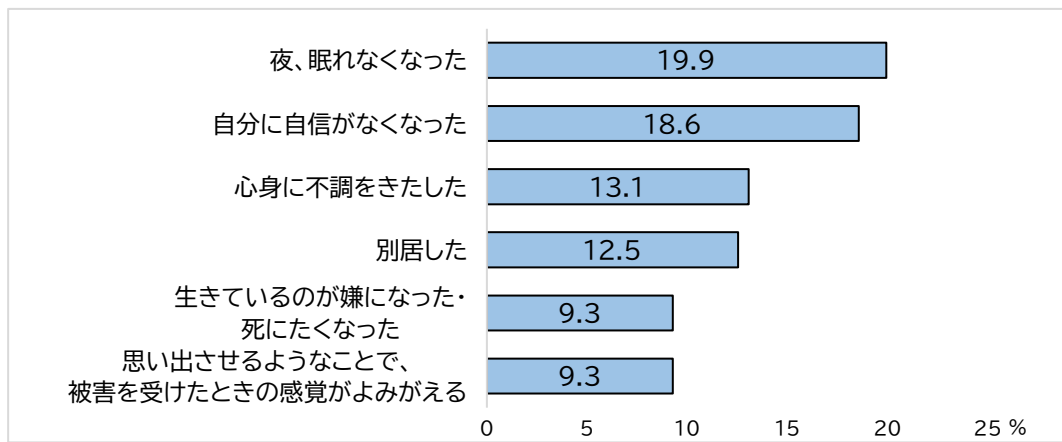
●出典：2017、2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

上記国の調査で、配偶者から被害を受けたことで生活上の変化があったかを聞いたところ、「夜、眠れなくなった」や、「自分に自信がなくなった」などの回答が多くなっており、DVの被害は当事者の心身に深刻な影響を及ぼします。

<sup>1</sup> 「固定的な性別役割分担意識」

「家事・育児は主として女性が担うもの」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

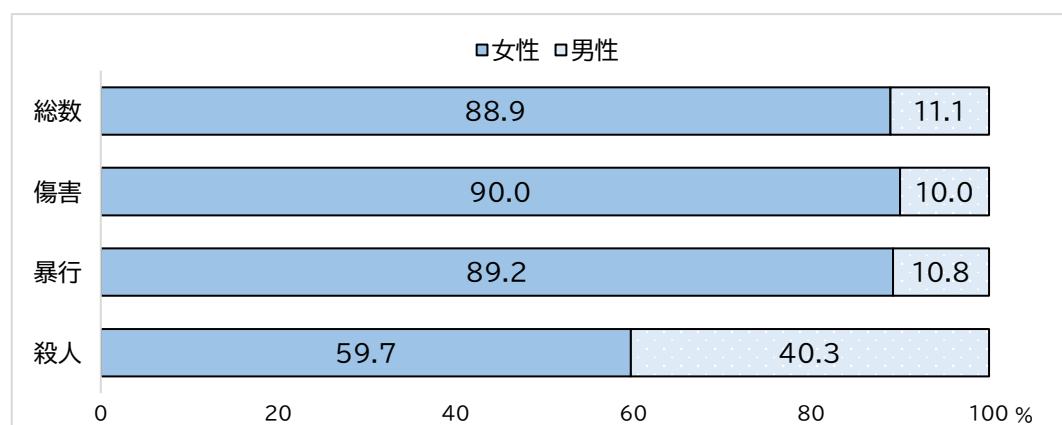
図表2-2：配偶者からの被害による生活上の変化（全国）



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

2020年に検挙された配偶者間における犯罪のうち、女性の当事者は9割弱であり、特に傷害と暴行について、女性の当事者が圧倒的に多くなっています。

図表2-3：配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）のDV被害者の男女別割合（検挙件数）（全国）



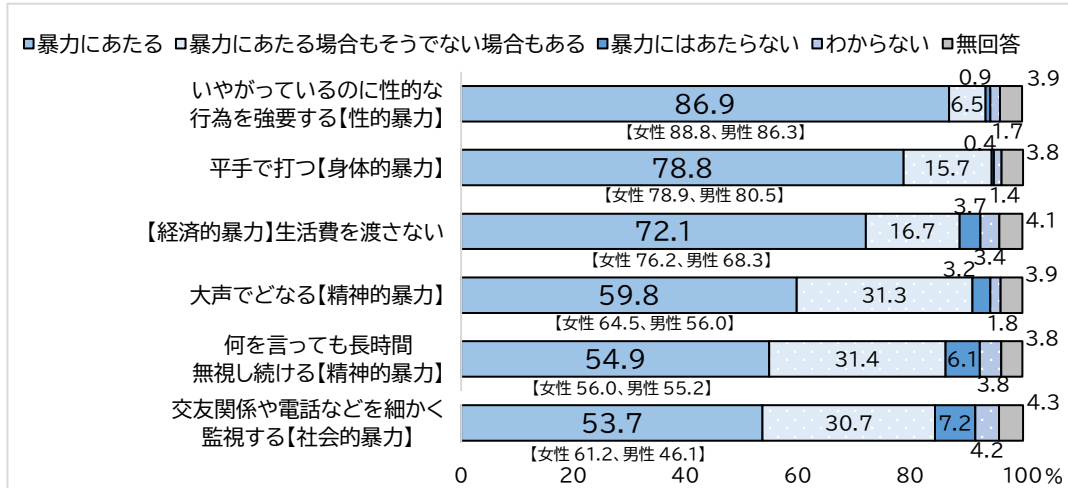
●出典：2021年「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府）

DVを受けることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなります。性別によって役割を固定的に分ける「固定的性別役割分担意識」は、「男は仕事・女は家庭」といった考え方に代表的に見られますが、そうした根強い意識が、DVに対する理解がなかなか進まない状況や、DVを受けても経済的・社会的自立の困難さから暴力を我慢せざるを得ない状況等に影響を与えているとも考えられます。DVは県民の意識から変えていくべき身近で重大な問題であり、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会実現のため、男女を問わず、DVの根絶に向けて取り組む必要があります。暴力はいかなる場合も絶対に許されないことについて理解を深めるための啓発が必要です。



2022年度に実施した県民ニーズ調査（以下「県の意識調査」という。）において、夫婦間の暴力に該当する6の行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、身体的暴力である「平手で打つ」を除き女性より男性の割合が低くなっており、社会的暴力や経済的暴力に対する認識は、身体的暴力等と比較して割合が低くなっています。一方で、2017年度と同調査と比較し、「交友関係や電話などを細かく監視する」の認識割合が倍以上増加しています。DVへの理解をさらに深めるため、引き続き啓発が必要です。

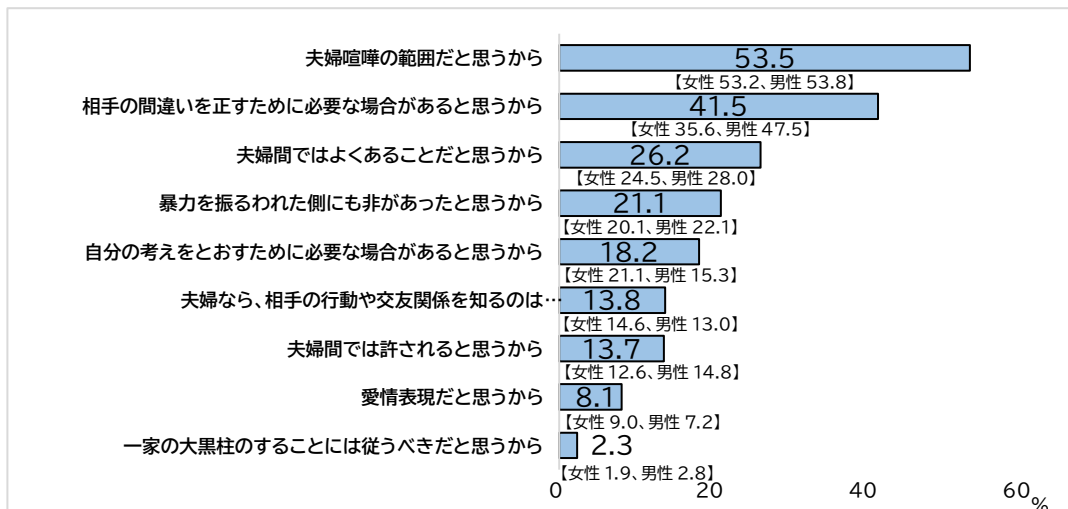
図表2-4：夫婦間での暴力行為における暴力としての認識（神奈川）



●出典：2021年「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府）

国の調査においても、夫婦間で暴力と認識される行為について聞いていますが、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」や「暴力にあたるとは思わない」と答えた人に対して、その理由を聞いたところ、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」が最も多く5割以上となっています。次いで「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」が4割以上にのぼりますが、女性と男性の認識割合に約12%の差が出ています。

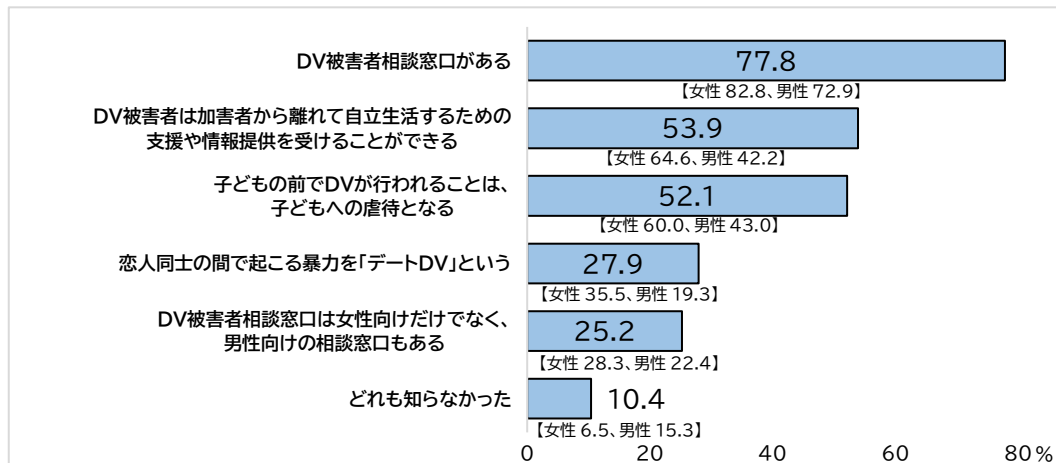
図表2-5：暴力にあたらぬ場合があると思う理由（全国）



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

県の意識調査によると、DV被害者相談窓口があることを知っている人は7割台で、2017年度の同調査(77.5%)と同程度となっています。一方で、男性向け相談窓口もあることを知っている人は3割に満たない状況になっています。また、デートDVという言葉は、周知度が4割に満たないなど、DVについての理解は十分とは言えない状況です。

図表2-6：DVについて知っていたこと（神奈川県）



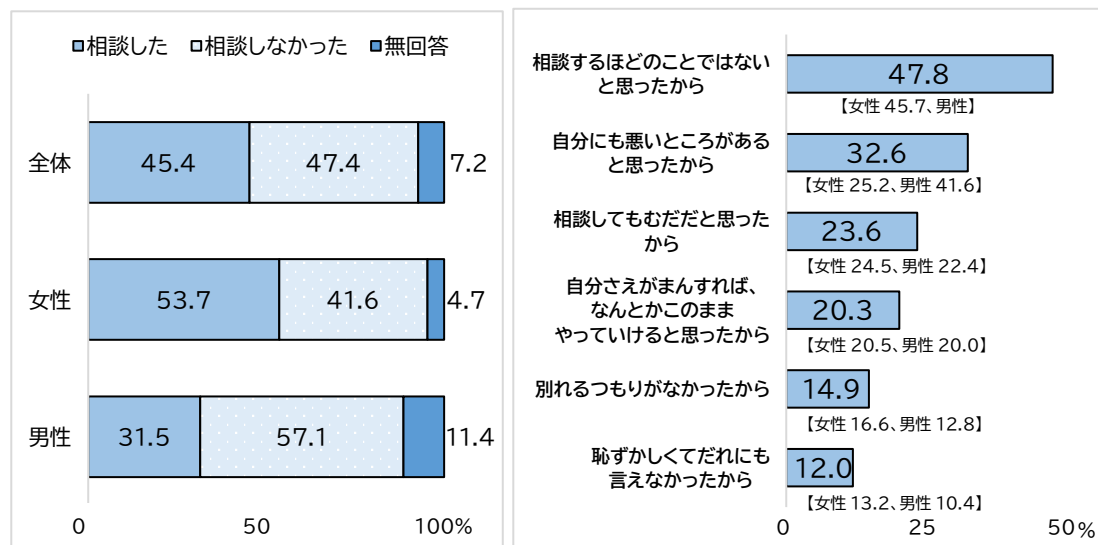
●出典：2022年度「県民ニーズ調査」(神奈川県)

被害を受けた当事者の実数を把握することは非常に困難ですが、国の調査によると、配偶者から暴力を受けたとき、相談した人、相談しなかった人が同程度であることから、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な当事者は、未だに多いと考えられます。

DVに悩む人が、誰でも、早めに相談することができるよう、男性向けも含めた相談窓口の周知をさらに進めるとともに、DVの発生自体を予防するため、特に若年層など、早い時期から暴力に対する理解を深めるための啓発を行うなど、重点的に取り組む必要があります。

図表2-7：配偶者からの暴力の相談の有無（全国）

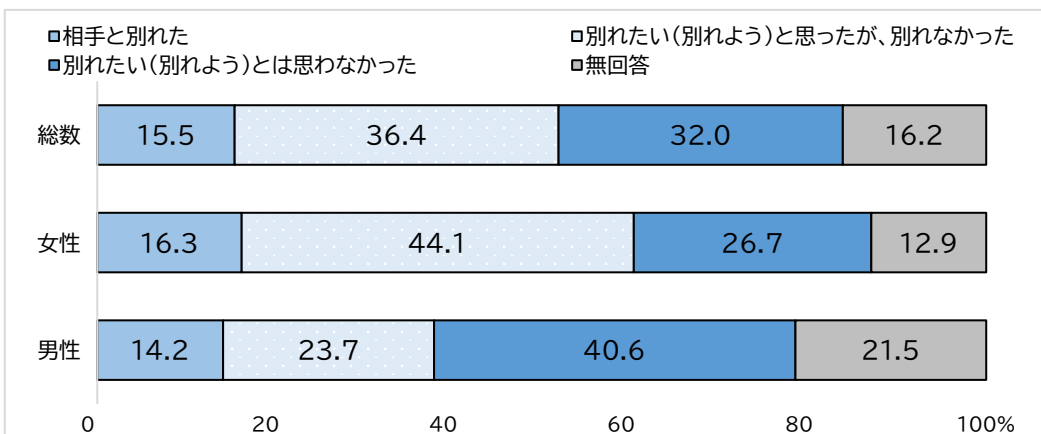
(相談しなかった理由)



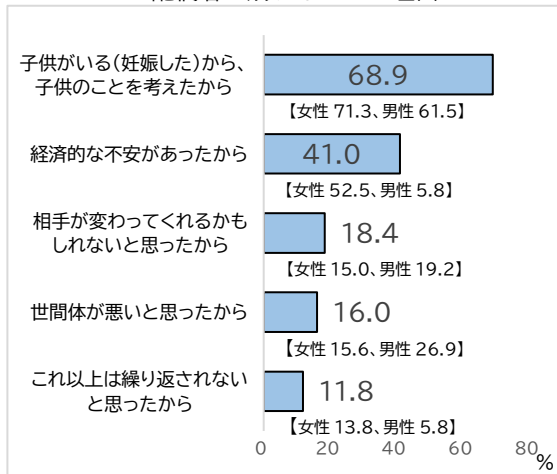
●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

DV被害を受けたとき、相手と別れることをためらう当事者は少なくありません。国の調査によると、配偶者から何らかの被害を受けたとき、「相手と別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人は36.4%で、男性より女性の方が割合が高くなっています（女性44.1%、男性23.7%）。別れなかった理由としては、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が68.9%で最も多く、次いで、男女間の差が最も大きい「経済的な不安があったから」が41.0%（女性52.5%、男性5.8%）でした。子どもが原因で別れなかった主な理由として最も多かったのは、「子供をひとり親にしたくなかったから」で56.8%でした。当事者の自立に当たっては、住居や就労、経済面など、生活基盤を支えるための支援に加えて、心の回復など、安定した生活に向けた支援が必要です。また、子どもを同伴している場合、母子ともに心のケアや、子どもの就学や保育に関する支援など、多岐にわたる支援が必要です。

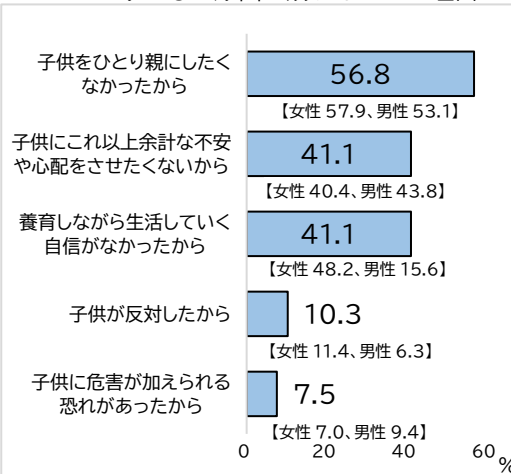
図表2-8：配偶者から被害を受けたときの行動（全国）



21-②：（※21-①で「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と答えた人が対象  
配偶者と別れなかった理由



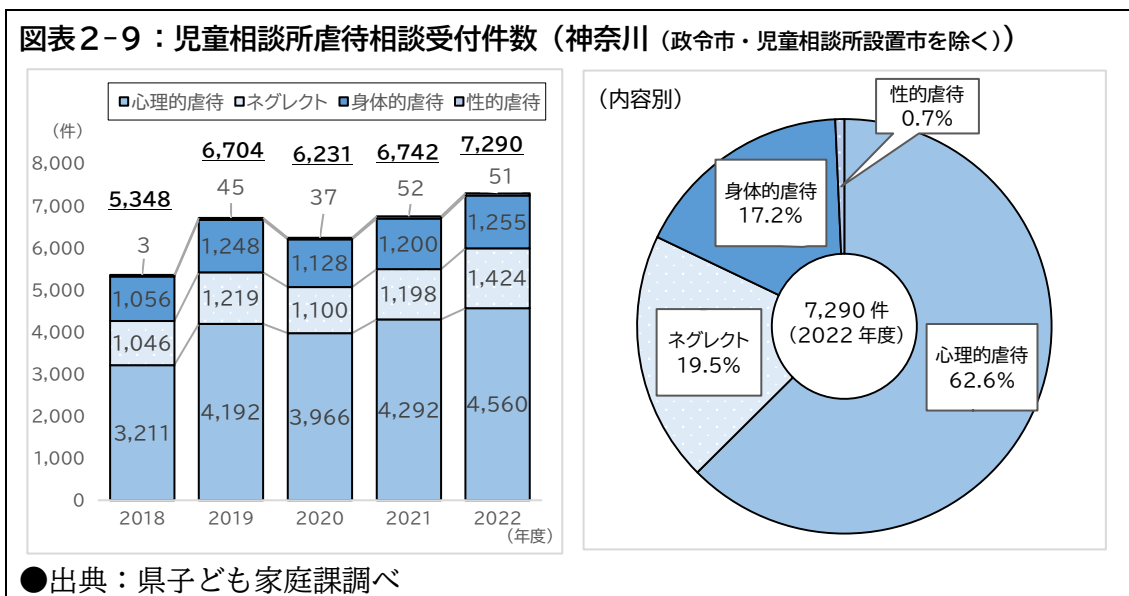
21-③：（21-②で「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」と答えた人が対象  
子どもが原因で別れなかった理由



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

(イ) 面前DVや児童虐待の影響

「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」において、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（以下、「面前DV」という。）は、児童虐待（「心理的虐待」）に当たるとされています。神奈川県所管の児童相談所で受け付けた虐待相談受付件数は増加していますが、そのうち、面前DVを含む「心理的虐待」は、2022年度には全体の6割を超えています。



国の調査によると、当事者の約9割が「子どもがいる」と答えており、面前DVが起こる危険性が高いことが懸念されます。その内、約4人に1人、子どもも加害者から被害を受けたことがあると答えており、その被害内容は「心理的虐待」が最も多く5割を超えています。当事者が、けが等の身体的な影響だけでなく、精神的な影響を受けることがあります。面前DVを目撃した子どもにも、様々な心身の症状が表れることがあります。子どもを守るためには、社会全体がDVが与える影響について理解することが大切です。

このように、当事者が同伴している子どもも虐待を受けている場合があります。当事者と子どもの両方に対して、心身のケアをはじめとする生活上の支援のほか、子どもが一時保護中に学習を受ける機会を確保することも重要です。

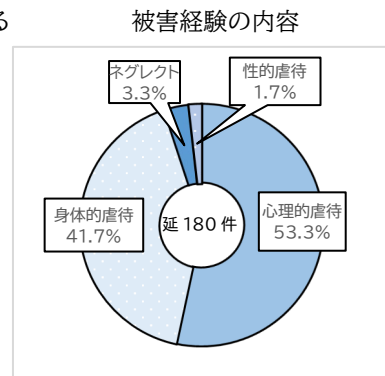
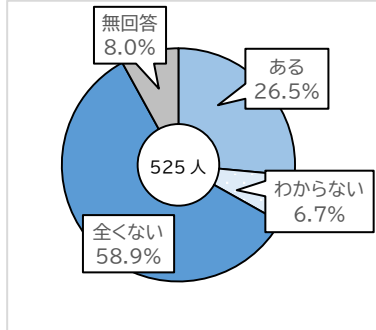
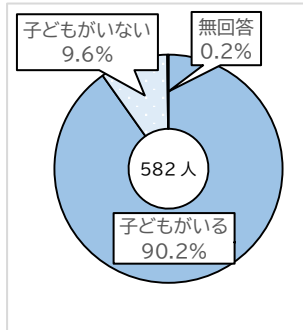
図表2-10：dV被害者の子どもの被害経験（全国）

①：子どもの有無

②：（※①で「子どもがいる」と答えた人が対象）

③：（②で何らかの被害を受けたことがあると答えた人が対象）

子どもが18歳になるまでの間に配偶者から被害を受けたことがある



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

#### (2) 性暴力・性搾取

性暴力は魂の殺人とも言われており、重大な犯罪行為です。被害に遭われた方は二次被害<sup>2</sup>も含めて深刻な状況に直面しています。性犯罪・性暴力被害の当事者は、多くの場合、女性です。

性犯罪・性暴力の被害に遭われた方は、早い時期に適切な支援を受けることが早い回復につながります。しかし、羞恥心や自責の念などから警察への通報をためらい、誰にも相談できずに1人で悩んでいることが多いと言われてしています。被害に遭われた方が必要なときに適切な相談、支援を受けることができるようにすることが重要です。

誰もが安心して暮らせる社会とするためには、性犯罪の防止を図るとともに、被害を受けた方への適切な支援が必要です。

#### (3) 貧困・生活困窮

貧困率<sup>3</sup>を年齢別にみると、20代では男性の方が高く、30代以降は女性の方が高くなっています。また、シングルマザーとなった人の方が貧困率が高くなっています。理由としては、育児等のため、無業もしくは非正規雇用を選んでいる(いた)、また、そのような働き方の積み重ねの結果として、経済的基盤が弱い等、女性ならではの貧困に至る背景があります。

#### (4) 妊娠・出産・中絶等

予期しない妊娠等により、周囲に相談できず、妊婦健診の未受診、妊娠届の未提出、そういった状況で出産するまで支援につながっていない妊婦は少なからず存在しています。こうした場合、出産後に子どもを死亡させてしまうなど、痛ましい事案に至ることがあります。このため、市町村と産科医療機関などの関係機関が受診や相談を契機に、支援を必要とする妊婦を早期に発見、速やかに情報共有し、早期に支援機関が手厚い支援を行うことが必要です。

また、こうした行政の支援につながらずに出産に至る妊婦の実態を把握し、適切な支援に繋げる必要があります。

#### (5) 孤独・孤立

新型コロナウイルスの蔓延に伴い、女性の非正規雇用労働者の減少や、自殺者の増加等、コロナ禍で人と人との接触機会が減少し、孤独・孤立状態におかれたことで、困難な問題を抱える女性が自力で支援にたどり着けず、ますます課題が深刻化しました。孤独・孤立を抱えた女性には、社会とのつながりを持つことができるよう、寄り添い型の支援が必要です。

---

<sup>2</sup> 「二次被害」

性暴力被害等に遭った後、周囲の人の理解や配慮に欠ける言動や対応、誹謗中傷等によって傷つけられてしまうこと

<sup>3</sup> 「貧困率」

等価可処分所得の中央値の半分を貧困線といい、世帯の等価収入が貧困線未満である割合のこと



#### (6) 障がい

2022（令和4）年度の一時保護所入所者のうち、多くの方に身体障がい、知的障がい、精神障がい又はそれらが重複した障がいがありました。自立支援に向けては、生活基盤を整えるための支援だけでなく、精神的なケアなど、女性支援、障害者福祉の両面からの支援が必要です。

### 3 支援の状況

#### (1) 相談支援の状況

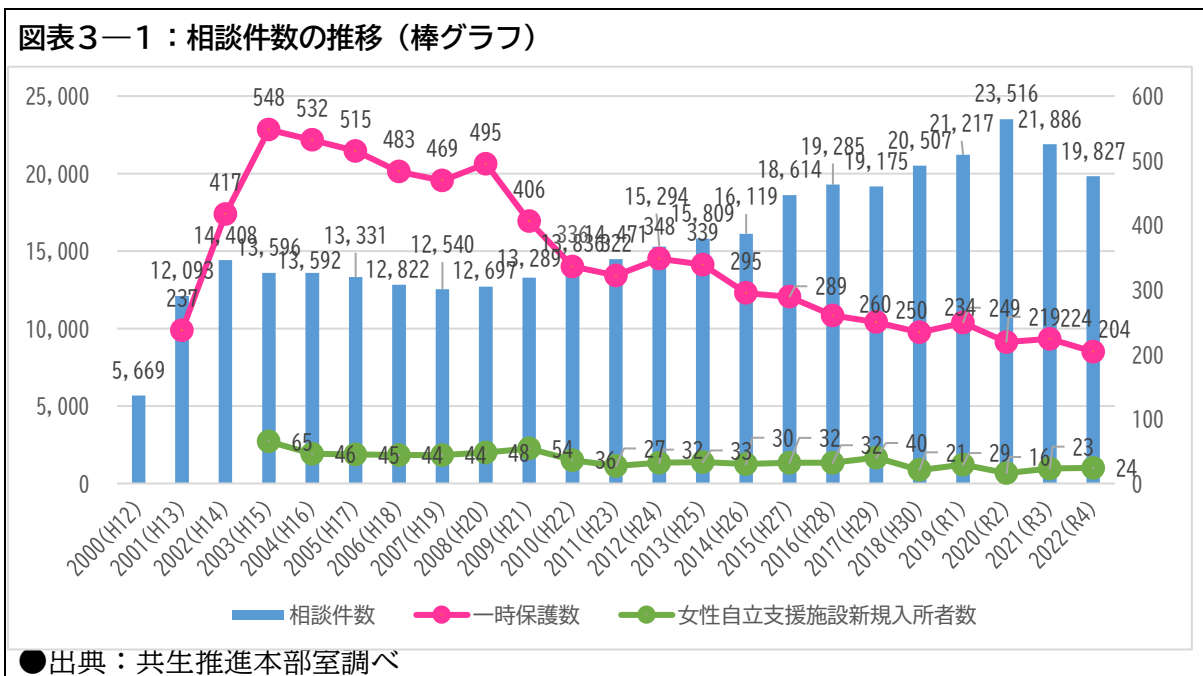
##### ア 女性相談支援員の配置状況

県全体で121名（2023（令和5）年7月現在）の女性相談支援員が勤務し、県内どこの市町村にお住まいでも当事者が相談できる体制となっています。

##### イ 相談件数の推移

県内の女性相談支援員が受け付けた件数をみると増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の蔓延当初の令和2（2020）年は、23,516件と一時的に増加しましたが、近年は20,000件前後で推移しています。

図表3-1：相談件数の推移（棒グラフ）



●出典：共生推進本部室調べ

ウ 相談の内容

相談の主訴として最も多いのが「夫等の暴力」です。令和4（2022）年では、「夫等の暴力」が半数以上を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の約7割が暴力被害を主訴としています。

図表3－2：相談の内容（主訴）

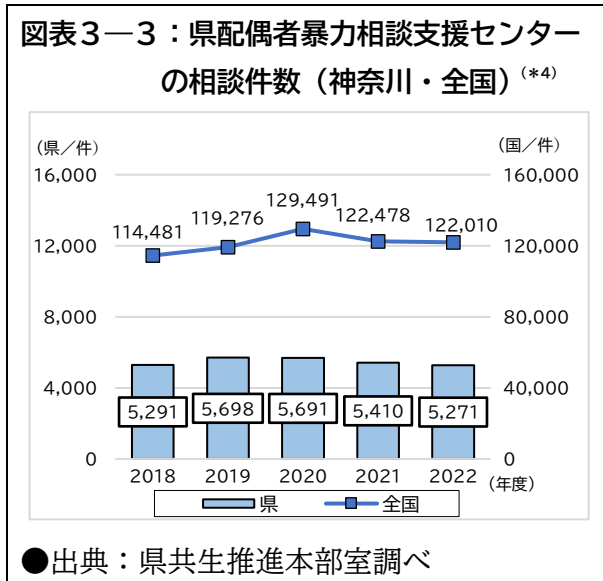
			2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
			件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
合計			20,507		21,217		23,516		21,886	100.0%		100.0%
人間関係	夫等	夫等の暴力	10,496	51.2%	11,062	52.1%	12,544	53.3%	11,873	54.2%		
		酒乱・薬物中毒	35	0.2%	42	0.2%	56	0.2%	56	0.3%		
		離婚問題	1,568	7.6%	1,492	7.0%	1,582	6.7%	1,444	6.6%		
		その他	902	4.4%	1,037	4.9%	1,070	4.6%	1,027	4.7%		
	子ども	子どもの暴力	335	1.6%	305	1.4%	417	1.8%	399	1.8%		
		養育不能	90	0.4%	118	0.6%	93	0.4%	88	0.4%		
		その他	659	3.2%	595	2.8%	541	2.3%	483	2.2%		
	親族	親の暴力	968	4.7%	1,104	5.2%	1,512	6.4%	1,561	7.1%		
		その他の親族の暴力	387	1.9%	406	1.9%	511	2.2%	466	2.1%		
		その他	635	3.1%	493	2.3%	468	2.0%	496	2.3%		
		家庭不和	157	0.8%	157	0.7%	174	0.7%	190	0.9%		
	その他の者の暴力	341	1.7%	398	1.9%	321	1.4%	334	1.5%			
	男女問題	110	0.5%	98	0.5%	93	0.4%	87	0.4%			
	その他	1,928	9.4%	1,747	8.2%	1,674	7.1%	1,495	6.8%			
	住居問題	271	1.3%	286	1.3%	333	1.4%	211	1.0%			
	帰住先なし	272	1.3%	314	1.5%	300	1.3%	194	0.9%			
	経済	生活困窮	153	0.7%	231	1.1%	183	0.8%	126	0.6%		
	関係	借金・サラ金	43	0.2%	32	0.2%	48	0.2%	25	0.1%		
	関係	求職	43	0.2%	28	0.1%	39	0.2%	22	0.1%		
	関係	その他	141	0.7%	133	0.6%	280	1.2%	119	0.5%		
医療	病気	90	0.4%	87	0.4%	117	0.5%	106	0.5%			
関係	精神的な問題	740	3.6%	907	4.3%	1,020	4.3%	909	4.2%			
関係	妊娠・出産	50	0.2%	72	0.3%	42	0.2%	44	0.2%			
関係	その他	84	0.4%	67	0.3%	94	0.4%	124	0.6%			
不純異性交遊		2	0.0%	2	0.0%	-	0.0%	1	0.0%			
売春強要		3	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	4	0.0%			
ヒモ・暴力団関係		-	0.0%	2	0.0%	-	0.0%	1	0.0%			
5条違反		-	0.0%	-	0.0%	3	0.0%	-	0.0%			
人身取引		4	0.0%	2	0.0%	1	0.0%	1	0.0%			

●出典：共生推進本部室調べ

Ⅰ DV相談の件数

(ア) 県及び市町村の相談件数

県ではDV相談を県立かながわ男女共同参画センターにて行っています。また、横浜市、相模原市、川崎市が、それぞれ配偶者暴力相談支援センター<sup>1</sup>を設置し、市町村においてもDVに関する相談に対応しています。県及び市町村の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、相談体制を整えています。



県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数<sup>2</sup>は、2022年度ま<sup>3</sup>での5年間は5千件台で推移しています。

また、市及び町村分を所管する県保健福祉事務所の女性相談支援員が受けた相談件数は増加傾向です。(要確認)

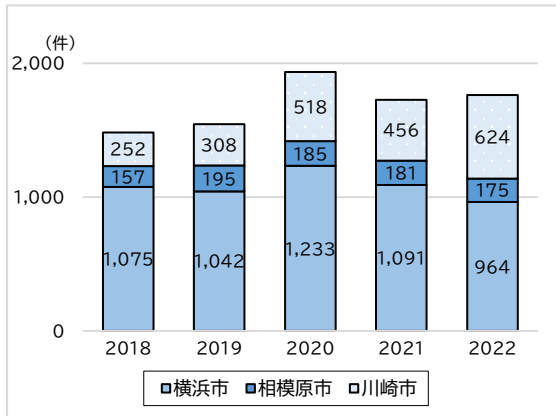
<sup>1</sup> 「配偶者暴力相談支援センター」

DV防止法に基づき、都道府県は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や相談機関の紹介、医学的または心理学的指導、緊急時の安全確保及び一時保護、自立した生活を促進するための情報提供その他の援助、保護命令制度や被害者を居住させ保護する施設についての情報提供その他の援助を行う。また、市町村も配偶者暴力相談支援センターの設置に努める。

<sup>2</sup> 「県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数」

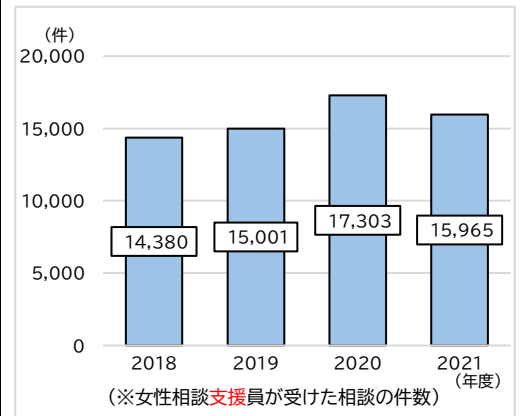
DV防止法に基づき、都道府県は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や相談機関の紹介、医学的または心理学的指導、緊急時の安全確保及び一時保護、自立した生活を促進するための情報提供その他の援助、保護命令制度や被害者を居住させ保護する施設についての情報提供その他の援助を行う。また、市町村も配偶者暴力相談支援センターの設置に努める。

図表3-4：市配偶者暴力相談支援センターの相談件数（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

図表3-4：市及び県保健福祉事務所の相談件数（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

### (イ) 警察の相談件数

警察では、DV防止法に基づき、当事者からの相談を受けるとともに、暴力の制止や当事者の保護、被害発生防止のために必要な措置・援助を実施しています。全国及び県警のDV認知件数<sup>4</sup>は毎年増加していますが、これは、DVに対する認識が深まったことに加えて、当事者が単に相談窓口相談だけでなく、警察に被害を訴えるケースが増加していると考えられ、また、加害者への対応（検挙等）のニーズも高いと考えられます。

一方で、県警における認知件数のうち、申出により「住所又は居所を知られないようにするための措置」などの援助<sup>5</sup>件数は、2013年と比較して約4割に減少しており、県や市町村、福祉事務所民間団体（NPOを含む）（以下「民間団体」という。）など、様々な関係機関の窓口利用が進んでいるとも考えられます。

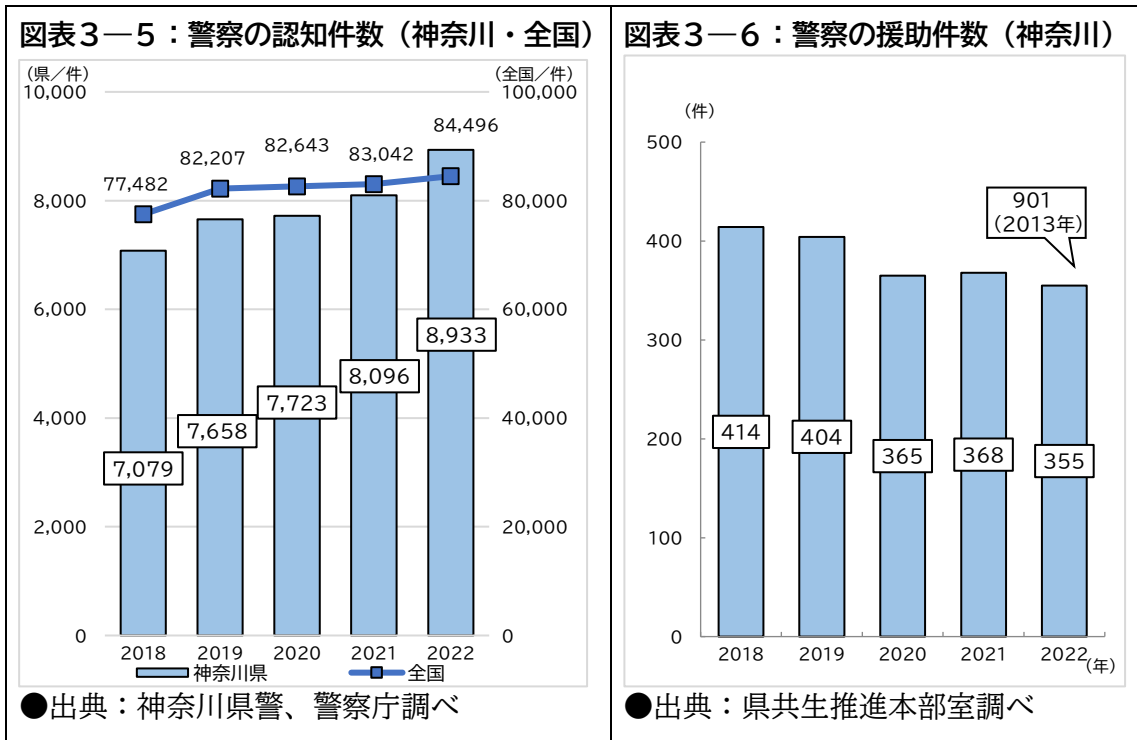
#### 4 「警察の認知件数」

配偶者からの「身体に対する暴力」または「生命等に対する脅迫」を受けた被害者からの相談等（相談、援助申出、保護要求、被害届・告訴状の提出、通報等）をいう。

#### 5 「警察の援助」

DV防止法第8条の2において、警察本部長等は、身体に対する暴力を受けた被害者から「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい」旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な下記①～④の援助のうち適当なものを探ることにより行うこととされている。

- ① 被害を自ら防止するための措置の教示
- ② 住所または居所を知られないようにすること
- ③ 被害防止交渉を円滑に行うための助言、加害者に対する必要な事項の連絡、交渉場所としての警察施設の利用
- ④ その他被害を自ら防止するために適当と認める援助



**(ウ) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の内訳**

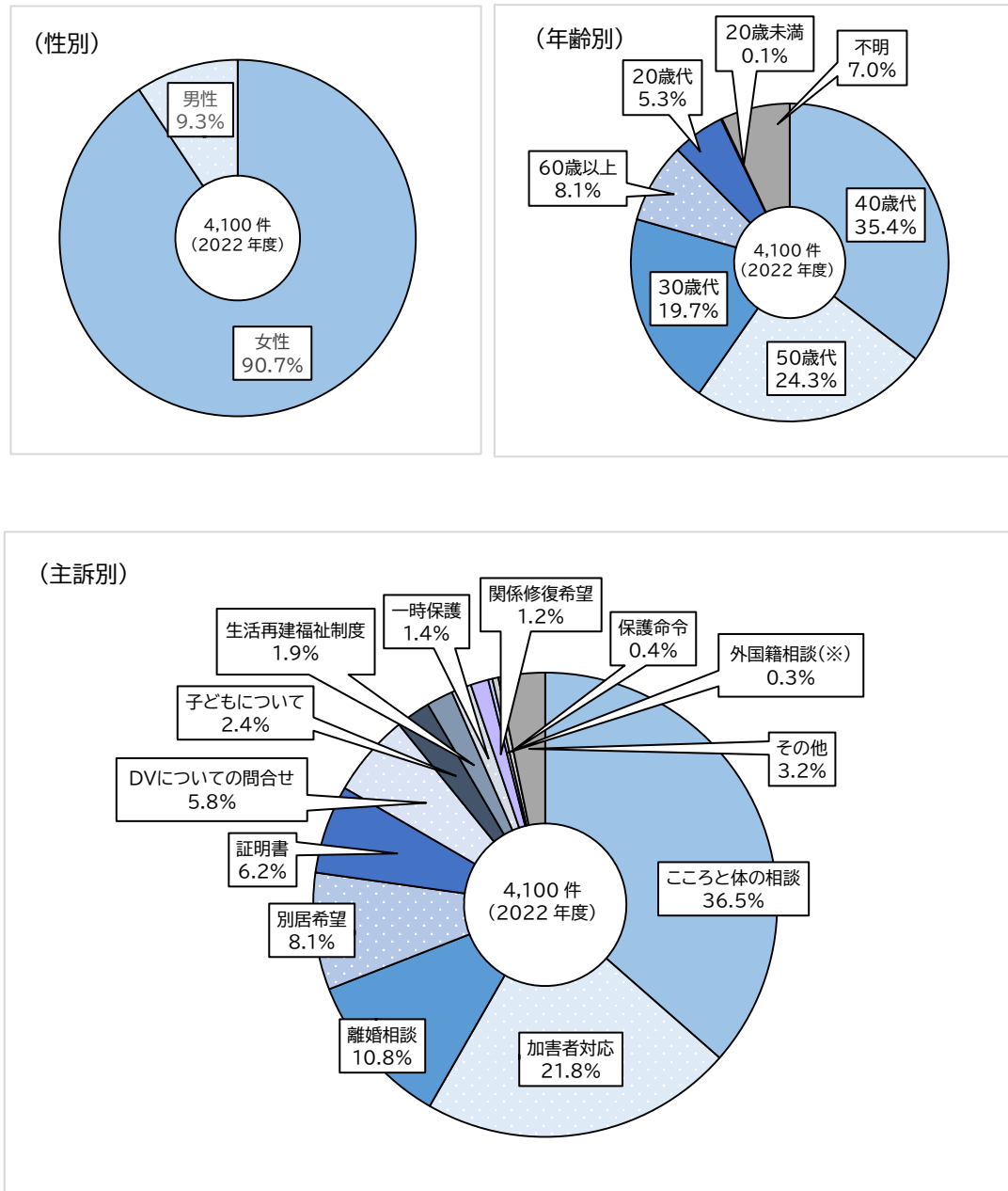
**a 性別・年齢別・主訴別**

県配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談は、女性からの相談が9割を超えています。年齢別では、40歳代が最も多く、次いで50歳代、30歳代の順となっており、30歳代～50歳代の相談が約8割を占めています。

また、相談内容を主訴別に見ると、「こころと体の相談」と「加害者対応」の2つで半数以上を占めており、加害者を生み出さないためのDV未然防止や加害行為の抑止に向けた取組む必要があります。



図表3-7 相談内訳（性別・年齢別・主訴別）（被害者本人のみ）（神奈川）

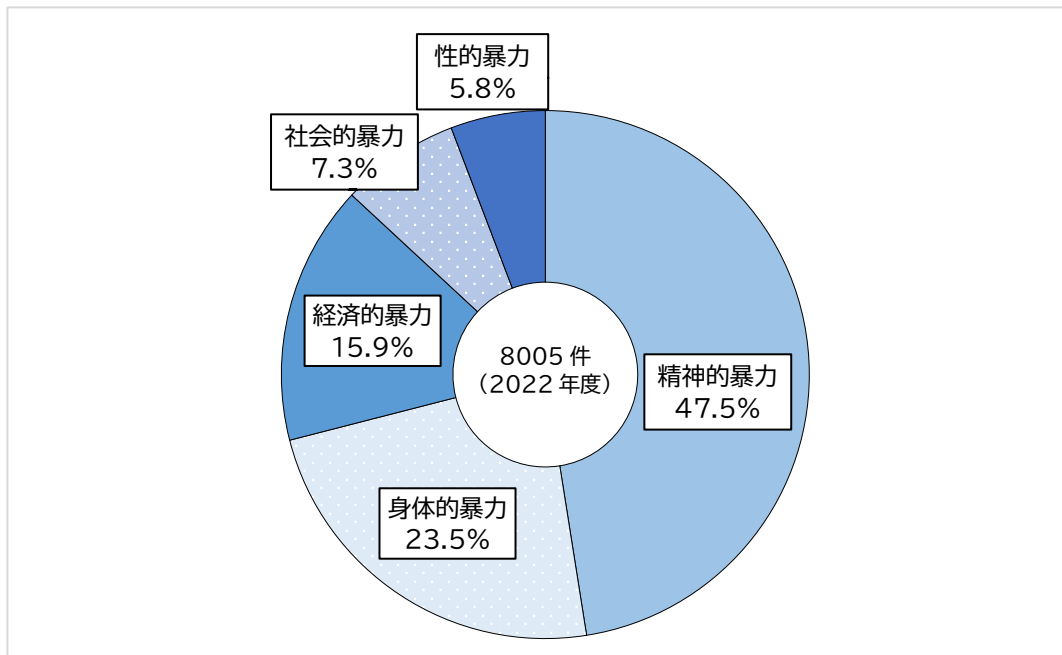


●出典：県共生推進本部室調べ

b 暴力の種類別

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談を、暴力の種類別に見てみると、「暴言を吐く」など、言葉などによる「精神的暴力」が最も多く約半数を占め、次いで「殴る、蹴る」などの「身体的暴力」、「生活費を渡さない」などの「経済的暴力」、「メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する」などの「社会的暴力」、「性行為を強要する」などの「性的暴力」の順に多くなっています。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起っています。また、ある行為が複数の種類に該当する場合があります。

図表3—8：相談内訳（暴力の種類別）（被害者本人のみ・重複あり）（神奈川）

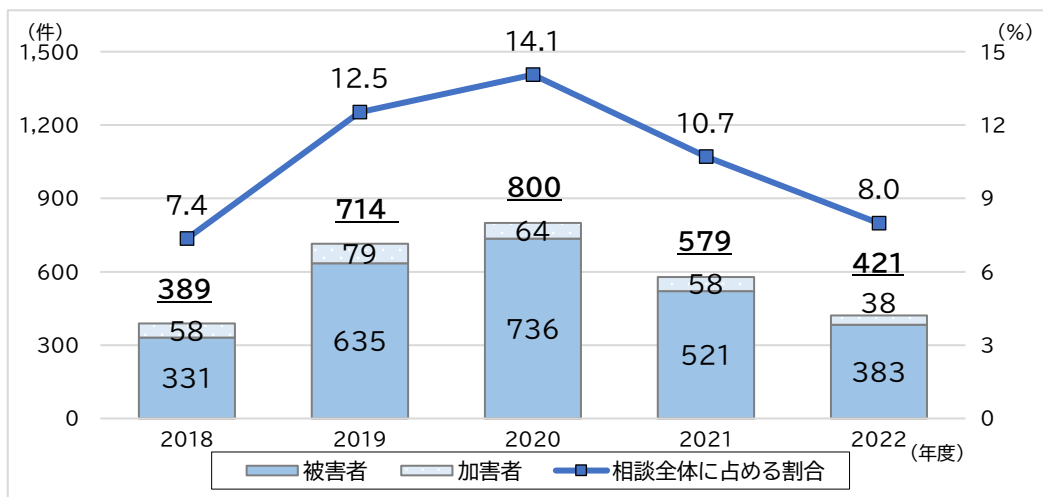


●出典：県共生推進本部室調べ

c 男性DV相談、交際相手からの暴力（デートDV）相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、女性からの相談だけでなく、男性被害者相談及びDVに悩む男性相談を実施しています。男性DV相談が相談全体に占める件数は、1割を超える年もあります。

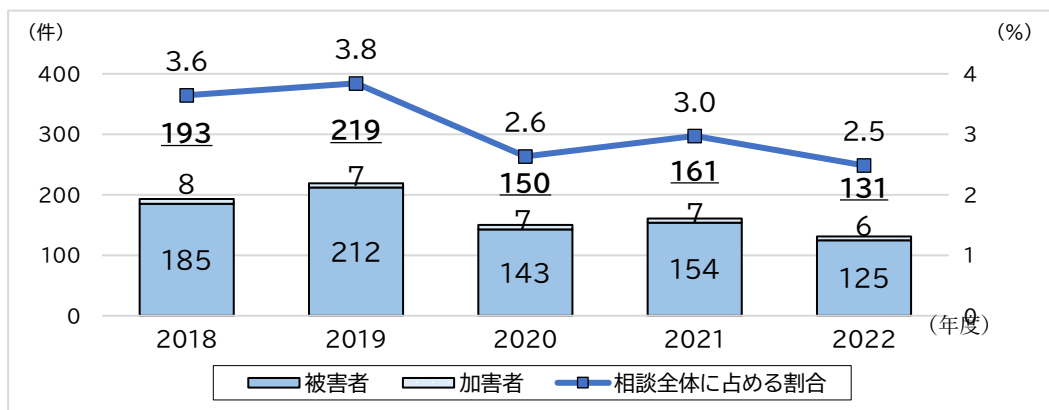
図表3—9：男性からのDV相談（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

県及び市の配偶者暴力相談支援センターでは、デートDVの相談に応じています。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」のほか、異性と会ったり会話をするを禁じたり、電話やメールのチェックや、交友関係を監視する「社会的暴力」など、相手の気持ちを考えずに支配したり、束縛したりすることも、デートDVに含まれます。親密な男女間における暴力は、配偶者間だけでなく、恋愛関係にある者の間でも同じように発生しており、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

図表3—10：交際相手からの暴力（デートDV）相談（神奈川）

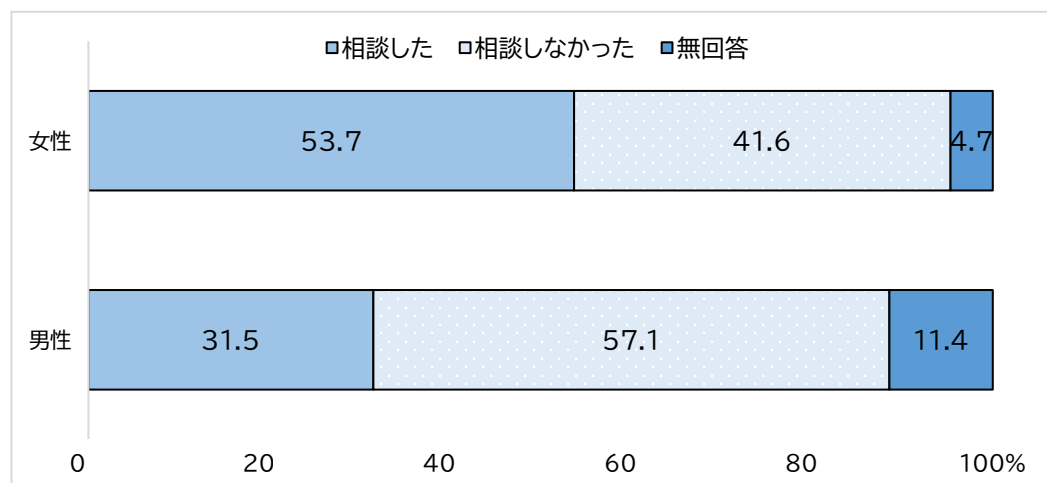


●出典：県共生推進本部室調べ

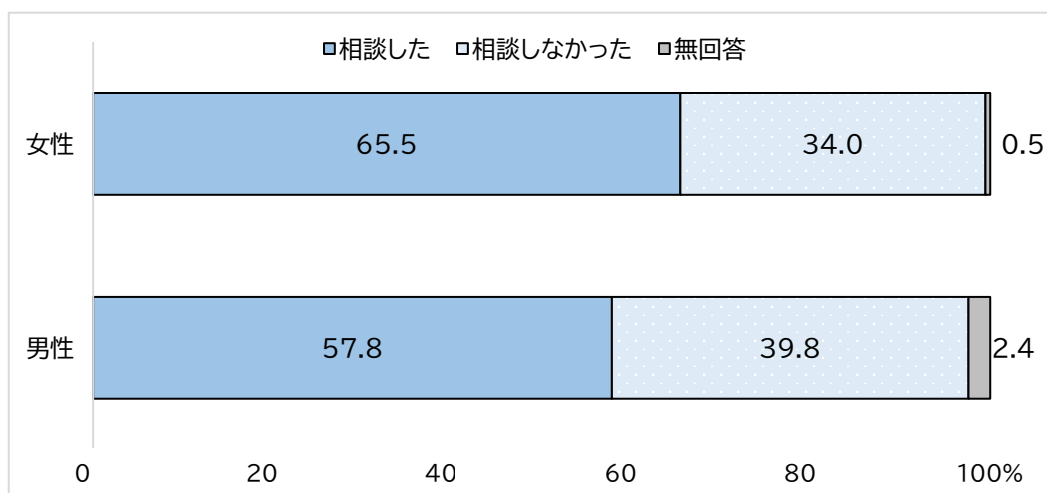
国の調査によると、配偶者や交際相手から暴力を受けた時に被害を相談した人の割合は、女性より男性の方が低くなっています。引き続き、男性が相談しやすい環境づくりや意識啓発が必要です。

図表3—11：暴力の相談経験の男女差（全国）

（配偶者からの暴力の相談）



（交際相手からの暴力の相談）



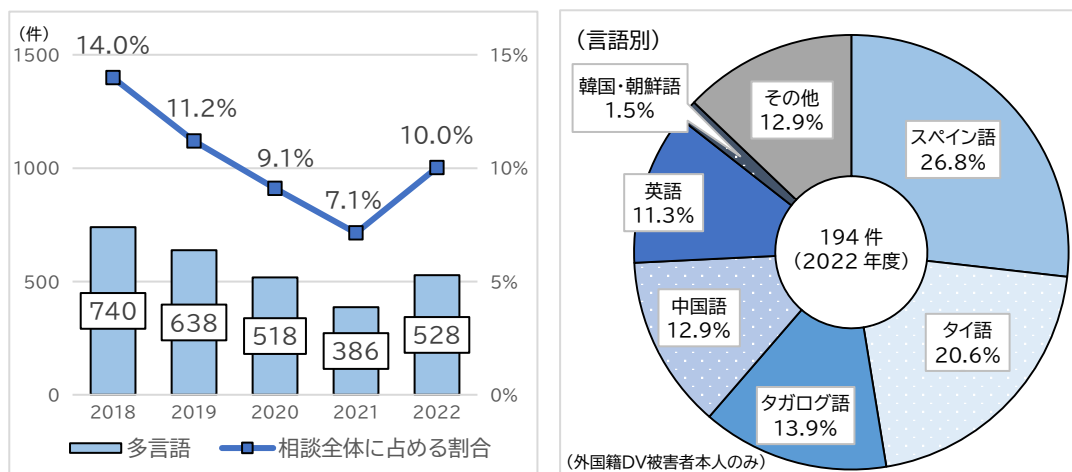
●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

d 外国人等被害者の状況に応じた相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、平成18年度（2006年度）から、母国語が日本語以外の当事者のために多言語による相談<sup>6</sup>を実施しています。相談の言語別内訳は、スペイン語が最も多くなっています。

外国人の当事者が、言葉や文化などの違いにより、相談がしにくい状況におかれることがないように、窓口の周知等について配慮する必要があります。また、外国人の当事者と同様、相談がしにくい状況におかれることが多い障がい者や高齢者、性的少数者など、様々な課題を抱えている当事者が相談しやすい環境を整える必要があります。

図表3—12：多言語による相談（神奈川）<sup>\*7)</sup>



●出典：県共生推進本部室調べ

(工) 早期発見のための通報制度

当事者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、DV防止法は、配偶者から暴力を受けている人を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならないと規定しています。また、医師その他の医療関係者が、業務上、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、当事者本人の意思を尊重するよう努めたうえで、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報することができると規定しています。これらの通報制度は、守秘義務に関する法律の規定により妨げられることはありません。特に医療機関は、日々の業務の中で当事者を発見しやすいことから、早期発見の役割が期待されています。

DV防止法は、医療関係者は当事者に対して、配偶者暴力相談支援センター等についての情報提供をするよう努めなければならないとも定めており、県と医療機関が連携して当事者を早期に発見することが大きな役割を果たします。このため、県では、DV相談窓口や通報制度の流れ、二次被害の防止や危険度の把握などについて、医療関係者等に理解を深めてもらうため、DV対応の手引き等を作成・配布するなど、取組みを

<sup>6</sup> 「多言語による相談」

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語の7か国語による相談件数

進めています。

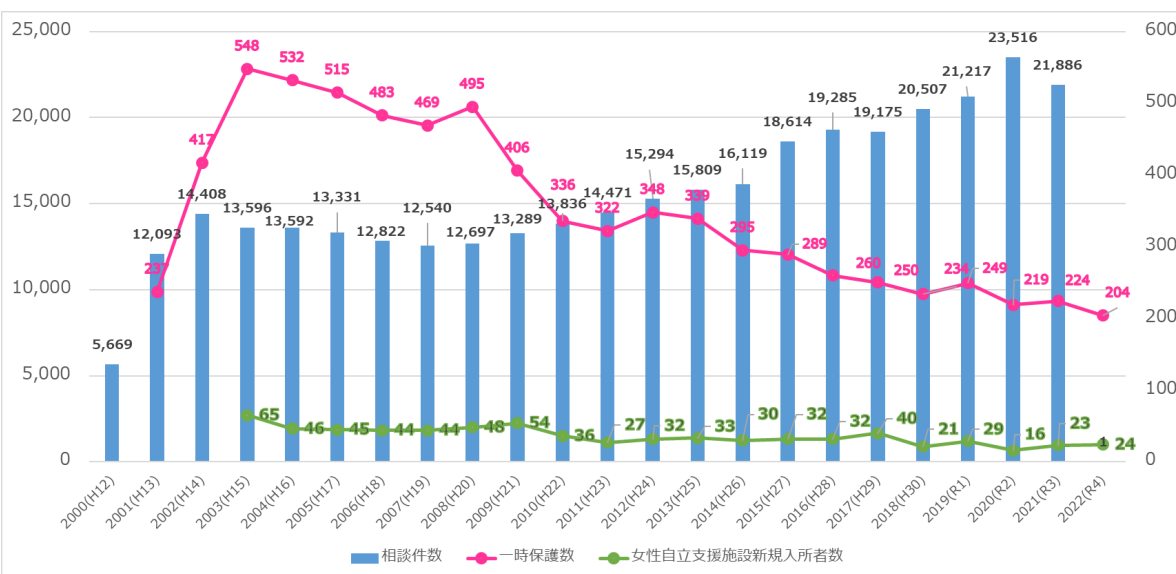
(2) 一時保護の状況

ア 一時保護所入所数

(ア) 一時保護入所者数（全体数）

一時保護所入所者数は、平成 15（2003）年の 548 件をピークに、全体的に減少傾向にあります。

図表3-13：一時保護数の推移（上部折れ線グラフ）



●出典：共生推進本部室調べ

(イ) DV被害者の一時保護入所者数（(ア)の内数）

当事者の生命を守り、安全を確保することは、何よりも優先すべきことです。

県では、加害者によるさらなる暴力や追及の可能性が高い場合、DV防止法に基づき、一時保護を行っています。市町村・福祉事務所も当事者の相談の初期段階から関わり、警察とも連携・協力しながら、一時保護に対応しています。また、民間団体等に委託した一時保護も実施しています。

神奈川県の一時的保護件数は、減少傾向にあります。原因としては、DVに対する意識の高まりにつれ、早い段階で相談につながり、自立や避難の方法等の問題解決に結びついたことで、一時保護に至らずに済んでいる場合もあると考えられますが、当事者と支援者の安全を最優先するために必要な、情報機器の利用制限や外出の制限などの保護に際してのルールを当事者が望まないため、一時保護施設の利用を躊躇する場合もあると考えられます。こうした全国的な課題に対して、国でも検討が進められており、その検討会等の動向などを注視しつつ、県として対応を考えていくことが求められています。

2022年度までの5年間の一時保護件数を年齢別で見ると、30歳代が最も多く、40歳代、20歳代と続き、この3つの年代が7割以上を占めています。障がい者等、配慮が

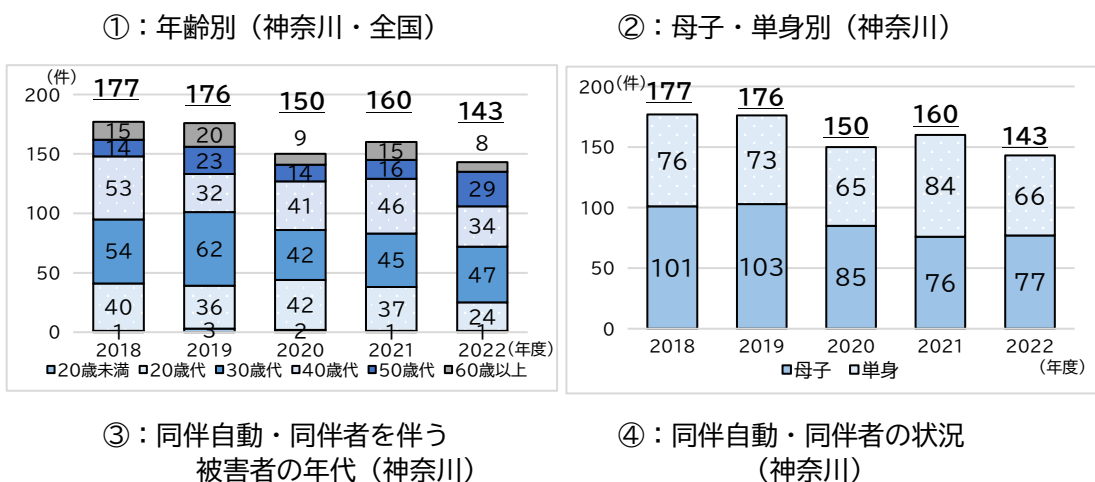


必要な当事者も多く、多様性に対応していく必要があります。

また、母子・単身別で見ると、母子で一時保護される当事者が約半数を占めており、年代は30歳代が最も多くなっています。同伴児童・同伴者の状況は、幼児と小学生が約4分の3を占めており、被害者本人だけでなく、同伴児童へのケアも重要な課題です。

さらに、母国語による支援が必要なことが多い外国人をはじめ、障がい者や高齢者、性的マイノリティなど、様々な立場や状況におかれている当事者の意思を十分に理解し、必要な配慮を行いつつ、当事者が安心して生活できる環境や、一人ひとりの心身の状況に応じたケアやサポートをすることが求められています。

図表3—14：相談内訳（性別・年齢別・主訴別）（DV被害者本人のみ）（神奈川）



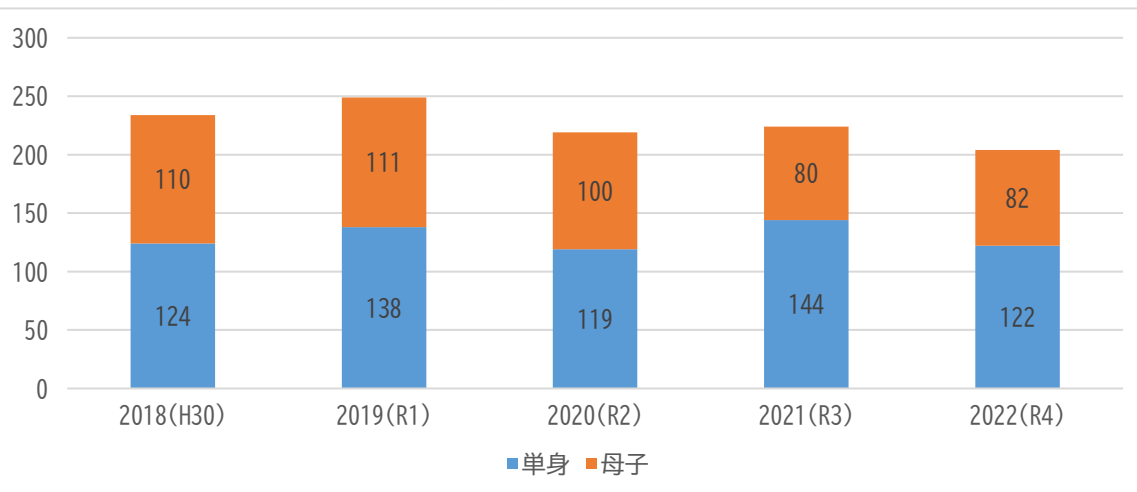
データ確認中

●出典：県共生推進本部室調べ

イ 単身・母子の取扱い件数

一時保護となった女性のうち、約4割程度が母子で入所しています。入所者である女性への支援はもちろんのこと、母子として支援が必要です。

図表3—15：単身・母子の状況（一時保護）



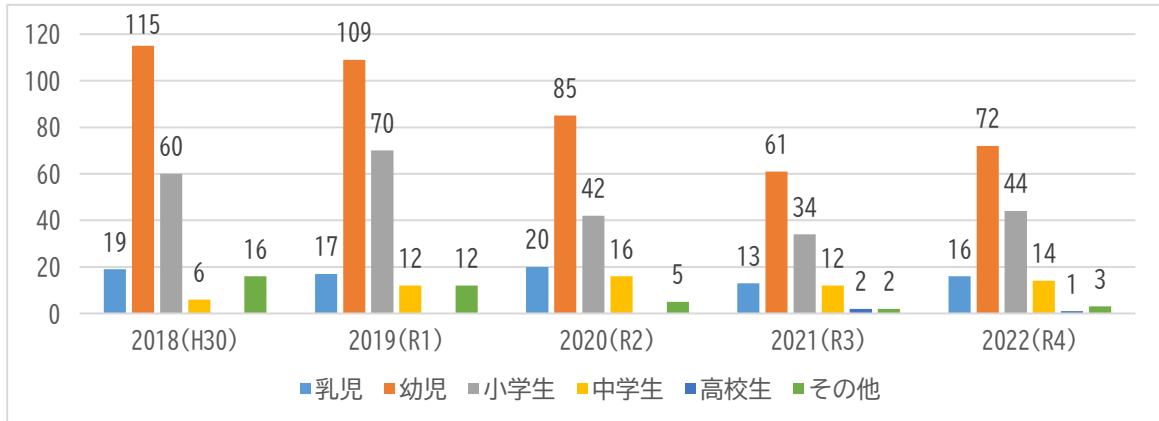
	2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
単身	124	53.0	138	55.4	119	54.3	144	64.3	122	59.8
母子	110	47.0	111	44.6	100	45.7	80	35.7	82	40.2
計	234	100.0	249	100.0	219	100.0	224	100.0	204	100.0

●出典：共生推進本部室調べ

ウ 同伴児童・者の状況

同伴児童・者で最も多いのが、「幼児」です。令和4（2022）年では、「幼児」が約5割を占め、「乳児」、「幼児」、「小学生」を併せると全体の9割が小学生以下の同伴児童となっています。

図表3—16：同伴児童・者の状況（一時保護）



	2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
乳児	19	8.8	17	7.7	20	11.9	13	10.5	16	10.7
幼児	115	53.2	109	49.5	85	50.6	61	49.2	72	48.0
小学生	60	27.8	70	31.8	42	25.0	34	27.4	44	29.3
中学生	6	2.8	12	5.5	16	9.5	12	9.7	14	9.3
高校生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.6	1	0.7
その他	16	7.4	12	5.5	5	3.0	2	1.6	3	2.0
計	216	100.0	220	100.0	168	100.0	124	100.0	150	100.0

※2021（R3）より高校生表記

●出典：共生推進本部室調べ

エ 入所の理由

一時保護所への入所理由で最も多いのが「夫等の暴力」です。2022（令和4）年では、「夫等の暴力」が約7割を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の8割が暴力被害を理由としています。

図表3-17：入所の主な理由（一時保護）

		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
		件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
人間関係	夫等の暴力	177	75.6	176	70.7	150	68.5	160	71.4	143	70.1
	酒乱・薬物中毒										
	離婚問題	1	0.4			1	0.5				
	その他	1	0.4								
	子どもの暴力	9	3.8	5	2.0	7	3.2	1	0.4		
	養育不能							11	4.9	9	4.4
	その他			1	0.4						
	親の暴力	7	3.0	9	3.6	10	4.6	14	6.3	13	6.4
	その他の親族の暴力	2	0.9	1	0.4	7	3.2	9	4.0	6	2.9
	その他	3	1.3			1	0.5				
	交際相手からの暴力	6	2.6	6	2.4	4	1.8	4	1.8	2	1.0
	その他							1	0.4		
	家庭不和										
	その他の者の暴力	2	0.9	8	3.2	1	0.5	3	1.3	2	1.0
	男女問題	1	0.4	1	0.4					4	2.0
	その他										
ストーカー被害	2	0.9			2	0.9			1	0.5	
住宅問題	3	1.3	4	1.6	34	15.5					
帰宅先なし	14	6.0	29	11.6			19	8.5	23	11.3	
経済関係	生活困窮										
	借金・サラ金										
	求職	1	0.4								
	その他										
医療関係	病気			3	1.2	1	0.5			1	0.5
	精神的な問題	1	0.4	2	0.8			2	0.9		
	妊娠・出産	2	0.9			1	0.5				
	その他	2	0.9								
不純異性交遊											
売春強要											
ヒモ・暴力団関係											
5条違反											
人身取引			4	1.6							
計	234	100.0	249	100.0	219	100.0	224	100.0	204	100.0	

●出典：共生推進本部室調べ

オ 年齢別

入所者を年齢別にみると、20代から50代まで概ね、均等にある傾向です。特に30代の入所者の割合が高くなっています。過去5年間の傾向を見ると、18～19歳の割合が増加傾向にあります。

図表3—18：年齢別（一時保護）

	2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
18歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
18～19歳	4	1.7	7	2.8	9	4.1	15	6.7	14	6.9
20～29歳	52	22.2	54	21.7	65	29.7	48	21.4	40	19.6
30～39歳	62	26.5	78	31.3	54	24.7	51	22.8	54	26.5
40～49歳	67	28.6	49	19.7	53	24.2	57	25.4	39	19.1
50～59歳	22	9.4	32	12.9	18	8.2	24	10.7	39	19.1
60～64歳	14	6.0	9	3.6	6	2.7	7	3.1	5	2.5
65～69歳	3	1.3	10	4.0	5	2.3	8	3.6	1	0.5
70歳以上	10	4.3	10	4.0	9	4.1	14	6.3	12	5.9
計	234	100.0	249	100.0	219	100.0	224	100.0	204	100.0

●出典：共生推進本部室調べ

カ 外国人女性の状況

入所者のうち、概ね1割前後が外国人女性となっています。その特徴として、母子で入所するケースが多い傾向にあります。また、一時保護となる理由のほとんどが「夫等の暴力」となっています。

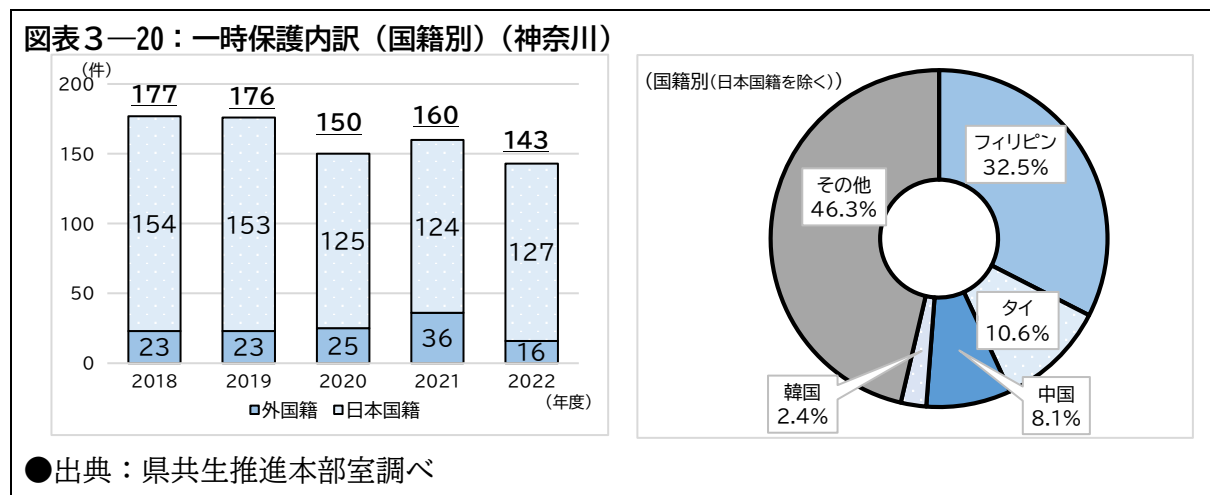
図表3—19：外国人女性の状況（一時保護）

		2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
一時保護数		26	33	29	36	17
構成	単身	6	10	8	12	5
	母子	20	23	21	24	12
	同伴児・者	46	42	33	36	18
年齢	10代		1	2		
	20代	5	10	6	6	2
	30代	12	13	15	20	12
	40代	7	6	4	8	2
	50代	2	1	2	1	1
	60代以上		2		1	
主訴	夫等の暴力	23	23	25	36	17
	子どもの暴力		2			
	親からの暴力		1			
	その他の者からの暴力		1			
	交際相手からの暴力		2			
	ストーカー被害	1				
	帰住先なし	1				
	住居問題	1		3		
	人身取引		4			
	離婚問題			1		

●出典：共生推進本部室調べ

### 第3章 県の現状及び取組むべき事項

一時保護件数を国籍別に見ると、日本国籍以外の件数は全体の1割以上を占めています。また、2022年度までの5年間の合計ではフィリピン国籍の当事者が約3割を占めています。

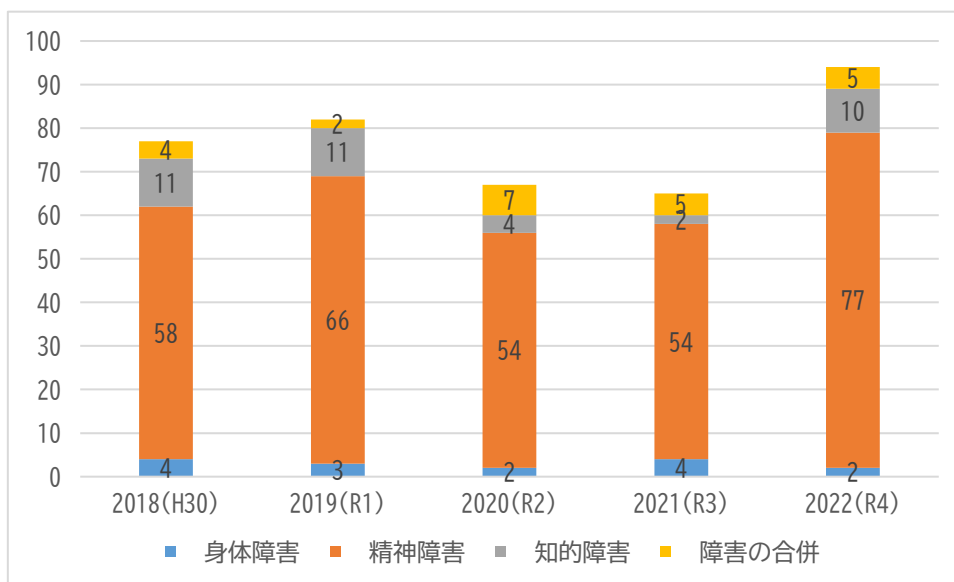




キ 障がいの状況

入所者の障がいの有無を見ると、その3割以上は、何らかの障がいがあり、その多くは精神障害となっています。特に令和4（2022）年度では、入所者の約半数が何らかの障がいがある状況となっています。

図表3—21：障がいの状況（一時保護）



	2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
身体障害	4	1.7	3	1.2	2	0.9	4	1.8	2	1.0
精神障害	58	24.8	66	26.5	54	24.7	54	24.1	77	37.7
知的障害	11	4.7	11	4.4	4	1.8	2	0.9	10	4.9
障害の合併	4	1.7	2	0.8	7	3.2	5	2.2	5	2.5
障害なし／不明	157	67.1	167	67.1	152	69.4	159	71.0	110	53.9
計	234	100.0	249	100.0	219	100.0	224	100.0	204	100.0

※身体障害については、身体障害者手帳所持者の数

※知的障害については、療育手帳所持者の他、女性相談支援センターが行った医学的判定・心理学判定に基づいた数

※精神障害者については、手帳所持の者のほか、診断名がない場合でも、精神科等への入院、通院、精神科薬の服薬経過がある者も含んだ数

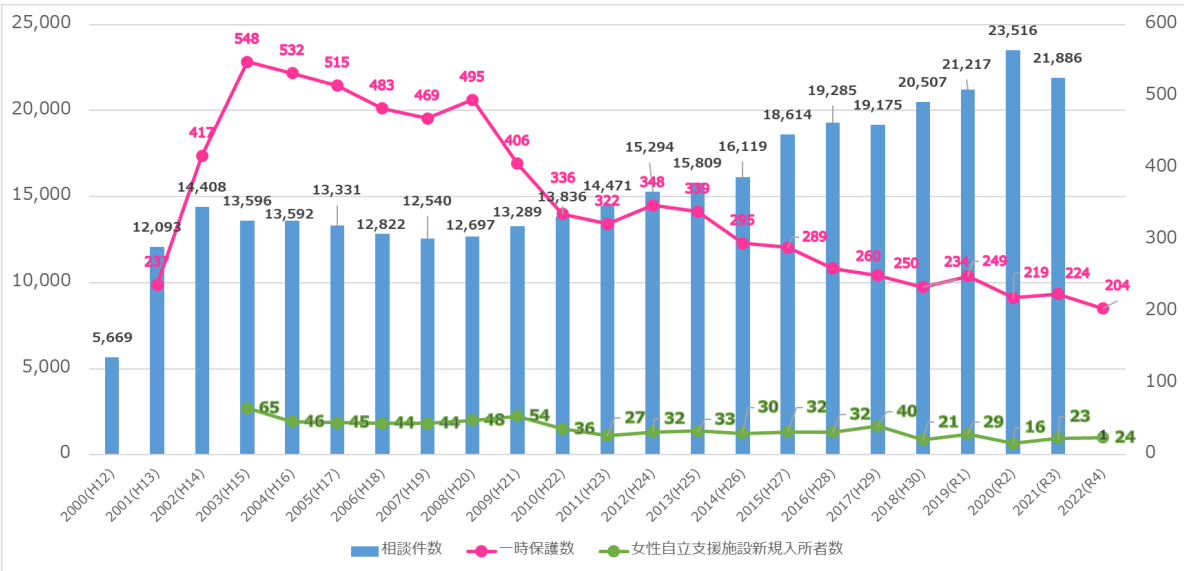
●出典：共生推進本部室調べ

(3) 自立支援の状況

ア 女性自立支援施設への新規入所数

女性自立支援施設への入所者数は、平成15(2003)年の65件ピークに、全体的に減少傾向にあります。近年は20件前後と横ばいになっています。

図表3-22：女性自立支援施設新規入所者数の推移（下部折れ線グラフ）



●出典：共生推進本部室調べ

イ 入所者の理由

女性自立支援施設への入所理由として多いのが、「配偶者からの暴力」や、生活困窮、住宅問題など「生活・経済」関係となっています。

図表3-23：入所者の理由（女性自立支援施設）

	配偶者等の暴力		本人行動		売春・性行動		生活経済		家庭環境		その他		計
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
2018(H30)	17	37.8%	16	35.6%	1	2.2%	7	15.6%	4	8.9%	0	0.0%	45
2019(R1)	14	28.0%	19	38.0%	2	4.0%	10	20.0%	5	10.0%	0	0.0%	50
2020(R2)	8	21.1%	11	28.9%	1	2.6%	16	42.1%	2	5.3%	0	0.0%	38
2021(R3)	12	33.3%	4	11.1%	2	5.6%	12	33.3%	6	16.7%	0	0.0%	36
2021(R4)	19	44.2%	1	2.3%	1	2.3%	12	27.9%	10	23.3%	0	0.0%	43

本人行動：男女問題、その他の人間関係、借金、病気、精神的な問題  
 性行動：妊娠、出産婦、不純異性交遊  
 生活・経済：生活困窮、住宅問題  
 家庭環境：家族間の暴力、家族間の性的トラブル

※新規入所者の理由ではなく、当該年度末時点の入所者の理由であるため、図表3-8の新規入所者数と、本表の計は一致しない。

●出典：共生推進本部室調べ

ウ 入所期間

女性自立支援施設への期間をみると、約4割程度が6か月未満で退所していますが、3年未満の比較的長期にわたり利用者している入所者も同程度います。

図表3-24：入所期間（女性自立支援施設）

	2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2021(R4)	
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
6ヶ月未満	8	38.1%	8	36.4%	4	30.8%	8	42.1%	11	44.0%
1年未満	4	19.0%	9	40.9%	3	23.1%	3	15.8%	4	16.0%
3年未満	8	38.1%	5	22.7%	6	46.2%	6	31.6%	10	40.0%
5年未満	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	10.5%	0	0.0%
計	21		22		13		19		25	

※各年度末時点での入所者の期間であるため、図表3-8の新規入所者数と、本表の計は一致しない。

●出典：共生推進本部室調べ

エ 入所者年齢別

女性自立支援施設への入所者を年代別にみると、40歳代以上の割合が高くなっています。

図表3-25：入所期間（女性自立支援施設）

	2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2021(R3)		2021(R4)	
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)
10代	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	8.0%
20代	3	14.3%	5	22.7%	1	7.7%	3	15.8%	5	20.0%
30代	6	28.6%	2	9.1%	1	7.7%	3	15.8%	5	20.0%
40代	4	19.0%	9	40.9%	5	38.5%	8	42.1%	3	12.0%
50代	5	23.8%	5	22.7%	5	38.5%	2	10.5%	7	28.0%
60代以上	3	14.3%	1	4.5%	1	7.7%	3	15.8%	3	12.0%
計	21		22		13		19		25	

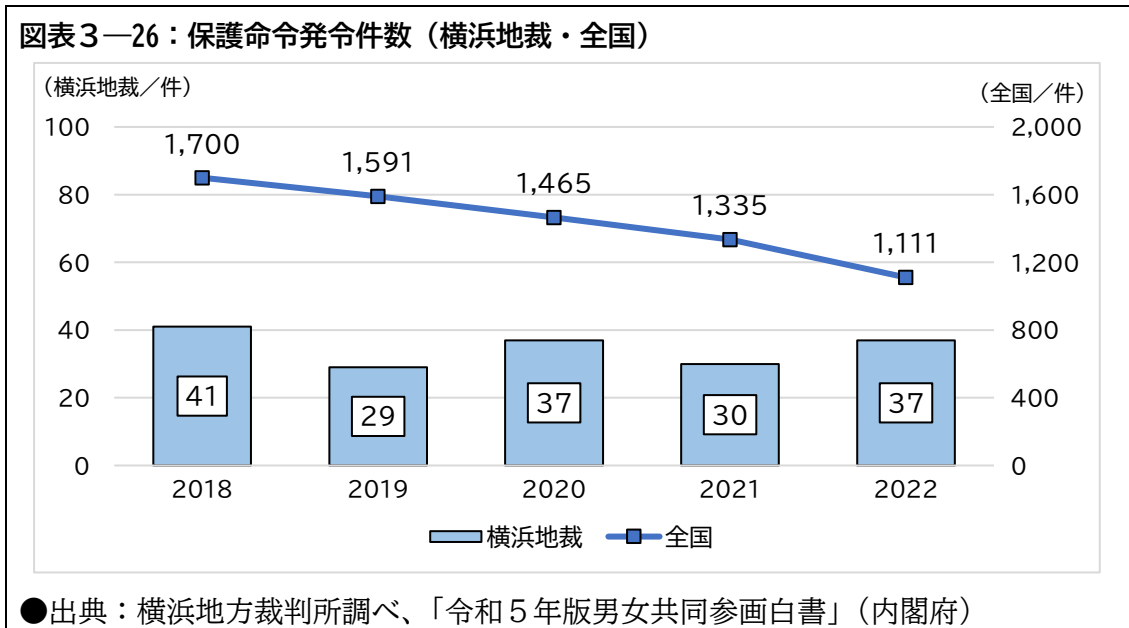
※各年度末時点での入所者の年代であるため、図表3-8の新規入所者数と、本表の計は一致しない。

●出典：共生推進本部室調べ

(4) DV防止法に基づく支援状況

ア 保護命令<sup>7</sup>制度

裁判所は、配偶者からの身体に対する暴力を受けている当事者が、さらなる身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいとき、または、生命などに対する脅迫を受けた当事者が、身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときは、当事者からの申立て<sup>8</sup>により、配偶者に対し、接近禁止などの保護命令を出します。2022年の横浜地方裁判所管内における保護命令発令件数は37件、全国は1,111件で減少傾向にあります。



イ 証明書の発行

配偶者暴力相談支援センターでは、児童手当の受給者変更などの手続きを進めるため、証明書等の発行事務を行っています。

<sup>7</sup> 「保護命令の種類」

- (1) 被害者への接近禁止命令：配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。（期間は6か月）
- (2) 退去命令：配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じる。（期間は2か月）
- (3) 被害者の子または親族への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子または親族等の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。（期間は6か月）
- (4) 電話等禁止命令：被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、FAX・メール送信、緊急時以外の夜間（午後10時から午前6時まで）の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的差恥心の侵害のすべての行為を禁止する。（期間は6か月）

DV防止法改正内容を反映する

なお、(3)(4)は、単独で発令されることはなく、被害者への接近禁止命令と同時にまたは既に発令されている場合に発令される。また、保護命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

<sup>8</sup> 「被害者からの申立て」

事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手に対しても、申立てができる。

(5) 関係機関等との連携した支援の状況

ア 各機関との連携、人材育成等

内容を精査し、取り組むべき事項(6)関係機関と連携・協働した支援体制の充実に移動する

(ア) 市町村との連携

県と市町村は、支援に係る情報を共有し、連携協力しながら当事者への支援を実施しています。最も身近な相談機関として、市町村が果たす役割は大きくなってきており、相談窓口の充実や基本計画の策定、推進体制の充実などが求められています。

(イ) 民間団体との連携

県では、DV防止法が制定される以前から、民間団体との連携により被害者支援を行ってきた経緯があり、現在も一時保護の一部を民間団体に委託して実施するとともに、民間団体と県、市町村の三者が協働して一時保護事業を実施しています。また、多言語による被害者相談や若年者向けの啓発事業などに連携して取り組んでいます。

今後も、民間団体の持つ専門性や先進性、きめ細かで柔軟な対応力を重視しながら、連携・協働し被害者支援を充実していくことが求められています。

(ウ) 関係機関等との連携

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、市町村及び県関係部署の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、関係機関・関係団体の連携を図るとともに、各地域で市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する情報交換のための会議を開催し、地域における連携の強化に努めています。引き続き県と市町村や民間団体、企業が相互に連携しながら施策を進めるとともに、都道府県にまたがる広域的なネットワークや、市町村を単位とする身近な地域でのネットワークの充実が求められています。

(エ) 人材育成・資質向上等

各自治体で被害者等の相談や支援にあたる女性相談支援員には、専門的な知識やスキルが求められる一方、少人数で支援に対応している自治体も少なくありません。当事者は、精神的な課題など、多様で複合的な課題を抱えているケースが多く、安心して相談や支援を受ける環境を整備するため、県は、女性相談支援員や行政職員、民間団体スタッフ等に対して研修を実施するほか、県配偶者暴力相談支援センターによる関係機関への専門的助言を実施するなど、人材を育成し、その資質向上に取り組んでいます。

また、相談や一時保護、自立支援に関わる関係機関は、当事者が抱える困難の特性等を十分に理解し、さらなる被害(二次的被害<sup>9</sup>)が生じることのないよう、当事者の状況に十分に配慮した慎重な対応が望まれます。多様化する困難な問題への適切な対応をしつつ、二次的被害が生じることのないよう、関係機関における情報提供・共有を行いながら、資質向上のため、県と市町村、民間団体等が連携することが求められています。

<sup>9</sup> 「二次的被害」

関係機関の不適切な対応によって被害者へさらなる被害を与えること

## 4 重点的に取り組むべき事項

1～3に示した現状を踏まえ、本計画の施策において重点的に取り組む事項を示します。

### <支援施策の充実>

#### (1) 暴力の未然防止と普及啓発の取組みの強化

性的暴力や身体的暴力と比べ、精神的暴力や社会的暴力がDVにあたるとの認知度は依然として低い状況になっています。また当事者や自身がDV被害を受けていることに気づいていないことがあります。暴力の未然防止のためには、効果的な広報・普及啓発が必要です。

#### (2) 早期対応のための体制整備

##### ア 当事者の早期把握

困難を解決するために必要な環境・支援として、当事者は「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」を求めていることがわかりました。特に20歳代以下の若年層でそのニーズが高くなっています。相談につながっていない方、また、そもそも相談窓口があることを知らない方を早期把握し、必要な時には支援を受けることができることを伝えていく体制の整備が求められます。

##### イ 居場所の提供

公的窓口で相談・支援を受けていない人が今後望む相談・支援窓口の形態では、「何か理由がなくても気軽に立ち寄れることができる場所」や「同じ悩みをもつ人同士が話したり、相談できる場所」を希望する声が多く上がりました。また当事者からも「息抜きや悩みを話せる場所がほしい」といった意見が複数寄せられています。

気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができるような、女性のための居場所が必要です。

#### (3) 安心して相談できる体制の整備

困難を解決するために必要な環境・支援では、「利用できる支援制度の情報提供」や、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」、「気軽に話を聞いてもらえる SNS などの相談窓口」等が多く求められており、様々な媒体・手法による相談ニーズが高くなっています。

一方で、抱える悩みが多いほど、「相談しても無駄である」といった相談に対するネガティブな考えの割合が高くなっていることから、複雑に絡み合った課題を本人と一緒に考え、適切な相談支援につなげ、必要に応じて同行支援するといった伴走型の相談窓口が必要です。

#### (4) 安心・安全が守られる保護体制の整備



当事者の一時保護には、なにより安心・安全が最優先に求められます。そのため、支援スキームを含めて極めて慎重に運用していく必要があります。

女性相談の件数は年々増加傾向にある一方で、一時保護数は年々減少傾向にあります。これは、当事者も利用する一時保護所が通信機器の使用制限、外出制限等、安心安全のためのルールを設けていることが一因であると指摘されています。しかしながら、一時保護所の利用者は、暴力被害者だけでなく、生活に困窮していたり借金がある等の経済的な課題や病気や妊娠等の医療的な課題を抱えていたり、住居が無い又は何らかの事情で帰宅することができない等、様々です。

また、居場所等を厳重に隠さなければならない場合と、必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合とがあり、必要とする支援の性格もそれぞれ大きく異なることから、利用者個々の状況に合わせた一時保護の在り方を検討していく必要があります。

#### (5) 自分らしく暮らすための自立支援の促進

##### ア 被害回復支援

複数の困難を抱える人ほど、メンタルヘルスの不調や生きづらさ、孤独・孤立感を抱えるなど、主観的健康感の状態が良くない人の割合が顕著に高くなっています。また、困難を解決するために必要な環境・支援として、当事者の多くが「カウンセリング等の心理学的支援」を求めています。心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うことが求められます。

##### イ 日常生活支援

当事者が必要な環境・支援として、「生活全般について手厚い支援を受けながら自立が目指せる施設」を求めています。当事者は、これまで複雑な背景を抱えた方が多くいます。安心かつ安全な環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していく必要があります。

##### ウ 同伴児童への支援

一時保護入所者のうち、約半数は母子で入所しています。入所者はもちろんのこと、同伴児童に対しても心理的ケアの実施や、教育を受ける権利が保障されるよう学習支援を行う等、一人の児童として尊重することが求められます。

##### エ 自立支援

当事者からは、「ゆるやかな支援・見守りを受けながら自立が目指せる施設」や「自立生活のための総合的な支援をしてほしい」といった声が寄せられています。個々の当事者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することが求められます。

##### オ アフターケア

地域生活への移行に際しては、孤立しないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが必要です。

## <支援体制の充実>

### (6) 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

当事者への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に、連携・協働することが重要です。支援調整会議等も活用しながら、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深め、連携・協働の体制を強化することが重要です。

なお、支援にあたっては、当事者本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、当事者の早期の把握から相談へつないでいくことが重要です。

一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施することが必要です。県が実施する具体的な支援に際しては、関係者皆が次の点を常に認識する必要があります。

#### ア 当事者に寄り添い、一緒に考えていく姿勢

当事者が目指すべき自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、自身の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものです。そのためには、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要です。当事者本人が自己決定できるよう、十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワーク<sup>1</sup>を行い、本人に寄り添い一緒に考えていく姿勢を持ちます。

#### イ 当事者の立場に寄り添った支援

若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の当事者それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、立場に寄り添った支援を行います。

#### ウ 問題解決に向けた包括的な支援

性暴力やDV被害等に遭った方をはじめとする当事者の多くは、無力感や疲弊感から自らの意思や希望等を表すことが難しい状況に置かれていることが多いことに留意し、自立を困難にしている様々な原因を理解し、問題解決に向けて包括的に対応します。

#### エ 当事者の声を受けとめる体制

当事者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、寄り添い、各関係機関につなぐ支援を行います。

#### オ 支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢

各関係機関や民間団体等が十分に協働・連携を図りながら継続し、寄り添いながら支援を行うことが重要であり、支援が途切れても、繰り返しつながり支えていく姿勢を

---

<sup>1</sup> 「ソーシャルワーク」

人々が生活していく上での問題を解決・緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング（良い状態）を高めるための社会福祉援助のこと

持って、支援に当たります。

#### **カ 当事者の早期把握**

行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない方の存在がいることを認識し、当事者の早期把握に取り組めます。特に若年層については、児童相談所等の関係機関とも連携しながら、それぞれの制度の狭間に落ち入ることないように、留意して対応します

#### **キ 当事者のプライバシーの尊重**

相談や保護の日時、相談先や当事者の氏名等を含む安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、当事者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱います。

## 第4章 計画の内容

### 1 基本目標

本計画において、目指すべき社会として、次の基本目標を掲げます。

**困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現**

### 2 基本理念

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、次の3つの基本理念に基づき、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら施策を実施します。

#### I 当事者目線に立った支援

困難な状況におかれた方の目線に立ち、多様化したニーズに応じて、当事者の意思に沿って、多様な支援を実施すること

#### II 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施すること

#### III 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障がい、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施すること

### 3 対象地域

この計画は、神奈川県内全地域を対象としています。

### 4 対象者の考え方

本計画の対象者は、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性等とします。

女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にある

## 第4章 計画の内容

ことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨にのっとり、本計画においても、対象者を困難な問題を抱える女性としています。適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱える可能性がある女性も含みます。

また、女性が抱える困難の一つに、配偶者等からの暴力があります。DV防止法上の対象者は、「配偶者から暴力を受けた者」ですが、本計画においては、DV防止法の対象外の「親、子ども、親族、交際相手からの暴力を受けた者」も含みます。

また、「暴力」とは、殴る、蹴る等の「身体的暴力」にとどまらず、暴言を吐く、脅かすなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、外出や親族・友人との付き合いを制限するなどの「社会的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」のような行為を広く「暴力」として扱います。

なお、本計画においては配偶者等からの暴力被害を受けた当事者のセクシャリティ<sup>1</sup>を問わず、対象とします。

性自認が女性であるトランスジェンダー<sup>2</sup>の方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援を検討していきます。

困難を抱えた男性（配偶者等からの暴力被害を受けた当事者を除く）への支援については、本計画の中では、記載していませんが、これは、本計画が女性支援法に基づく都道府県基本計画という性格を持つためです。当事者以外の困難を抱えた男性に関する支援のあり方については、各分野における県の個別計画の中で示すこととします。

---

<sup>1</sup> 「セクシャリティ」

性の在り方のことで、多種多様な要素のグラデーションと言われている。主な構成要素として「生物学的な性（性染色体、内外性器の形状など、客観的な事実を基にした性）」、「性の自己意識（自分は女／男である、そのどちらにも当てはまらないなど、自分の性をどのように認識しているかということ）」、「性的指向（恋愛感情や性的欲求が主にどの性別に向いているか、いないかということ）」、「表現する性（言葉遣いやしぐさ、服装など、個人が表現する性のこと）」等がある

<sup>2</sup> 「トランスジェンダー」

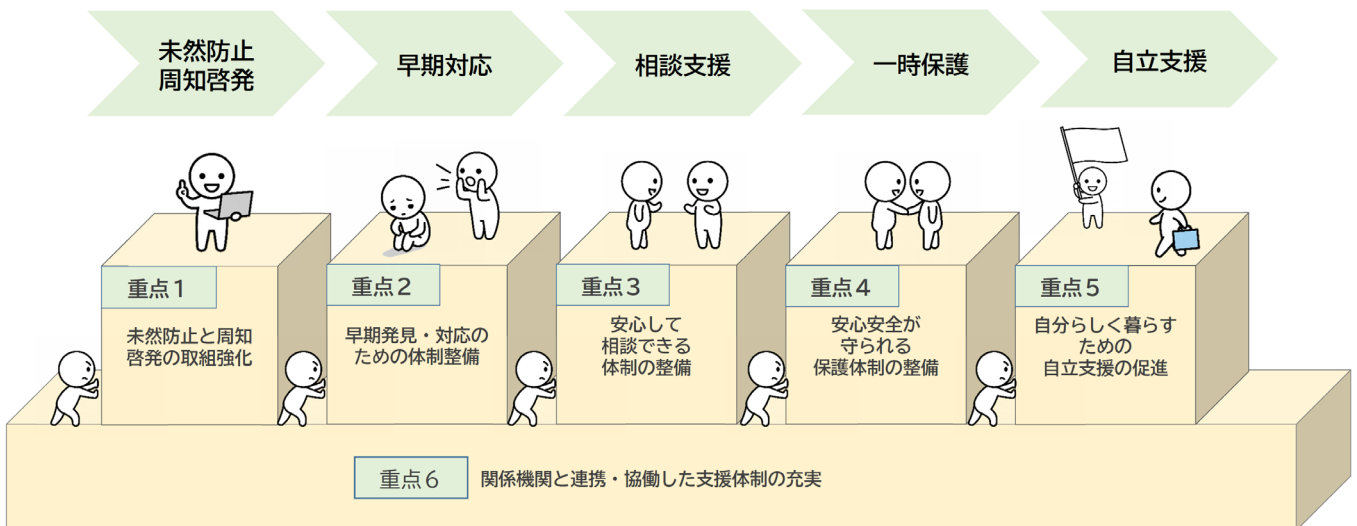
生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないという感覚（性別違和）を持つ人のこと

## 5 重点目標

現状の課題を踏まえ、次の6つの重点目標を定め、各施策に取り組めます。

- 重点目標1** 未然防止と周知啓発の取組みの強化
- 重点目標2** 早期発見・対応のための体制整備
- 重点目標3** 安心して相談できる体制の整備
- 重点目標4** 安心・安全が守られる保護体制の整備
- 重点目標5** 自分らしく暮らすための自立支援の促進
- 重点目標6** 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

本計画における当事者支援の流れ



困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現へ



## 6 支援の体制

### (1) 県と市町村の役割

当事者への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、県・市町村・関係機関との適切な役割の下、それぞれが密接に連携を取りながら実施します。

#### ア 県の役割

- ・当事者への支援に関して、中核的な役割を果たすとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・当事者への支援に関して、毎年支援計画の状況を評価・改善し、その周知を図ります。また、支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討し、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握します。
- ・当事者への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、当事者がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・広域的な観点から、市町村が実施する当事者への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供等を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、県全体の取組みが進むよう市町村への支援を行います。

#### イ 市町村の役割

- ・当事者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・当事者の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉・母子保健、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、当事者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・必要に応じて、県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮します。
- ・庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努めます。
- ・市町村基本計画及び女性相談支援員の配置に努めます。
- ・当該市町村内における、当事者への支援窓口の周知等に努めるほか、当事者への支援に関する活動を行う民間団体と協働した支援を積極的に担うことに努めます。

#### ウ 県及び市町村の役割

- ・県及び市町村は、単独又は共同して、当事者への支援を適切かつ円滑に行うため、当事者への支援に従事する者その他の関係者により構成される支援調整会議を組織するよう努めます。

- ・県及び市町村は、当事者の支援に係る施策の普及・啓発、調査研究の推進、支援に係る人事の確保や養成及び資質向上、民間団体の安全かつ安定的な運営のための援助に努めます。

### (2) 支援に関わる各機関の役割

#### ア 女性相談支援センター

女性相談支援センターは当事者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメント<sup>3</sup>を踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながらその時点において最適と考えられる支援を検討、決定し、実施します。前身は2023（令和5）年度までの旧売春防止法に基づく婦人相談所（県の呼称は女性相談所）です。

女性相談支援センターは、次の役割を有します。

- ・当事者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ・当事者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・当事者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等
- ・当事者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・当事者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

#### イ 女性相談支援員

女性相談支援員は当事者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、当事者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行います。前身は2023（令和5）年度までの旧売春防止法に基づく婦人相談員（県の呼称は女性相談員）です。

県の女性相談支援員は、次の役割を有します。

##### (福祉事務所に所属する女性相談支援員)

- ・当事者に寄り添った支援を実施
- ・丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、当事者の意思決定を支援
- ・関係機関との連絡調整を実施
- ・児童福祉、母子福祉・母子保健、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して、各種手続きに関する支援等を実施することにより、当事者を適切な支援に繋げる

##### (女性相談支援センターに所属する女性相談支援員)

- ・当事者にとって安心・安全な生活の場で適切な支援が受けられるよう、当事者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整

##### (配偶者暴力相談支援センターに所属する女性相談支援員)

- ・DV相談の実施
- ・証明書の発行、研修・啓発

---

<sup>3</sup> 「アセスメント」

当事者に関する情報を把握・分析し、本人が抱えている困難、解決すべき課題を客観的に把握すること

**(県本庁機関に所属する女性相談支援員)**

- ・ 県内の女性相談支援員との連絡調整、相談支援・助言、情報提供
- ・ 県内全体の女性支援事業の状況等のとりまとめ
- ・ 関係機関、民間支援団体の情報収集及び、連絡調整
- ・ 女性支援に関する研修、会議等の支援

**ウ 女性自立支援施設**

女性自立支援施設は、当事者が中長期に安心・安全な落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための施設です。前身は2023（令和5）年度までの旧売春防止法に基づく婦人保護施設（県の呼称は女性保護施設）です。

女性自立支援施設は、次の役割を有します。

- ・ 当事者入所施設利用（保護）による支援
- ・ 入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・ 自立促進のための生活支援
- ・ 退所者の相談援助
- ・ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

**エ 配偶者暴力相談支援センター**

配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法に基づき、女性相談支援センターやその他の適切な施設において、その機能を果たすこととされています。県では、女性相談支援センター及びかながわ男女共同参画センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、県内では、横浜市、川崎市、相模原市が各1箇所ずつ設置しています。

県が設置した配偶者暴力相談支援センターは、次の役割を有します。

- ・ 当事者に関する様々な問題について、相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ・ 当事者の心身の健康を回復するための、医学的又は心理学的な援助等
- ・ 当事者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・ 当事者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 保護命令の制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- ・ 当事者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

**オ 県警察**

県警察は、当事者の生命・身体の安全の確保を最優先に検挙その他の適切な措置を執ることとしています。配偶者等の検挙が困難な場合であっても、配偶者等に対して指導、警告を行ったり、当事者に対して防犯指導や適当な相談窓口を紹介するなど、当事者への支援を実施します。

県警察は、次の役割を有します。

- ・ 暴力の制止、当事者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずること
- ・ 当事者からDV被害を自ら防止するための援助を受けたい申出があった場合、次の措置を実施すること

- ・被害を自ら防止するための措置の教示
- ・住所又は居所を知られないようにするための措置
- ・被害防止交渉に関する事項の助言
- ・加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡
- ・被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用
- ・ストーカー、人身取引対策、性犯罪等の犯罪被害者への支援及び、加害者への対応すること。

### カ 民間支援団体

県内には、当事者を支援する民間団体が複数あり、それぞれ特色を持った活動をしています。複雑・多様化かつ複合的な問題を抱えた当事者への支援に当たっては、県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、支援を行うことが必要です。民間団体との協働にあたり、県と市町村は、当該団体がそれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法等、最大限活用できるよう支援体制の構築を検討するよう努めます。

民間支援団体は、次の役割を有します。

- ・訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ<sup>4</sup>による早期把握、女性相談支援センターや児童相談所、医療機関や警察等の支援に係る機関への同行、一時保護の受託、地域における生活の再建等の自立支援等、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施

### キ その他の関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障がい、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々です。さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数見受けられます。

女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。そのため、支援を行う県・市町村間はもとより、必要な関係機関の間で、十分な連携が図られるよう配慮する必要があります。

## (3) 各機関の連携体制

当事者への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に、連携・協働することが重要です。そのためには、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深める必要があります。

### ア 三機関の連携

女性支援法に基づき設置される、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設は、当事者への支援の中核となる機関です。三機関の間で、定期的な意見交換、研修会等の実施により、日常的な連携関係を深めます。

---

<sup>4</sup> 「アウトリーチ」

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること



### イ 民間団体との連携

当事者への支援に関する施策を当事者へ確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が必須です。当事者にかかる個人情報の適正な取扱いを確保した上で、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による柔軟できめの細かい支援、それぞれの強みを生かした協働した支援を実施します。

民間団体との連携に当たっては、当事者への支援実績などを勘案し、適切な対応に努めます。

### ウ 児童相談所等子ども施策との連携

当事者が児童を同伴している場合や、当事者本人が児童養護の対象者（18歳未満）である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等と連携協力が必要です。

そのためには、児童相談所や女性相談支援センター、女性相談支援員等が、互いに要対協<sup>5</sup>や支援調整会議に参画し、地域資源に関する情報共有や関係性づくり、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組みます。

### エ その他関係機関との連携

当事者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、三機関を中心としつつ、行政の他の分野との連携も必要不可欠です。

当事者が確実に次の段階の支援へと繋がるためにも、県及び市町村は、支援調整会議等を通じた連携体制の構築や、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組みます。

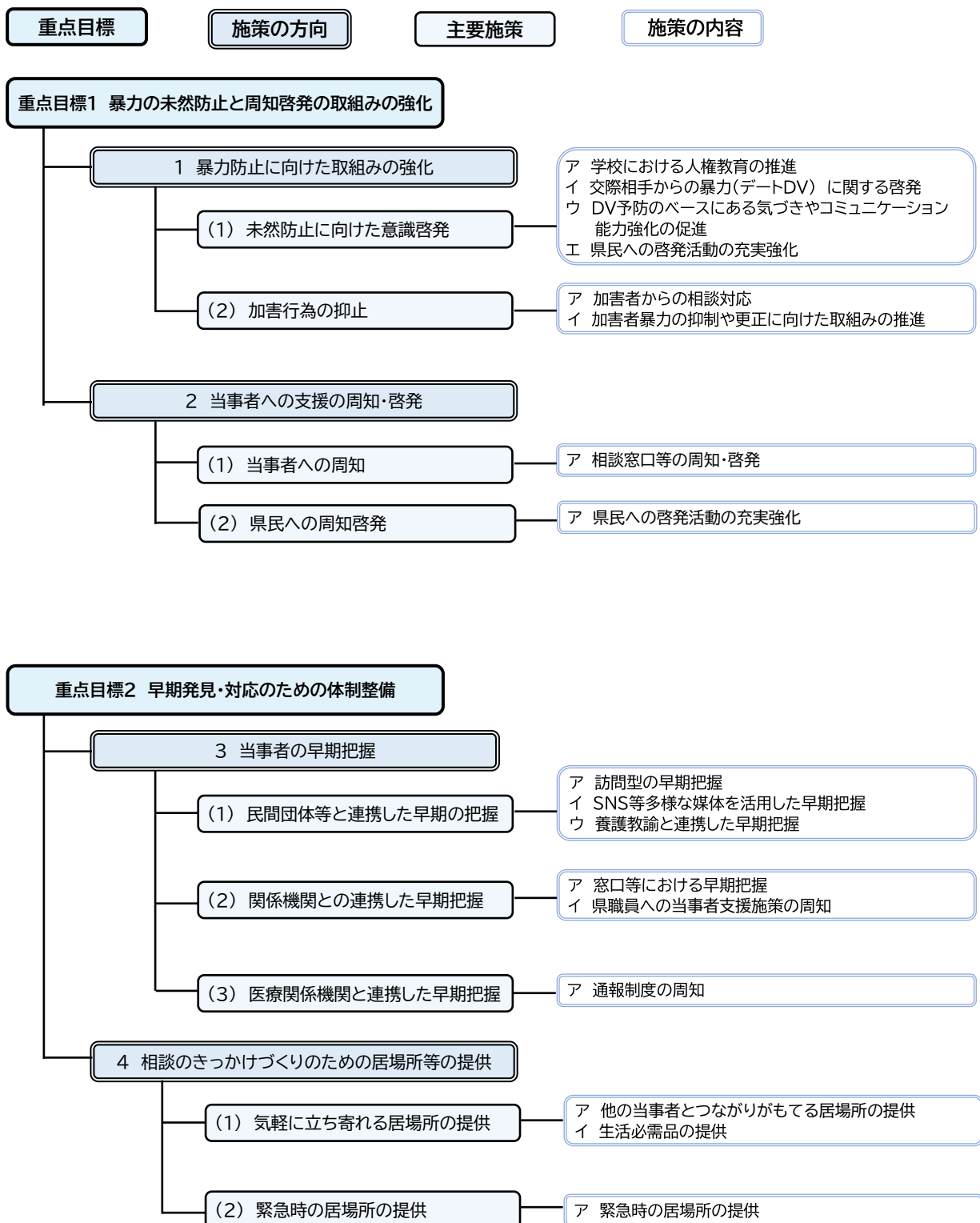
#### (日常的に連携することが想定される関係機関の例)

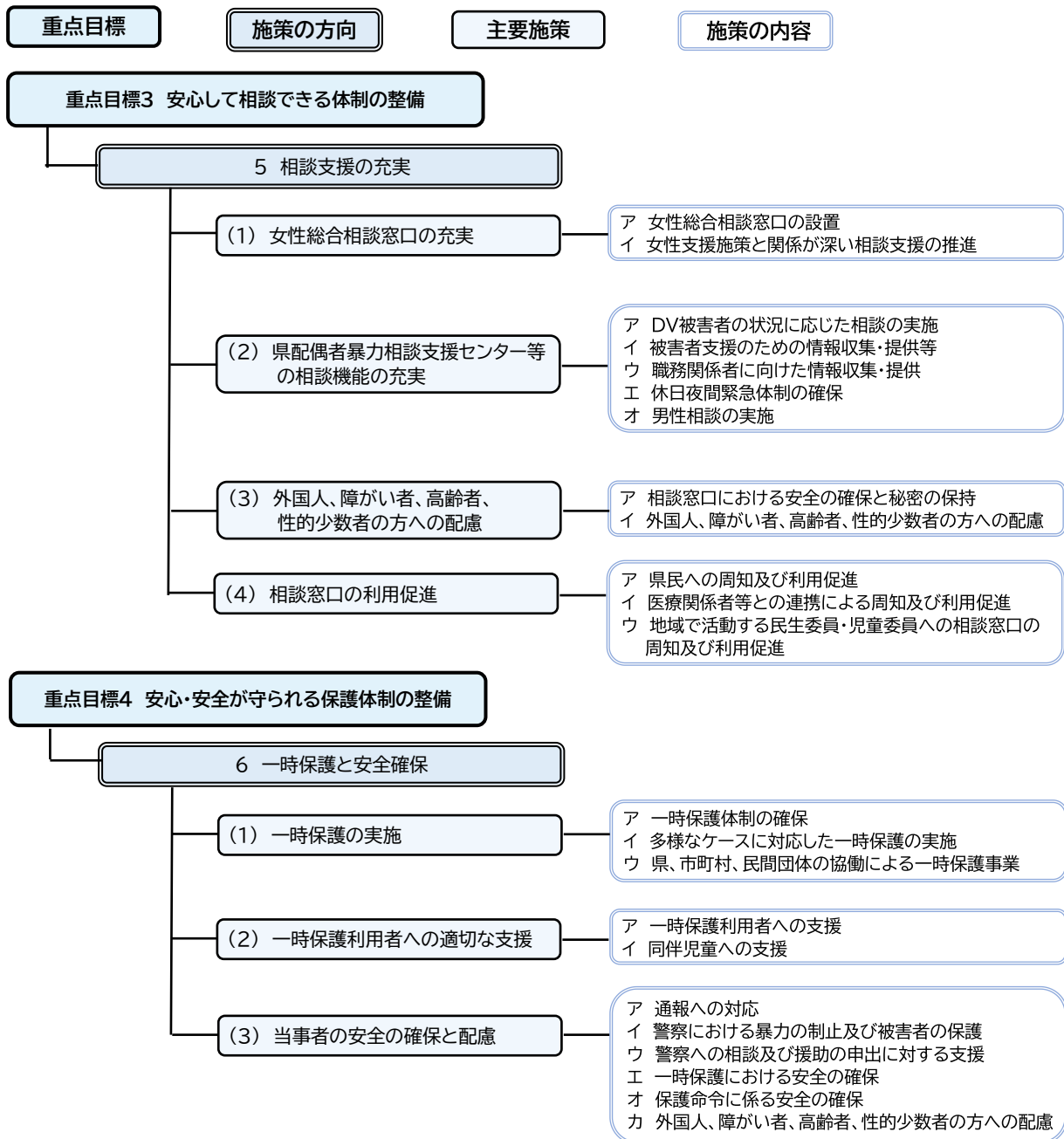
都道府県・市町村（福祉事務所、女性支援担当部局、障害保健福祉部局、男女共同参画主管部局、高齢者、母子支援所管課等）／民間団体／警察・裁判所・日本司法支援センター・弁護士等／学校（幼稚園を含む）・教育委員会・保育園／保健所・精神保健福祉センター・市町村保健センター／職業紹介機関・職業訓練機関／児童相談所／医療機関・障害福祉サービス事業所・その他社会福祉サービス関係者等／配偶者暴力相談支援センター・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター・男女共同参画センター／生活困窮者自立相談支援機関／母子生活支援施設／社会福祉協議会／民生委員・児童委員 等

<sup>5</sup> 「要対協」

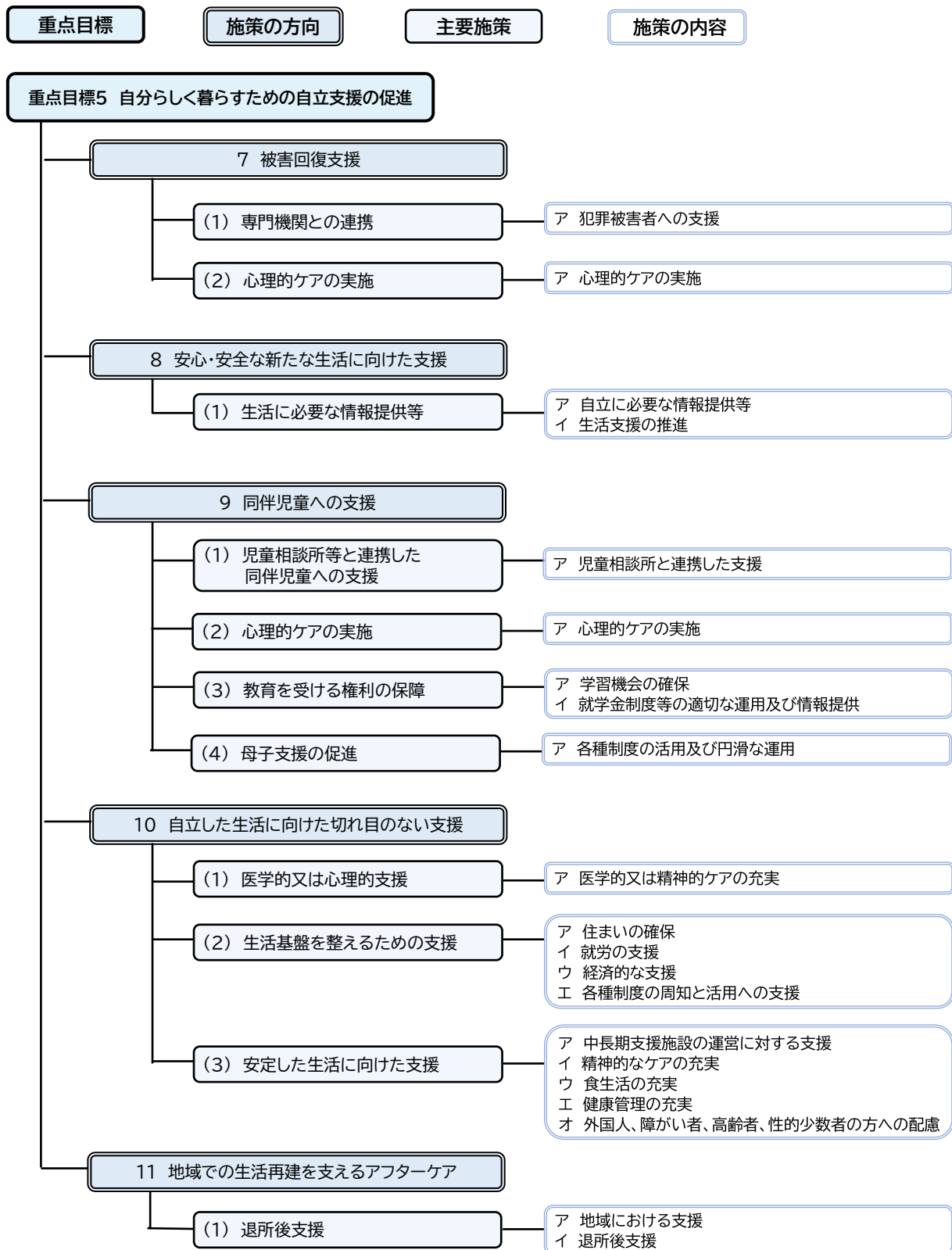
要保護児童対策協議会のこと。（児童福祉法第25条の2）市町村が設置し、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される

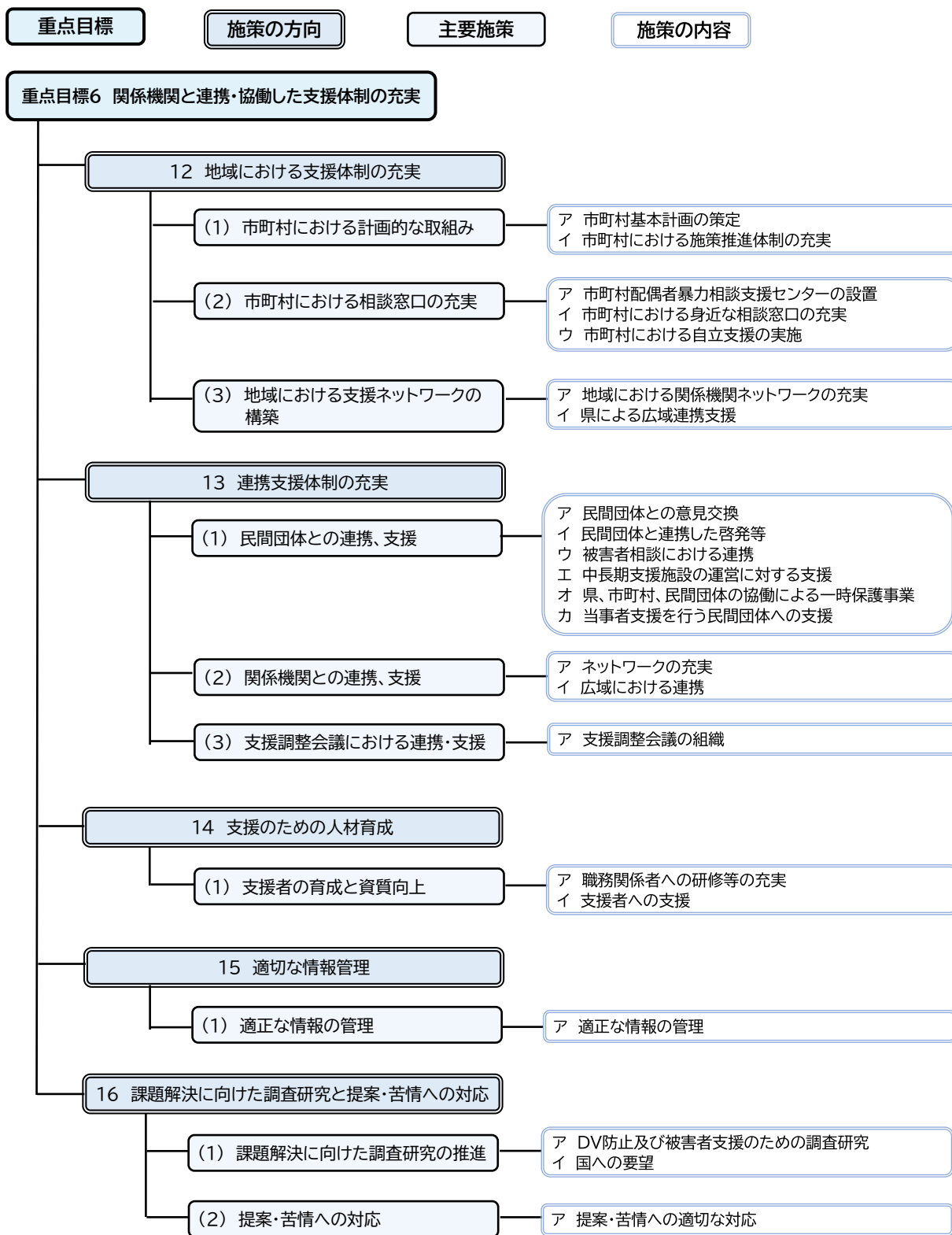
## 7 施策の体系











## 8 具体的な取組み

### 重点目標1 暴力の未然防止と周知啓発の取組みの強化

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるとともに、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしよう人権尊重の意識を早い時期から醸成するとともに、被害者を生み出さないためのDV予防対策に取り組むことにより、暴力を未然防止することをめざします。

さらに、当事者が抱える様々な困難な問題や施策について、広く普及啓発を行うことにより、自身が困難を抱えたときに速やかに支援につながることをめざします。

### 施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化

暴力DVは、家庭内や親しい人間関係において行われた場合、外部からはその発見が困難な場合が多く、潜在化しやすい傾向にあります。また、被害者だけでなく、目撃した子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

暴力を未然に防止するため、若年層から意識啓発を行い、暴力は決して許されないこと、男性、外国人、障害者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることについて理解を深めるための啓発活動を行うなど、暴力の未然防止に取り組みます。

#### (1) 未然防止に向けた意識啓発

##### ア 学校における人権教育の推進

- ・学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。

##### イ 交際相手からの暴力（デートDV）に関する啓発

- ・中学生・高校生向けの交際相手からの暴力（デートDV）に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施し、併せて男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることを啓発するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。
- ・県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力（デートDV）を含む人権研修を実施します。

##### ウ DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進

- ・DVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を行います。

##### エ 県民への啓発活動の充実強化

- ・精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力も暴力であり、心身に有害な影響

を及ぼすことを周知し、当事者が支援につながる社会的土壌を構築するため、DV防止啓発冊子やインターネット広報などにより、県民への啓発活動の充実に努めます。

- ・暴力防止について、啓発冊子の作成・配布、インターネット動画、イベントの実施など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。精神的暴力等も暴力であることのほか、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることも啓発します。
- ・女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。
- ・DVが子どもに及ぼす影響（面前DV）についての理解を深めるための啓発を行います。
- ・犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行います。また、犯罪被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝える講座や、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さや配慮の必要性、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性等について理解を深めるための普及啓発を行います。

### (2) 加害行為の抑止

#### ア 加害者からの相談対応

- ・DVに悩む男性のための相談を実施します。【再掲】

#### イ 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進

- ・加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。
- ・加害者プログラムに関する国の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望します。【再掲】

### 施策の方向2 困難女性への支援の周知・啓発

困難な問題を抱えた女性は、相談できる窓口や、活用できる施策について知らない又は、支援の情報にたどり着かず、問題が深刻化する恐れがあります。困難な問題を抱えた女性が必要な支援を受けることができるよう、相談窓口、女性支援施策の周知・啓発に取り組めます。

併せて、女性支援施策に関する県民に対する啓発・広報に取り組めます。

#### (1) 困難を抱える女性への周知

##### ア 相談窓口等の周知・啓発

- ・困難な問題を抱えたときに相談ができる各種相談窓口や、女性支援施策の周知・啓発に努めます。

## (2) 県民への周知啓発

### ア 県民への啓発活動の充実強化

- ・当事者の現状及びその支援について、広く県民に理解を深めるための啓発を行います。
- ・私立学校の生徒や教員、その他企業、団体等、研修を希望する方に対して講師を派遣し、性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発を行います。

## 重点目標2 早期発見・対応のための体制整備

支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の対象者について、適切な支援につながるよう早期把握のための体制整備に取り組みます。

## 施策の方向3 支援対象者の早期把握

困難女性等が、相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、できる限り早期に対応する必要があります。県、市、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、支援対象者宅等への訪問、SNS等を活用して、困難女性等への早期対応に努めます。

また、DV被害者の早期把握に向け、医療機関等との連携を強化するため、相談窓口や通報制度の周知に取り組みます。

### (1) 民間団体等と連携した早期の把握

### (2) 関係機関との連携した早期把握

#### ア 窓口等における早期把握

- ・福祉関係支援窓口に限らず、各種行政窓口においても速やかに関係部署と連携できるよう、職員間の意識向上を図ります。

#### イ 県職員への困難女性等支援施策の周知

- ・庁内に向けて、困難女性等の現状、支援策等の情報を共有します。

### (3) 医療関係機関と連携した早期把握

#### ア 通報制度の周知

- ・医療関係者等に対し、相談窓口等の情報提供を図ります。【再掲】
- ・身体に対する暴力のほか、精神的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた当事者を発見した際の通報制度について、医療関係者等に対し周知を図ります。

## 施策の方向4 相談のきっかけづくりのための居場所等の提供

相談に至っていないが支援が必要な困難女性等に対し、民間団体等による気軽に立ち寄れる居場所において、寄り添いつながり続ける支援を行うことは、信頼関係の構築にとって重要であり、公的支援が必要な支援対象者においても有効です。

また、本人自身が困難に気付いているものの、他者に言えない場合や、気付いていない又は気づきを避けている場合など様々であり、支援対象者の状態に配慮しつつ適切に対応していくことが重要です。このように相談のきっかけづくりともなりうる居場所等の提供に取り組みます。

### (1) 気軽に立ち寄れる居場所の提供

#### ア 他の当事者とながりがもてる居場所の提供

- ・当事者が自由に時間を過ごし、相談員又は他の当事者とのつながりの持てる場所を確保します。個々のニーズに応じることができるよう、実施方法について柔軟に対応します。
- ・性的マイノリティ（LGBT等）、または自分がそうではないかと迷っている（性的指向や性の違和感で悩んでいる）29歳以下の方々とその家族を対象とする交流会を実施し、支援者と同じ悩みを抱えている方どうしでつながりが持てる場所を提供します。
- ・ひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、ひきこもり当事者を対象とする居場所等を市町村巡回型で実施します。

#### イ 生活必需品の提供

- ・当事者の希望に応じて生活必需品を提供します。

### (2) 緊急時の居場所の提供



## 重点目標3 安心して相談できる体制の整備

女性が抱える様々な困難に対応するため、女性総合相談窓口を設置するとともに、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとした相談機能を充実に努めます。

また、県民や医療関係者、地域で活躍する民生委員・児童委員等に対して、相談窓口の利用促進に向けた周知や、通報制度の周知について取り組むことにより、困難女性等がいつでも、早期に、安心して相談できる体制整備をめざします。

### 施策の方向5 相談支援の充実

困難女性等が相談しやすい環境を整えるため、それぞれの状況に応じた様々な相談に対応できるよう、各相談窓口におけるにおける相談機能の充実に努めます。

また、相談者及び相談を受ける職員等の安全とプライバシーを確保し、適切な情報管理を行うとともに、外国人や障害者、高齢者など、相談しにくさや複合的な悩みを抱えている相談者に対して適切な配慮を行います。

さらに、困難な問題に悩みながらも相談をためらう潜在的な支援対象者が相談しやすい環境づくりを進めるため、相談窓口の周知・利用促進などに努めるほか、SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討するなど、相談体制の充実をめざします。

#### (1) 女性総合相談窓口の充実

##### ア 女性総合相談窓口の設置

- ・経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談を実施します。

##### イ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推進

- ・SNSを活用し、ひとり親家庭への相談支援を実施します。
- ・若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、SNSや電話等を活用した相談支援を行います。また、若年妊婦等の居住地等への訪問型支援及び産科医療機関等への同行支援、妊娠判定に係る費用の助成を行います。
- ・プレコンセプションケア（将来の妊娠ために正しい健康管理を行うこと）や女性特有の更年期障害を含めた、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施する。
- ・不妊・不育に悩む県民に対して、専門家による治療等に関する相談を行い、相談者が個々の状況に応じた自己決定ができるよう支援する。
- ・外国籍県民等の生活を支援するため、相談・助言・情報提供を行います。
- ・子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な手段で相談できる窓口を開設し、より身近に相談できる環境を提供します。



- ・ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な手段で相談できる窓口を開設し、より身近に相談できる環境を提供します。
- ・子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な手段で相談できる窓口を開設し、より身近に相談できる環境を提供します。
- ・ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な手段で相談できる窓口を開設し、より身近に相談できる環境を提供します。
- ・障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付けます。
- ・医療的ケア児の家族及び支援者等に対する相談支援を実施します。
- ・相談支援事業所や相談支援専門員を増やすことで、障害者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。
- ・犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。
- ・性犯罪・性暴力の被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。
- ・性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性やLGBTsの方のための電話相談窓口を運営し、相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。
- ・専門相談員と通訳を配置し、外国人労働相談を実施します。
- ・アルコールや薬物などの依存症の方や、その家族・友人及び関係機関の方々からの依存症に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談機関の案内を行います。

### (2) 県配偶者暴力相談支援センター等の相談機能の充実

#### ア DV被害者の状況に応じた相談の実施

- ・状況に応じて相談ができるよう、電話・面接・SNS等多様な相談体制を整備します。
- ・法律相談、精神保健相談、などの専門相談を実施します。
- ・民間団体と連携した多言語による相談を実施します。
- ・相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。【再掲】

#### イ 被害者支援のための情報収集・提供等

- ・支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。
- ・支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。
- ・保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。

#### ウ 職務関係者に向けた情報収集・提供

- ・DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。

#### エ 休日夜間緊急体制の確保

- ・休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、県と警察等との緊密な連携・協力のもとに対応します。

- ・民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における相談を実施します。

**オ 男性相談の実施**

- ・男性DV被害者相談を実施します。
- ・DVに悩む男性のための相談を実施します。

**(3) 相談者一人ひとりに配慮した相談体制の充実**

**ア 相談窓口における安全の確保と秘密の保持**

- ・相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。

**イ 外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮**

- ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく、在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。
- ・性的マイノリティ（LGBT等）の当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、性的マイノリティに特化した個別専門相談を実施します。また、区役所等の行政機関や福祉施設への同行支援を実施します。

**(4) 相談窓口の利用促進**

**ア 県民への周知及び利用促進**

- ・様々な媒体を活用した広報により、相談窓口のより一層の周知に努めます。

**イ 医療関係者等との連携による周知及び利用促進**

- ・医療関係者等に対し、相談窓口等の情報提供を図ります。

**ウ 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進**

- ・地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。

## 重点目標4 安心・安全が守られる一時保護体制の整備

困難女性等の保護を行う上で、安全確保が何よりも重要です。緊急の場合に、迅速かつ適切に避難でき、安全が確保され、必要な支援を受けることができるための一時保護体制の整備をめざします。

### 施策の方向6 一時保護と安全確保

困難女性等の安全を確保し、一時保護を行うことは、女性支援法及びDV防止法により県の責務とされています。一時保護を受けようとする困難女性等が、緊張や不安が緩和され、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるように、きめ細かな相談対応を行い、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、市町村や警察、民間団体等の関係機関と連携しながら、一時保護体制の充実を図るとともに、同伴児童への支援を行います。

あわせて、困難女性等の安全を確保するため、保護命令など各種制度の活用や適正な情報の管理に努めます。

#### (1) 一時保護の実施

##### ア 一時保護体制の確保

- ・市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、その状況に合わせた迅速かつ適切な一時保護を実施します。
- ・警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における一時保護に対応します。
- ・休日夜間の受入れ体制など、適切に一時保護する体制を確保します。

##### イ 多様なケースに対応した一時保護の実施

- ・母国語による支援が必要な外国人当事者に、状況に応じた一時保護を実施します。
- ・若年層や障がい者や高齢者、性的マイノリティ等、様々な配慮を必要とする当事者に対し、適切な一時保護体制の整備に努めます。
- ・当事者妊婦（特に若年層の特定妊婦）の緊急一時保護を実施します。また、安心・安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理的ケアをいいます。併せて、産婦に対して、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケアを実施します。

##### ウ 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業

- ・県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。

#### (2) 一時保護利用者への適切な支援

##### ア 一時保護利用者への支援

- ・看護師や心理士を配置し、利用者の健康面や心理面のケアを行います。
- ・保育士による日中保育や預かり保育を実施します。
- ・民間団体が行う同伴児童の保育を支援します。

- ・民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人利用者の支援を行います。
- ・個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。

### イ 同伴児童への支援

- ・同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員（P）を配置し学習支援を行うとともに、必要な情報提供をします。
- ・心理士を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。
- ・DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。
- ・一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心安全に過ごせる環境の整備に努めます。
- ・余暇の充実やリラクゼーションを図り、心のケアを実施します。

## (3) 支援対象者の安全の確保と配慮

### ア 通報への対応

- ・DV被害者発見の通報があった場合は、通報者に当事者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、相談に対応し、緊急性が高い場合は、県と警察とで連携して、当事者の安全の確保に努めます。
- ・通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。

### イ 警察における暴力等の制止及び被害者の保護

- ・通報等により暴力や脅迫、住居侵入等が行われていると認めるときは、制止にあたるとともに、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。
- ・当事者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力等による被害の発生を防止するための措置を講じます。

### ウ 警察への相談及び援助の申出に対する支援

- ・当事者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。
- ・身体に対する暴力を受けている当事者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。
- ・ストーカー被害者等の安全確保を最優先に対応し、加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行います。
- ・人身取引の被害者に該当する可能性のある者を認知した場合は、事案に応じて、関係機関・団体と連携し、情報共有を行います。また、被害者の保護等を必要とする場合は、一時保護の上、保護機関への連絡、保護の依頼及び調整を行います。

**エ 一時保護における安全の確保**

- ・安全確保のため、相談窓口等から一時保護施設まで当事者に同行します。
- ・警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における一時保護に対応します。【再掲】
- ・安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、必要以上に制限することがないように、状況に応じて、通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備します。

**オ 保護命令に係る安全の確保**

- ・当事者に対し保護命令制度について説明し、保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。
- ・DV加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。
- ・裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、当事者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。

**カ 外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮**

- ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく、在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難がより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、当事者の立場に立った配慮を行います。
- ・民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人の支援を行います。【再掲】
- ・通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。【再掲】
- ・母国語による支援が必要な外国人当事者に、状況に応じた一時保護を実施します。【再掲】
- ・若年層や障がい者、高齢者、性的マイノリティ等、様々な配慮を必要とする当事者に対し、適切な保護体制の整備に努めます。【再掲】



## 重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進

関係機関や民間団体が相互に連携しながら、当事者目線に立った切れ目のない支援に取り組むことにより、一人ひとり異なった状況におかれている困難女性等が、それぞれの状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、自分らしく安定的に日常生活や社会生活を営むための自立支援を実施します。

### 施策の方向7 被害回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている方や、差別や社会的排除等の経験から、困難や生きづらさ等を抱えています。

このような経験からの心身の健康の回復には、一定の期間を要することも想定されるため、被害支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な支援を実施します。

#### (1) 専門機関との連携

##### ア 犯罪被害者への支援

- ・犯罪被害者に対し、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施します。
- ・犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。【再掲】
- ・性犯罪・性暴力の被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。【再掲】
- ・性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性やLGBTsの方のための電話相談窓口を運営し、相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。【再掲】

#### (2) 心理的ケアの実施

##### ア 心理的ケアの実施

- ・心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、精神的なケアの充実を図ります。
- ・心身の回復と自立のため、女性自立支援施設の環境を整備し、医学的・心理学的支援を行います。
- ・犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。

## 施策の方向8 安心・安全な新たな生活に向けた支援

困難な問題を抱える女性に対しては、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、本人の状況や意思を十分理解した女性相談支援員のサポートを受けながら、安心かつ安全な環境の下で生活できるようにすることで、心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していく必要があります。

安心できる生活環境や信頼できる人間関係を築き、自立した生活に必要な情報提供や、生活習慣のアドバイス等の支援を実施します。

### (1) 生活に必要な情報提供等

#### ア 自立に必要な情報提供等

- ・当事者の抱えている課題を整理し、自立に向けた情報提供を行います。
- ・犯罪被害者等の公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるよう、検察庁や刑事裁判、医療機関や警察等への付添支援を実施します。

#### イ 生活支援の推進

- ・当事者の意思を尊重しつつ、利用者の抱える課題を整理し、退所後に日常生活を円滑に送れるよう生活支援を実施します。
- ・家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、市町村と情報交換を行うとともに、犯罪被害者等への情報提供を行います。
- ・日常の栄養管理、食生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた食生活管理の支援を行います。【再掲】
- ・喫食量調査や、食事アンケートを実施し、入所者の食生活の充実を図ります。【再掲】

## 施策の方向9 同伴児童への支援

一時保護所利用者のうち約4割が子どもを連れており、同伴児童への支援も必要です。学習支援はもちろんのこと、子どもや母等から話を聴き、必要に応じて医療機関や児童相談所、児童福祉主管課、教育機関とも連携します。また、心理的ケアや相談支援等も合わせて実施し、同伴児童も一人の支援対象者として尊重しつつ、母子に対する支援を実施します。

### (1) 児童相談所等と連携した同伴児童への支援

#### ア 児童相談所等と連携した支援

- ・DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。【再掲】



## (2) 心理的ケアの実施

### ア 心理的ケアの実施

- ・児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。

## (3) 教育を受ける権利の保障

### ア 学習機会の確保

- ・同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員（P）を配置し学習支援を行うとともに、必要な情報提供をします。【再掲】
- ・一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心安全に過ごせる境の整備に努めます。【再掲】
- ・帰国児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒への支援として、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が多数在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みごとの相談などの指導・支援を行います。また、県内で外国につながるのある子どもの支援を行っているNPO等との連携を密に図り、学校内外の支援を充実させます。
- ・帰国・外国人児童・生徒等の受入から卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、地域人材との連携による、帰国・外国人児童・生徒等の公立学校への受入促進・日本語指導の充実・保護者を含めた支援体制の整備に係る取組を実施します。

### イ 就学金制度等の適切な運用及び情報提供

- ・子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。
- ・公・私立高等学校における各就学支援制度の審査において、状況に配慮した運用を行うとともに、適切な情報提供に努めます。
- ・高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親、又はひとり親家庭の児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、対策講座の受講費用の一部を支給します。

## (4) 子どもを同伴した当事者への支援の促進

### ア 各種制度の活用及び円滑な運用

- ・子どもを同伴している当事者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。
- ・児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに、受給のための証明書を発行する等円滑な運用に努めます。
- ・ひとり親家庭等への生活支援に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。

- ・ひとり親家庭等に医療費の一部を助成します。
- ・経済的に困窮するひとり親家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長をするため資金を貸し付けます。
- ・ひとり親が別居親から安定・継続的に養育費を受け取ることができるよう、公正証書の作成経費補助、養育費の取決めや不払い時の強制執行に係る弁護士費用の補助、養育費不払いに備えた保証契約を結ぶ際の保証料の補助を行います。
- ・市（政令・中核市除く）が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、助産を実施した場合に、その措置費の一部を負担します。
- ・在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイトのため、居宅を訪問して家族に代わって介助を行う看護師等の訪問支援を実施する市町村に対し、看護師等の報酬等の一部を支援します。

### 施策の方向10 自立した生活に向けた切れ目のない支援

困難女性等が一時保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どもの養育や就学など、解決すべき様々な課題があります。住まいの確保や就労の支援など、生活基盤を整えるための支援だけでなく、心理的ケアや被害者と同居する子どもへの支援などにより、安定した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

また、一時保護施設退所後の入所先の一つである女性自立支援施設の環境充実に努め、困難女性等の自立に向けた支援を行います。

#### （1）医学的又は心理的支援

##### ア 医学的又は精神的ケアの充実

- ・心身の回復と自立のため、女性自立支援施設の環境を整備し、医学的・心理学的支援を行います。【再掲】
- ・ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、心身回復を支援します
- ・自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを実施します。
- ・犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。
- ・性犯罪・性暴力被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担します。

#### （2）生活基盤を整えるための支援

##### ア 住まいの確保

- ・民間団体との連携を図りながら、住宅確保要配慮者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。

- ・ 県営住宅における、困難女性等の住まいの確保に努めます。
- ・ 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。

### イ 就労の支援

- ・ 自立に向けた就労支援を行います。
- ・ 県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用、雇用保険に関する情報を収集し、困難女性等に提供します。
- ・ 母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施するとともに、資格習得を目指し養成機関等で就学する母子家庭の母等に対し、生活の負担の軽減を図るために給付金等を支給します。
- ・ 生活保護受給者のための就労支援を実施します。
- ・ 若年無業者等の若者の職業的自立に向けて、各人の置かれた状況に応じた個別・継続的に包括的な支援を行います。
- ・ 支援の隙間で孤立する若年女性を対象に、自立する力を養うための様々なサポート付きのシェアハウスを提供し、就労を支援します。
- ・ 経済的に困難性を有する、あるいは正規・専門職への就労を目指す母子家庭の母に対し、職業訓練を受講する機会を優先的に付与します。
- ・ 求職中の中高齢者、定年退職前後の方に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施します。
- ・ 障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行います。
- ・ 正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等に対し、カウンセリング等の就業支援を実施します。
- ・ 就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施します。

### ウ 経済的な支援

- ・ 経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、助言等を行います。
- ・ 福祉事務所において、生活保護の円滑かつ適切な運用を行います。
- ・ 経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について助言等を行います。

### エ 各種制度の周知と活用への支援

- ・ 医療保険、年金など、自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。
- ・ 法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。
- ・ 当事者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。

- ・市町村の犯罪被害者等に係る取組支援や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度などほかの制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。
- ・犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。

### (3) 安定した生活に向けた支援

#### ア 中長期支援施設の運営に対する支援

- ・一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体を支援します。

#### イ 精神的なケアの充実

- ・精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。
- ・心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、精神的なケアの充実を図ります。

##### 【再掲】

- ・カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。
- ・犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。

#### ウ 食生活の充実

- ・日常の栄養管理、食生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた食生活管理の支援を行います。
- ・喫食量調査や、食事アンケートを実施し、入所者の食生活の充実を図ります。

#### エ 健康管理の充実

- ・入所者の健康管理のため、定期健康診断及び婦人科検診を実施します。
- ・日常の健康管理、生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた服薬管理等の支援も行います。

#### オ 外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮

- ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。【再掲】

## 施策の方向11 地域での生活再建を支えるアフターケア

地域生活への移行に際しては、孤立しないように、地域での生活再建を支えるアフターケアを実施します。

### (1) 退所後支援

#### ア 地域における支援

- ・新たな地域で自立生活を始める場合、当事者の意向を確認し、必要な支援が引き継がれるように努めます。
- ・自立生活を始める当事者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。

## 第4章 計画の内容

---

- ・各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが当事者に同行します。
- ・一時保護施設を退所し、地域で生活する当事者のための相談や情報提供を実施します。

### イ 退所後支援

- ・自立支援施設の退所後、自立した生活を送るうえで課題を抱えている退所者に、自立に向けた支援を行います。
- ・退所者が他の退所者や職員と交流し、意見交換や情報交換等ができる場を提供します。



## 重点目標6 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

困難女性等への支援に関わる県、市町村、警察、民間団体、関係機関等すべての関係者が、対等な関係性の下、各機関がそれぞれの分野の強みを発揮し、本人を中心に、連携・協働した支援を実施することを目指します。

### 施策の方向12 地域における支援体制の充実

市町村や地域の保健福祉事務所などは、困難女性等の最も身近な相談窓口として重要な役割を果たしています。特に市町村は基礎的自治体として、困難女性等支援に直接つながる多様な機能を有していることから、地域の実情に合わせた幅広い取組みが求められています。そのため、市町村基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置に努めるとともに、相談窓口の設置や被害者に対する情報提供、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を実施します。

県は、困難女性等支援における中核として、一時保護等を実施するほか、市町村基本計画の策定に対する支援や、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置についての働きかけ、研修等の広域的な施策の実施など、市町村との連携を深めながら支援を行います。

#### (1) 市町村における計画的な取組み

##### ア 市町村基本計画の策定

- ・市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。
- ・市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。

##### イ 市町村における施策推進体制の充実

- ・市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。

#### (2) 市町村における相談窓口の充実

##### ア 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置

- ・DV被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。
- ・市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。

##### イ 市町村における身近な相談窓口の充実

- ・市町村は、相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。
- ・市町村は、相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアル

ルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。

- ・市町村の相談窓口職員への支援を行います。
- ・相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、被害者が利用できる施策について情報共有を行います。【再掲】
- ・支援を行う職員が当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行います。【再掲】
- ・各市町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口等との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。

### ウ 市町村における自立支援の実施

- ・県内市町村のDV対策及び困難女性状況調査、地域情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施します。
- ・新たな地域で自立生活を始める場合、当事者の意向を確認し、必要な支援が引き継がれるように努めます。【再掲】
- ・自立生活を始める当事者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。【再掲】
- ・各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが同行します。【再掲】

## (3) 地域における支援ネットワークの構築

### ア 地域における関係機関ネットワークの充実

- ・地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。
- ・県、県警察、民間支援団体と市町村での検討会や、支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、事例検討や情報交換を行う等、相互の連携方法を検討します。

### イ 県による広域連携支援

- ・市町村等と調整し、当事者が必要な支援を受けることができるよう努めます。
- ・県保健福祉事務所等は、町村と連携して相談や自立支援を行います。
- ・県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。
- ・法律相談、精神保健相談、などの専門相談を実施します。【再掲】
- ・民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。【再掲】
- ・男性DV被害者相談を実施します。【再掲】
- ・DVに悩む男性のための相談を実施します。【再掲】
- ・休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、県と警察等との緊密な連携・協力のもとに対応します。【再掲】
- ・市町村の犯罪被害者等に係る取組支援や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度などほかの制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。



### 施策の方向13 連携支援体制の充実

行政だけでは支援の手が届かない困難女性等に対して、よりきめ細かな支援を行っている民間団体と協働しながら、一時保護や、県と市町村、民間団体の三者が協働して実施する一時保護事業に引き続き取り組むほか、連携して啓発や相談事業などを行います。

また、困難女性等への支援内容を充実させるため、困難女性等支援を行っている民間団体への支援を行うほか、民間団体や関係機関と定期的に意見交換を行い、施策や事業への反映・見直しに取り組みます。

さらに、県、市町村、民間団体、関係機関が一体となって困難女性等に適切な支援ができるよう支援調整会議等のネットワークづくりに取り組みます。

#### (1) 民間団体との連携、支援

##### ア 民間団体との意見交換

- ・取組みの充実に向け、当事者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。

##### イ 民間団体と連携した啓発等

- ・啓発資料等は、民間団体に蓄積された支援のノウハウ等を踏まえて作成します。
- ・DV被害の若年齢化を踏まえ、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、学校等の教育現場でのDV防止啓発事業を実施します。
- ・犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等のおかれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施します。

##### ウ 被害者相談における連携

- ・民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。【再掲】
- ・民間団体と連携した多言語による相談を実施します。【再掲】
- ・犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。

##### エ 中長期支援施設の運営に対する支援

- ・一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。【再掲】

##### オ 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業

- ・県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。【再掲】

##### カ 困難女性等支援を行う民間団体への支援

- ・民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。
- ・民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。

- ・民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。
- ・民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。
- ・当事者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。
- ・民間委託施設等を利用している当事者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）の貸付を行う事業者を支援します。
- ・ひとり親家庭の親に住宅支援資金（入居している家賃の実費の一部）の貸付を行う事業者を支援します。
- ・NPO活動をサポートするために、相談や情報提供、説明会等を実施します。
- ・地域における様々な課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティア、NPO等の人材の育成などに取り組む県民の「学びの場」を提供し、支援者の育成を支援します。
- ・在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイトのため、居宅を訪問して家族に代わって介助を行う看護師等の訪問支援を実施する市町村に対し、看護師等の報酬等の一部を支援します。
- ・犯罪被害者等への支援に取り組む民間団体や自助グループ等に対して、情報提供等の支援を行います。

### (2) 関係機関との連携、支援

#### ア ネットワークの充実

- ・当事者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。
- ・通報制度や保護命令制度を活用した支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。
- ・子どもへの接近禁止命令等が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。
- ・関係機関・関係団体が連携し、当事者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。
- ・県、県警察、民間支援団体と市町村での検討会や、支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、事例検討や情報交換を行う等、相互の連携方法を検討します。

#### イ 広域における連携

- ・支援に当たっては、必要に応じて、県外の女性相談支援センターや女性自立支援施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。
- ・関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。
- ・市町村の犯罪被害者等に係る取組支援や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度などほかの制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。

### (3) 支援調整会議における連携・支援

#### ア 支援調整会議の組織

- ・早期に円滑かつ適切な支援が行えるよう、県、市町村、民間団体、関係機関で構成される支援調整会議を組織します。
- ・効果的な会議の在り方の研究に努めます。

## 施策の方向14 支援のための人材育成

困難女性等への支援には支援者にも専門性が求められ、本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重しつつ、本人に寄り添う丁寧な支援を行うことができるよう、さまざまな研修等を通じて支援者の育成と資質向上を図ります。

### (1) 支援者の育成と資質向上

#### ア 職務関係者への研修等の充実

- ・相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、被害者が利用できる施策について情報共有を行います。
- ・支援を行う職員が当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行います。
- ・適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。
- ・県・市町村の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。
- ・支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。
- ・県及び市町村における支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。
- ・県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図ります。

#### イ 支援者への支援

- ・支援に携わる相談員等の心理的安定を図り、より良い支援を実施できるよう、組織内での助言指導等（スーパーバイズ）を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。
- ・市町村の相談窓口職員への支援を行います。【再掲】
- ・性犯罪・性暴力被害者の対応として、性暴力対応看護師（SANE）養成のための研修や、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。また、支援者、相談員のスキルアップのための研修会等や、メンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等（スーパーバイズ）を実施します。

## 施策の方向15 適切な情報管理

困難女性等の支援に際しては、本人の極めて高度なプライバシー情報を扱うことが多いため、その個人情報の適正かつ厳重な情報管理を行います。

### (1) 適切な情報の管理

#### ア 適切な情報の管理

- ・相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。
- ・一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理に努めます。
- ・職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。

## 施策の方向16 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応

困難女性等支援のための調査研究を行い、施策に反映させるとともに、必要な法整備等について国へ要望します。また、県・市町村等の関係機関は、県民等からの提案や被害者からの苦情の申出について適切・迅速に対応します。

### (1) 課題解決に向けた調査研究の推進

#### ア 課題解決のための調査研究

- ・調査や研究を実施し、施策に反映させます。
- ・国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。

#### イ 国への要望

- ・支援に関する取組みの充実や、支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。
- ・困難女性等支援制度及び国庫補助の充実、男性DV被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。
- ・加害者プログラムに関する国の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望します。

### (2) 提案・苦情への対応

#### ア 提案・苦情への適切な対応

- ・県民等からの施策に関する提案、当事者からの苦情の申出を受けた場合は、当事者の置かれている状況に配慮して、適切・迅速に対応するよう努めます。

## 第5章 推進体制

当事者支援の施策の推進にあたっては、市町村等の関係機関や民間団体と連携・協働して取り組んでいきます。また、計画を推進する中で、必要に応じて施策・事業の見直し、充実を図ります。

### 1 神奈川県男女共同参画審議会

県の附属機関として、男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、または知事に意見を建議します。また、毎年度、計画の進捗状況について、評価を行います。

### 2 神奈川県共生推進本部

知事を本部長とする県庁内の意思決定機関で、各局長が構成委員となっています。男女共同参画審議会の意見を踏まえ、当事者支援策にかかわる計画の策定や推進について総合的な企画や調整を行うことにより、施策を推進します。

### 3 かながわ困難女性等支援調整会議（仮称）

#### （1）会議の性格

- ア 女性支援法第15条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成する会議体です。
- イ DV防止法第5条の2に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成する会議体です。

#### （2）目的

- ア 地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること
- イ 支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携のあり方を明確化すること。
- ウ 健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供し本人が選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること

#### （3）構成員

##### （想定される機関の例）

県・市町村の女性支援担当部局、DV被害者支援担当部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている民間団体、女性相談支援員、女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性等に関し、訪問や巡回、居場所の提



供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援に関する福祉関係機関、就労支援機関など

### (4) 会議のあり方の検討

会議の組織後も、会議体の効果的、効率的な設置、運用のあり方について、構成員からの意見及び支援の実情に合わせて、引き続き検討を進めていきます。また、本会議体で取扱う情報は、当事者の高度な個人情報を取扱うことになるため、その情報の取扱いについては、十分な留意が必要です。